

# 令和元年度包括外部監査の結果報告書

～ 下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について～

令和2年3月

甲府市包括外部監査人 柴山聡

# 目 次

第1	監査の概要	1
I	監査の種類	1
II	監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）	1
III	監査の対象期間	1
IV	事件を選定した理由	1
V	監査の実施期間	2
VI	監査の対象部局	2
VII	監査従事者	2
VIII	利害関係	3
IX	監査の視点	3
X	監査の主たる実施方法	3
第2	対象事業の概要	5
I	下水道法について	5
II	甲府市の下水道事業のあゆみ	7
III	甲府市上下水道局の組織・人員・職務分掌	7
IV	甲府市上下水道局における下水道事業の規模	13
V	現有施設の概要	15
VI	使用料についての基本的な考え方	20
VII	受益者負担金についての基本的な考え方	23
VIII	未接続家屋解消に向けて	25
IX	経営戦略について	26
第3	監査の指摘事項及び意見の概要	28
第4	監査の指摘事項及び意見	34
I	徴収・債権管理・支出助成金	34
1	受益者負担金	34
2	支出助成金	35
3	未接続家屋	37
4	下水道使用料の徴収	37
5	債権管理	40
6	平成12年度から平成14年度に渡る下水道使用料の未賦課問題	43

II	財産管理・物品管理	47
1	未稼働設備の減損処理の必要性	47
2	固定資産明細書（固定資産台帳）記載内容の不備	50
III	契約・委託業務	56
1	随意契約におけるガイドラインの策定と結果の公表	58
2	指名選考委員会議事録の記録及び保存	60
3	一者入札を解消するための取り組み	62
4	トータルコストに基づく事業者の選定	64
5	外部委託した業務に係る技術及び知識の継承	66
IV	会計処理	67
1	水洗便所改造資金貸付金の勘定科目誤り	70
2	貸倒引当金の算定方法誤り	72
3	貯蔵品の計上漏れ	74
4	貯蔵品の購入・使用計画に関する管理	79
5	預り金残高の検証について	81
6	長期前受金残高の根拠資料との不一致	82
7	キャッシュ・フロー計算書の表示誤り	83
8	キャッシュ・フロー計算書の金額誤り	85
9	消費税の計算誤り	87
10	決算業務体制について	93
V	人件費管理	95
1	退職給付引当金の正確性	95
2	賞与引当金の正確性	98
3	人件費配賦の妥当性	100
VI	経営戦略・中期経営計画	102
1	ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画	102
2	中期経営計画	103
3	戦略推進計画	111
4	受入負担金（一般会計繰入金）	114
5	下水道使用料設定	122
VII	内部統制	128
1	情報セキュリティに関する自己点検の未実施について	128

## 第1 監査の概要

### I 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### II 監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）

下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について

なお、地方自治法第252条の30第1項の趣旨に基づいて、甲府市監査委員に対し、令和元年7月4日、同事件の選定の旨を後掲の「事件を選定した理由」を付して通知した。

### III 監査の対象期間

原則として、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

ただし、必要に応じて、平成29年度以前及び平成31年度の既執行分を含む。

### IV 事件を選定した理由

- 1 下水道事業は、市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、市民生活にとって不可欠なものであり、常にユーザーである市民の意向を無視できないものであるところ、「甲府市上下水道事業経営戦略2018年度～2027年度」によれば、お客様満足度調査（2016年度実施）において、「満足」・「やや満足」の合計回答割合は38.6%にとどまっている。同経営戦略にあつては、経営方針の中に「お客様満足度の高い下水道（信頼）」を掲げており、また同経営戦略の上位計画である「第六次甲府市総合計画」（平成28年度～平成37年度）においても、基本目標4「自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）」の中の「【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する」施策7にあつては生活排水の適正処理を掲げるなど、甲府市としては様々な施策を講じているものと思われるが、いわゆるPDCAサイクル（PLAN-DO-CHECK-ACTION）の視点に立ち、外部から現状の監査をすることには大きな意味がある。
- 2 ところで、甲府市では平成19年に水道事業と下水道事業の組織統合をした甲府市上下水道局が誕生したが、それ以前である平成12年度から同14年度において、本来賦課されるべき下水道使用料が賦課されなかった問題を生じていたところ（10,013件、総額476,021,727円）、平成30年3月末時点までに、うち8,904件、総額441,255,235円の納付を得て、また分納誓約をいただいた市民からは引き続き分納を受けることにより、最終的に徴収できる見込みのない1,100件合計金額34,228,535円について不納欠損処分をおこなった。この顛末は、昨年度5月に、甲府市上下水道局のWEBサイトで更新されたが、常に公平・適正な徴収事務がなされないと市政に対する信頼は大きく揺らぐこととなるので、改善策又は再発防止策をどのように採用して実施しているのかを確かめる必要がある。

- 3 また、地方公営企業として独立した会計を有する甲府市上下水道局下水道事業会計は平成30年度予算において収益的収入78億円余、資本的収入33億円余と収入合計110億円を超え、甲府市全体の同年度の一般会計予算における歳入が746億円であることを踏まえると、大きな規模にあるということが出来る。このような状況において、下水道事業についての財務事務が、関係諸法令に準拠し適正に執行されているか、経営が効率的・効果的に行われているか等について監査を実施することは有用である。
- 4 さらに、下水道事業は、将来の人口減少による収入減、老朽化した施設の改修費や自然災害への対策費などの問題を抱えており、収支全般について決して楽観視できない分野で、今後は、施設の計画的かつ効率的な維持管理と更新投資が必要であることから、中核市へ移行した初年度に、批判的視点及び指導的視点をもってテーマとして取り上げる意義は大きいと考え、選定することとした。

## V 監査の実施期間

令和元年7月31日から令和2年2月21日

## VI 監査の対象部局

甲府市上下水道局総務課・経営企画課・工事検査課・営業課・給排水課・計画課・下水道課・浄化センター

甲府市役所総務部契約管財室

## VII 監査従事者

包括外部監査人	柴 山 聡 (弁護士)
補 助 者	高 岡 敏 夫 (公認会計士)
補 助 者	井 上 光 昭 (公認会計士)
補 助 者	野 中 孝 憲 (公認会計士)
補 助 者	今朝丸 亜矢子 (公認会計士)

以上5名

なお、包括外部監査人は甲府市との間で、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づいて、平成31年4月1日付で包括外部監査契約書の調印を了している。また、包括外部監査人は甲府市監査委員に対し、平成31年4月15日、地方自治法第252条の32第1項の規定に基づいて、上記各補助者に監査の事務を補助させたい旨の協議を申し出、甲府市監査委員から、平成31年4月26日付でこのことに異存ない旨の回答を得ている。

## Ⅷ 利害関係

上記包括外部監査人には、包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により制限されるべき利害関係（「自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」に該当する利害関係）は存しない。

## Ⅸ 監査の視点

- 1 包括外部監査人の監査について、地方自治法第252条の37第1項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、(同法)第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする」と定め、また同法第252条の37第2項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が(同法)第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない」と定める。

ここに引用されている地方自治法第2条第14項及び同第15項の規定は、以下のとおりである。

第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第15項 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

- 2 以上のことから、次に掲げる視点を常に意識して、監査を行った次第である。

- (1) 合規性（適法性）

事業が、関連法令や条例を遵守して行われているか。

- (2) 経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E監査」）

住民福祉の増進に寄与するものであるか検証するとともに、

- ① 無駄な支出が行われていないか、財源の確保に努めているか（経済性）。
- ② 最小の経費・労力で、成果を上げているか（効率性）。
- ③ 所期の目的や趣旨に見合った成果が表れているか（有効性）。

- (3) 公平性

すべての市民に対し、公平な取り扱いがなされているか。

- (4) 透明性（いわゆる「見える化」）

市民の目線に立ち、事業経営について、市民に対する説明責任が果たされているか。

## X 監査の主たる実施方法

- 1 担当者へのヒアリング、徴求した書類（関連台帳・帳簿・契約書・申請書・伝票等）の閲覧及び担当者からの意見聴取を繰り返すことにより、事業概況を正確に把握した

上で、その分析を行った。

- 2 関係法令及び条例を把握し、これらに準拠した事業運営がなされているか確認を行った。
- 3 事業場の現場視察を行うことにより、事業実態を把握し、併せて資産管理の状況を確認し、担当者へのヒアリングを踏まえて分析を行った。

## 第2 対象事業の概要

### I 下水道法について

#### 1 沿革

- (1) 下水の排除がなされないと、停滞した汚水によって不衛生な環境となり、伝染病の発症が危惧される。また、併せて都市の美観を損ない居住条件が悪くなる。こういったことから、市街地における生活排水や雨水の停滞による不衛生状態を改善し、土地の清潔を保持することを目的として明治33年に旧下水道法が制定された。
- (2) 戦後、内務省解体と省庁再編に伴い、下水道管渠は建設省の、終末処理場は厚生省のそれぞれ所管となった。昭和33年に下水道法の抜本的改正が行われ、その目的は「都市環境の改善を図り、もって都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与する」こととされたが、当時は雨水と汚水の合流式下水道を前提とした都市内の浸水防除と都市内の環境整備が重点であり、いまだ公共用水域の水質保全の項はなかった。
- (3) ところで、上記の下水道事業執行体制の二元化には、下水処理場と管渠の一体的な計画・整備ができないという難点があり、前記下水道法の改正とほぼ同時期に成立した水質保全法や工場排水法の趣旨を下水道行政に活かすことを遅らせた。将来の下水道の基本的な方向は水質保全であるとの理由で、下水道法の一部改正により下水道行政が建設省に一元化されたのは昭和42年、急速な河川の汚濁の進行への対策として「公共用水域の水質の保全に資する」ことを目的規定に盛り込んだ改正法が成立するのは昭和45年のことであり、これによってほぼ現在の下水道法の枠組みができあがった。

#### 2 現行法と条例

- (1) 現行下水道法第1条には、「この法律は、…下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする」とある。
- (2) 下水道法では、下水道について「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（尿尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう」と定義する（下水道法第2条2号。後述の甲府市下水道条例においても、その第2条（2）で同様の定義をしている）。そのうち、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」又は「主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの」のいずれかに該当するものを、公共下水道という（下水道法第2条3号イ・ロ）。
- (3) 同法第2章第1節では、公共下水道の管理についての規定を置く。具体的には、公共下



水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとし（同法第3条）、公共下水道の管理者はあらかじめ都道府県知事と協議の上事業計画を定めなければならない（同法第4条1項2項）、次条以下で当該計画についての詳細な要件を定めている。他方、「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる」（第20条1項）、「公共下水道管理者は、政令で定めるところを参酌して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない」（第21条2項）、「この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。」など、具体的な管理手段の多くは、条例に委ねられている。

- (4) 甲府市下水道条例では、第1条に目的規定として「この条例は、本市の公共下水道の設置、管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という）その他法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする」と記したうえで、公共下水道の定義を「下水を排除し、又は処理するために市が設置する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」とし（同条例第2条（3））、前記下水道法第2条3号のうちイの定義に相当するものとしている。

その上で、排水設備の設置等（第3条～第8条）、公共下水道の使用（第9条～第16条の2）、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（第17条～第22条）と、管理上必要な事項を規定し、かつ具体的な事務等の一部は同条例施行規程に委ねている。

## II 甲府市の下水道事業のあゆみ

- 1 甲府市は、前記の旧下水道法下の昭和29年、厚生大臣及び建設大臣より下水道事業計画の認可を受け、下水道事業に着手した。当時の事業計画書における「下水道築造の必要な理由」には、以下の記載がある。

### 記

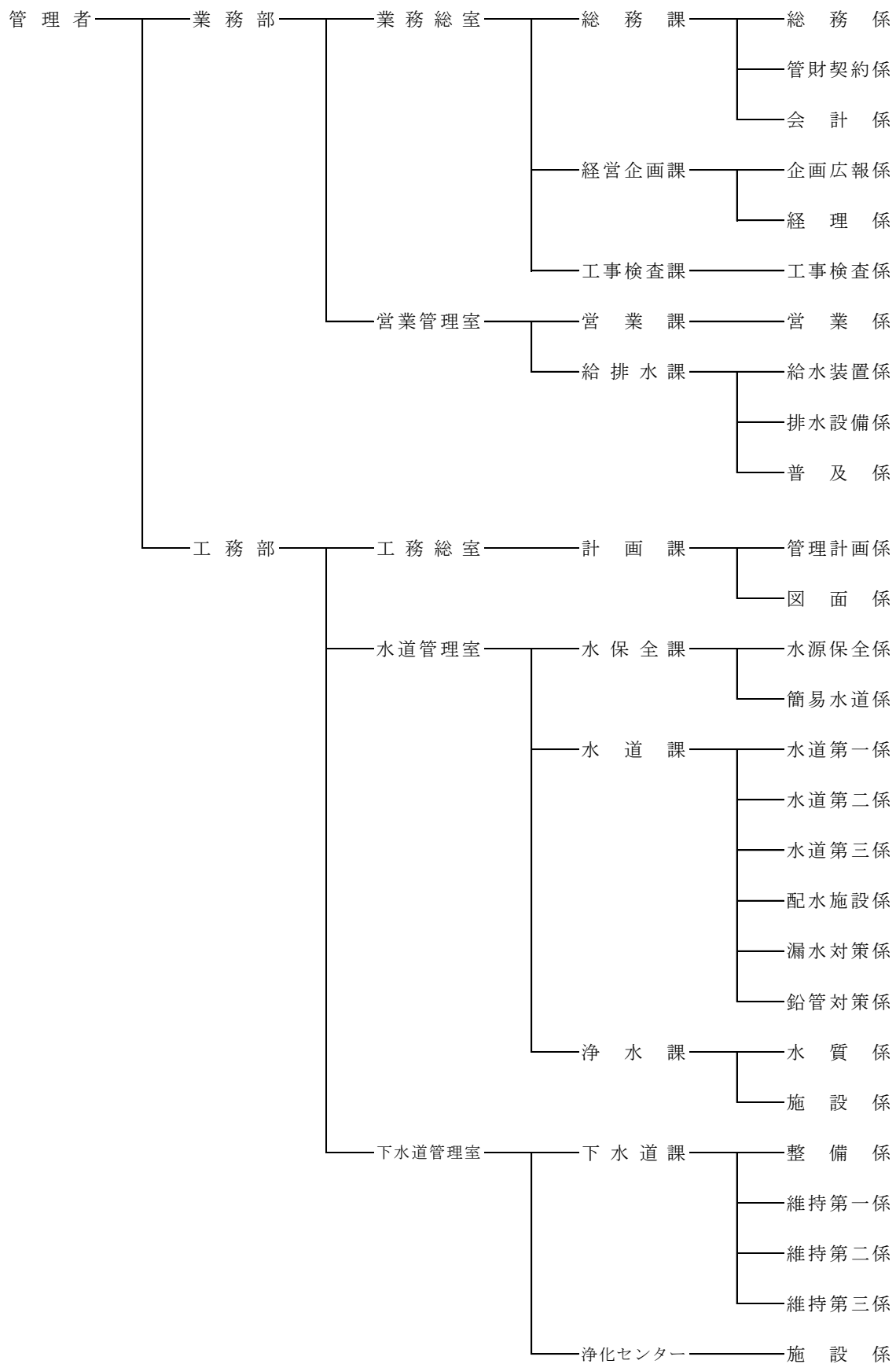
本市下水排除の現況は、道路の両側に設けた側溝に雨水及汚水を集めて、市内を貫流する藤川及濁川に放流しているのであるが、その溝渠は粗悪な石積又は板柵或は素堀溝で、断面も不規則なるのみならず、適当な勾配でない為、常に下水の流れが悪く、汚物の沈澱を来し、悪臭を放ち、一度豪雨に際しては、所によっては忽ち濁水氾濫し、宅地や家内に浸入するので、其の建築物庭園等の被害は申すに及ばず、保健衛生上寒心に堪えないものがある。

- 2 その後現在に至るまでの主なあゆみは、以下のとおりである。

昭和30年 3月	旧市街地下水道管布設に着手
昭和32年12月	下水道条例、同施行規則を公布
昭和37年 9月	住吉終末処理場（現住吉中継ポンプ場）運転開始
昭和38年 6月	下水道使用料の徴収開始
昭和47年 6月	池添ポンプ場運転開始
昭和55年 8月	大津終末処理場（現甲府市浄化センター）運転開始
平成 3年 5月	東部浄化センター（現住吉中継ポンプ場）運転開始
平成 4年10月	汚泥焼却施設完成、運転開始
平成18年 3月	甲府市・中道町・上九一色村（北部）合併に伴い下水道事業の統合
平成19年 4月	下水道事業に地方公営企業法を全面適用するとともに、水道事業及び下水道事業の業務執行組織を統合し「甲府市上下水道局」が誕生
平成20年 6月	水道料金等審議会設置
平成30年 3月	「甲府市上下水道事業経営戦略2018年度～2027年度」及び「第1次戦略推進計画（2018年度～2020年度）」策定
平成30年 8月	甲府市上下水道事業推進会議設置
平成31年 3月	「第2次戦略推進計画（2019年度～2021年度）」策定

## III 甲府市上下水道局の組織・人員・職務分掌

- 1 甲府市上下水道局の組織は平成31年4月1日現在以下のとおりで、人員としては業務部46名、工務部108名の合計154名である（うち管理職12名）。なお、管理者については業務部長が「事業管理者職務代理者」として兼任をしている。



2 工務部水道管理室所管の3課にあつては、下水道事業関連の職務分掌はないが、その他の課における職務分掌は、以下のとおりである。

(1) 業務総室総務課

- 1 上下水道局の総務に関すること。
- 2 部内の総合調整及び庶務に関すること。
- 3 文書の総括指導及び文書管理に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 管理者の秘書に関すること。
- 6 日本水道協会、日本下水道協会及び関係団体に関すること。
- 7 危機管理会議及び防災体制の運用に関すること。
- 8 課長会議に関すること。
- 9 陳情及び要望の処理に関すること。
- 10 公示に関すること。
- 11 個人情報保護に関すること。
- 12 条例、規程等の審査及び法令の解釈並びに運用に関すること。
- 13 訴訟に関すること。
- 14 例規審査委員会に関すること。
- 15 職員の健康管理及び福利厚生に関すること。
- 16 職員の任免、分限及び賞罰に関すること。
- 17 職員の勤務条件及び服務に関すること。
- 18 職員の給与及び退職手当金に関すること。
- 19 職員の配置に関すること。
- 20 職員分限懲戒諮問委員会に関すること。
- 21 労働組合に関すること。
- 22 苦情処理調整会議に関すること。
- 23 労働安全管理及び公務災害補償に関すること。
- 24 労働安全衛生委員会に関すること。
- 25 職員研修及び経営会議職員研修部会に関すること。
- 26 職員の被服等の貸与に関すること。
- 27 組織管理、職員の定数管理及び局内の流動措置の運用に関すること。
- 28 帳票管理に関すること。
- 29 提案審査委員会に関すること。
- 30 事務事業の効率的執行に係る調査、研究に関すること。
- 31 経営会議業務改善部会に関すること。
- 32 不動産の総括管理(取、導、浄、送、配水施設の維持管理を除く。)に関すること。
- 33 動産の総括管理に関すること。

- 34 固定資産台帳に関する事。
- 35 貯蔵品（臨給、災害用資材を含む。）の購入及び出納保管に関する事。
- 36 不用品の処分等に関する事。
- 37 車両の総括管理及び交通安全の指導、交通事故処理に関する事。
- 38 スポーツ施設及び昭和浄水場資材倉庫の管理運営に関する事。
- 39 経営会議資産有効利用部会に関する事。
- 40 工事の請負契約に関する事。
- 41 物品の購入、修繕、不用品の処分等の契約及び検収に関する事。
- 42 指名参加業者の登録に関する事。
- 43 工事請負入札者指名選考委員会に関する事。
- 44 現金預金及び有価証券等の出納及び保管に関する事。
- 45 現金、有価証券等の収納及び消し込みに関する事。
- 46 小切手の振り出しに関する事。
- 47 指定金融機関に関する事。
- 48 資金計画及び資金運用に関する事。
- 49 支出負担行為の確認及び支出命令書の審査に関する事。
- 50 例月現金出納検査に関する事。
- 51 定例監査及び決算審査に関する事。
- 52 局内の各課に属さない事項に関する事。

## （2）業務総室経営企画課

- 1 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という）の基本方針、総合調整、経営分析並びに管理者の特命事項の調査研究に関する事。
- 2 経営戦略の推進に関する事。
- 3 経営会議に関する事。
- 4 水道料金等審議会に関する事。
- 5 上下水道モニターに関する事。
- 6 各種統計調査に関する事。
- 7 広報に関する事。
- 8 情報施策に係る企画及び調整に関する事。
- 9 情報システムの開発及び管理運用に関する事。
- 10 予算に関する事。
- 11 財政計画及び財務諸表作成に関する事。
- 12 起債に関する事。
- 13 基金の総括管理に関する事。

(3) 業務総室工事検査課

- 1 請負工事の検査及び検査に伴う技術指導に関する事。
- 2 工事設計変更の基準管理に関する事。

(4) 営業管理室営業課

- 1 使用水量の検針及び認定に関する事。
- 2 水道料金及び下水道使用料（湧水含む。）の賦課及び更正に関する事。
- 3 口座振替に関する事。
- 4 指定代理納付に関する事。
- 5 検針業務等受託者の指導及び監督に関する事。
- 6 水道の使用開始及び中止に関する事。
- 7 水道の使用に係る相談等の受付及び処理に関する事。
- 8 寒波対策に関する事。
- 9 宅地内の漏水調査（使用者の修理負担箇所）に関する事。
- 10 私設消火栓の指導取締りに関する事。
- 11 下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の未収金の徴収、徴収猶予、滞納処分（差押え）及び納付指導に関する事。
- 12 前項以外の未収金の徴収及び停水処分に関する事。
- 13 滞納処分（差押物件の引揚げ及び公売等）及び交付要求に関する事。
- 14 督促状の発布に関する事。
- 15 過誤納金の還付・充当に関する事。
- 16 諸証明に関する事。
- 17 徴収業務受託者の指導及び監督に関する事。
- 18 公共下水道使用料徴収事務の委託に関する事。
- 19 飲用井戸の衛生指導に関する事。

(5) 営業管理室給排水課

- 1 指定給水装置工事事業者及び下水道工事指定店の指定並びに指導に関する事。
- 2 給水装置工事の加入金及び手数料等の賦課に関する事。
- 3 給水装置工事の設計審査及び精算に関する事。
- 4 給水装置及び排水設備に関する事。
- 5 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条及び第29条に定めるもの。）に伴う給水及び下水道施設に係る協議に関する事。
- 6 給水工事台帳及び排水設備台帳の整備保管に関する事。
- 7 給水装置工事の完成検査及びメーターの取付けに関する事。
- 8 給水装置使用材料が構造材質基準に適合していることの確認に関する事。

- 9 配水管からの分岐に関する事。
- 10 給水装置に係る講習会に関する事。
- 11 指定給水装置工事事業者審査委員会に関する事。
- 12 特殊集団住宅の認定に関する事。
- 13 貯水槽水道に関する事。
- 14 メーターの取替え、取外し及び検査に関する事。
- 15 汚水ますの新設に関する事。
- 16 下水道の接続に関する事。
- 17 水洗便所改造資金に関する事。

#### (6) 工務総室計画課

- 1 上下水道事業の計画及び認可に関する事。
- 2 上下水道事業の国庫補助金及び起債の申請等に関する事。
- 3 上下水道工事に係る他団体等との調整及び協議に関する事。
- 4 経営会議技術改善部会に関する事。
- 5 上下水道工事に係る単価及び使用材料の承認に関する事。
- 6 非常用貯水槽に関する事。
- 7 受益者負担金の賦課に関する事。
- 8 下水道の供用開始に関する事。
- 9 上水道施設の図面整備、保管及び地図情報管理システムの運用に関する事。
- 10 水道台帳及び下水道台帳に関する事。
- 11 部内の庶務に関する事。

#### (7) 下水道管理室下水道課

- 1 下水道工事及び雨水渠工事の調査、設計及び施工に関する事。
- 2 下水道工事及び雨水渠工事に伴う補償に関する事。
- 3 下水道施設（浄化センターに係るものを除く。）の維持管理に関する事。
- 4 共同排水設備設置に伴う補助金交付に関する事。
- 5 経営会議有収率向上部会（下水道分会）に関する事。

#### (8) 下水道管理室浄化センター

- 1 甲府市浄化センター、住吉中継ポンプ場及び池添ポンプ場の維持管理に関する事。
- 2 下水道処理施設等の調査、設計及び施工に関する事。
- 3 下水道資源の有効利用に関する事。
- 4 特定事業場排水の管理、指導及び規制に関する事。

#### IV 甲府市上下水道局における下水道事業の規模

##### 1 下水道普及率及び水洗化率

年度	行政区域人口	普及率(%)	処理区域人口	水洗化人口	水洗化率(%)
平成5年度	199,215	71.04	141,533	131,823	93.14
平成10年度	196,694	84.74	166,683	157,883	94.72
平成15年度	194,157	90.32	175,356	168,558	96.12
平成20年度	198,336	92.41	183,286	175,317	95.65
平成25年度	193,812	94.92	183,972	180,249	97.98
平成29年度	189,200	96.05	181,733	178,419	98.18
平成30年度	187,868	96.35	181,006	177,659	98.15

(平成30年度上下水道事業年報より)

##### 2 管渠布設状況

(単位：m)

年度		総管長	補対管長	単独管長	受贈管長
S.29~H.2	汚水	258,451.30	74,841.00	175,012.40	8,597.90
	雨水	153,530.00	39,441.70	114,088.30	—
	合流	88,824.20	50,915.50	37,908.70	—
H.15	汚水	16,439.63	7,430.42	7,532.52	1,476.69
	雨水	4,651.50	32.40	4,619.10	—
	合流	—	—	—	—
H.20	汚水	18,220.31	8,157.29	8,301.97	1,761.05
	雨水	1,316.38	—	1,316.38	—
	合流	—	—	—	—
H.25	汚水	10,148.09	4,290.09	2,543.29	3,314.71
	雨水	476.81	—	476.81	—
	合流	9.90	—	9.90	—
H.29	汚水	8,592.88	3,642.40	2,801.09	2,149.39
	雨水	141.93	—	141.93	—
	合流	105.16	—	105.16	—
H.30	汚水	7,091.66	2,063.26	2,592.42	2,435.98
	雨水	305.05	—	305.05	—
	合流	139.64	139.64	—	—

※ 補対管とは、国庫補助金の対象事業によるもの、受贈管とは、都市計画法第29条に基づく開発行為の事前協議により、開発を完了して告示した時に甲府市に贈与されたものをいう。



### 3 予算及び決算

甲府市では平成19年度以降下水道事業に地方公営企業法を全面適用し、独立した会計を有しているところ、平成30年度における予算及び決算は、以下のとおりである。

#### (1) 収益的収入及び支出 (単位：円)

区 分	予算額			決算額	予算－決算
	当初予算額	補正予算額	合計		
下水道事業収益	7,824,890,000	0	7,824,890,000	7,762,911,817	61,978,183
営業収益	4,298,086,000	0	4,298,086,000	4,232,183,571	65,902,429
営業外収益	3,492,344,000	0	3,492,344,000	3,495,846,904	▲ 3,502,904
特別利益	34,460,000	0	34,460,000	34,881,342	▲ 421,342
下水道事業費用	6,641,816,000	1,620,000	6,643,436,000	6,459,542,113	183,893,887
営業費用	5,502,764,000	0	5,502,764,000	5,353,694,821	149,069,179
営業外費用	1,132,804,000	0	1,132,804,000	1,098,701,656	34,102,344
特別損失	6,248,000	1,620,000	7,868,000	7,145,636	722,364

#### (2) 資本的収入及び支出 (単位：円)

区 分	予算額			決算額	予算－決算
	当初予算額	繰越額	合計		
資本的収入	3,372,313,000	972,776,000	4,345,089,000	3,065,803,604	1,279,285,396
企業債	1,712,000,000	820,000,000	2,532,000,000	1,369,800,000	1,162,200,000
補助金	1,624,564,000	151,576,000	1,776,140,000	1,653,579,587	122,560,413
工事負担金	32,935,000	1,200,000	34,135,000	39,610,286	▲ 5,475,286
固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	1,000
その他資本的収入	2,813,000	0	2,813,000	2,813,731	▲ 731
資本的支出	6,364,708,000	982,476,000	7,347,184,000	6,222,247,376	1,124,936,624
建設改良費	1,853,209,000	982,476,000	2,835,685,000	1,710,749,115	1,124,935,885
企業債償還金	4,334,499,000	0	4,334,499,000	4,334,498,262	738
他会計借入金償還金	177,000,000	0	177,000,000	176,999,999	1

※ 予算における「繰越額」とは、地方公営企業法第26条により認められる建設改良費繰越分である。また、決算においても、建設改良費の中から731,023,000円を翌年度への繰越額としている。

## V 現有施設の概要

### 1 甲府市浄化センター（甲府市大津町1645番地所在、敷地面積15.61ha）

昭和55年8月に、大津終末処理場として運転開始。各家庭や工場で使用した汚水を処理して、笛吹川へ放流する水の再生工場である。当時処理能力の限界に達していた住吉終末処理場（後掲2）に代わる役割を果たす。また、平成4年10月からは汚泥焼却施設も稼働を開始、焼却炉で焼却して減量化し、現在は焼却灰をセメント原料として有効利用することで100%の再資源化をしている。平成30年度の処理水量は、37,843,044m<sup>3</sup>。汚泥焼却処理量は、19,059.62 t。

汚水処理の方法は標準活性汚泥法といい、汚水浄化に至る流れは概ね以下のとおりである。

- (1) スクリーン：各家屋や工場から下水管を通して流入してくる汚水の中から、大きなゴミや石・砂を取り除く。
- (2) 汚水ポンプ：自然流下により地中の下水管を通ってきた汚水を、いったんポンプで地上の処理施設の高さに汲み上げる。
- (3) 曝気沈砂池：(1)で取り除けなかった細かい砂・ゴミを、曝気ブロワーという機械で送り込む空気で攪拌しながら底に沈めて除去する。
- (4) 最初沈殿池：汚水をゆっくりと流し、汚泥（生汚泥）を底に沈める。生汚泥は、汚泥処理工程へ送られる。
- (5) 反応タンク：下水に微生物が多量に含まれた活性汚泥を混ぜ、空気を吹き込んでかき混ぜながら微生物の力で汚れを分解する。
- (6) 最終沈殿池：活性汚泥を底に沈ませて、処理水を固液分離させる。活性汚泥は引き抜かれ、汚泥処理工程へ送られるとともに、一部は反応タンクに戻されて再利用される。
- (7) 消毒設備・塩素混和池・放流渠：処理水に、次亜塩素酸ナトリウムを注入し混和することで、滅菌消毒をした上で、笛吹川に放流する。なお、一部の処理水は、さらにろ過を行い、浄化センター内の機械用水や、市道清掃用水として再利用されている。

施設配置図



自家用発電機





汚水ポンプ



長大な空気管



最終沈殿池



汚泥焼却施設



2 住吉中継ポンプ場（甲府市住吉3丁目28番1号所在、敷地面積2.86ha）

初めての下水道供用開始が甲府市湯田区域において行われた昭和37年、終末処理場として下水処理を開始。浄化センターの運転開始後は、沈砂池（大きなゴミや石・砂を取り除く）及び簡易処理施設は有するものの、基本的には流入した下水をいったん地表近くまで汲み上げて再び自然流下させるための、浄化センターへの中継地点として機能している。平成30年度の浄化センターへの送水量は、11,276,670 $\text{m}^3$ 。

3 池添ポンプ場（甲府市朝気2丁目1番20号所在、敷地面積0.47ha）

住吉の終末処理場における施設配置上の難点を克服するために、用地の追加買収をした上で、雨水ポンプ場として、昭和47年6月に運転開始。平成30年度の雨水排水量は、58,890 $\text{m}^3$ 。



## VI 使用料についての基本的な考え方

### 1 下水道法の規定

下水道使用料については、下水道法第20条1項に「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる」との定めがあり、その第2項には以下のとおり記載がされている。

使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

### 2 甲府市における定め

これに基づいて甲府市では、甲府市下水道条例第12条1項で、「市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。」と定めた上で、その金額については同第13条で以下のとおりとしている。

汚水の種別	基本使用料	水量使用料	
		汚水量区分	金額(1立方メートルにつき)
一般汚水	460円	1立方メートルから10立方メートルまで	70円
		11立方メートルから20立方メートルまで	105円
		21立方メートルから30立方メートルまで	120円
		31立方メートルから60立方メートルまで	190円
		61立方メートルから500立方メートルまで	230円
		501立方メートル以上	245円
浴場汚水			30円
備考			
1 一般汚水とは、浴場汚水以外の汚水で、公共下水道に排除するものをいう。			
2 浴場汚水とは、山梨県公衆浴場法施行条例(昭和41年山梨県条例第46号)第2条第1項に定める一般浴場の用に供した汚水で、公共下水道に排除するものをいう。			

### 3 使用料の改定について

平成20年3月に策定された甲府市下水道使用料算定要領には、基本原則として「雨水公費、汚水私費の原則の下に、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な排水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な維持管理費に、下水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費を加えて算定する」とある。そして平成20年度には、甲府市水道料金等審議会条例（平成20年3月27日条例第8号—これ以前は甲府市下水道使用料等審議会条例（平成2年3月条例第13号）に基づいていたが、上下水道局の統合により改廃された）により設置された同審議会において、現行使用料への改変が提案され（ただし平成19年に市町村合併により統合された旧中道地区については激変緩和措置あり）、条例改正に至った。なお、その後も同審議会へは3ヶ年ごとに市長からの諮問がなされているものの（公益社団法人日本下水道協会が発刊している「下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版」には、「下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる半面、あまりに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。これらのことから、使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当である。」と記載されている）、いずれも使用料については維持する旨の答申がされている。

### 4 有収率について

ところで、下水道使用料の算出にあたっては、前記のとおり雨水公費・汚水私費の原則に基づいて汚水処理は基本的に私費で賄われるべきとの考え方によっている。したがって、総汚水処理水量のすべてが使用料徴収の対象となっていれば問題ないのであるが、実際には、下水道管への浸入水等不明水の存在によりこの割合は100%にはならない。年間の総汚水処理水量に占める使用料徴収の対象となった汚水の年間水量（＝年間有収水量）の割合を有収率というところ、甲府市における有収率の推移は、以下のとおりである。



年度	汚水処理水量(m <sup>3</sup> )	有収水量(m <sup>3</sup> )	有収率(%)
平成10年度	32,478,820	20,791,572	64.0%
平成15年度	41,346,393	22,638,312	54.8%
平成17年度	40,192,310	23,137,135	57.6%
平成18年度	41,602,279	23,612,115	56.8%
平成20年度	43,347,619	22,901,820	52.8%
平成25年度	39,234,416	22,256,732	56.7%
平成26年度	37,679,904	21,867,827	58.0%
平成27年度	40,256,808	21,960,100	54.6%
平成28年度	39,075,369	21,982,840	56.3%
平成29年度	39,127,076	22,025,817	56.3%
平成30年度	38,006,922	21,629,240	56.9%

平成18年度以降は、  
 峡東流域関連公共  
 (旧中道町)分を含む

(平成30年度上下水道事業年報より)

甲府市の公共下水道事業の分析にあたり、類似都市との比較ということがよくなされるところ、甲府市同様に地方公営企業法を適用し、下水処理区域内人口が15万人以上30万人以下である11都市（函館、郡山、佐倉、福井、松本、豊田、四日市、岸和田、加古川、呉、高松）にあっては、平成28年度の平均有収率が69.5%、平成29年度の平均有収率が79.7%であるので、甲府市にあっては有収率の向上が課題の一つとなっている。

## Ⅶ 受益者負担金についての基本的な考え方

### 1 根拠法令

都市計画法第75条は、「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる」（第1項）、「前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める」と規定する。そして、公共下水道については、①それが整備されることにより利益を受ける者の範囲が明確であること、②その整備によって、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、当該地域の資産価値を上昇させること、③早期に受益のある者に相応の負担を求めることは公平の観点からも妥当性を有することなどから、受益者負担金制度が採用されている。

### 2 甲府市の定め

甲府市でも、昭和38年3月28日に公布された旧都市計画法下の建設省令に基づいて、同年9月から下水道受益者負担金の徴収を開始しており、前記の都市計画法施行後は、「甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」（昭和49年条例第49号）によりその徴収を継続している。

甲府市役所が昭和58年に発行した「下水道のあゆみー下水道30年史ー」には、昭和54年7月に開催された「第4次下水道財政研究委員会（昭和54年7月）」における報告として、「受益者負担金の徴収は、下水道整備の現状と下水道整備による土地の利用価値の増進等にてらして積極的に行うべきである。負担金の総額の決定にあたっては、適正な受益者負担金制度実施都市の負担の水準等をも勘案して、例えば建設費の末端管渠整備費相当額を目途とすることなどが適当である」と記されているが、昨今の甲府市にあつては、既に95%を超える普及率となっていることから、受益者負担金の調定金額・収納状況等は以下の金額規模である（金額の漸減を示すために適宜年度を抜粋した）。

受益者負担金の収納状況

年度	調定金額	収納金額	収納率(%)
平成10年度	427,760,980	382,658,770	89.46%
平成15年度	211,412,710	144,307,540	68.26%
平成20年度	172,064,190	143,104,480	83.17%
平成25年度	98,564,830	75,635,680	76.74%
平成26年度	71,103,510	50,496,150	71.02%
平成27年度	74,429,910	58,744,840	78.93%
平成28年度	59,523,550	45,843,450	77.02%
平成29年度	56,728,510	45,802,900	80.74%
平成30年度	43,293,160	35,374,650	81.71%

(平成30年度上下水道事業年報より抜粋)

※ 調定金額、収納金額とも、当該年度に生じた受益者負担金にとどまらず、過年度に生じた分も含まれている。

## Ⅷ 未接続家屋解消に向けて

### 1 下水道法及び甲府市下水道条例の規定

前述のとおり、下水道法の目的の一つに「公共用水域の水質の保全」があることから、下水道法第10条1項では、公共下水道の供用が開始された場合、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者等は、特別の事情がない限り、その土地の下水を公共下水道に流入させるための排水管等排水設備を設置しなければならないとされている。この規定を受けて、甲府市下水道条例では、同旨の義務者に対して、供用開始の日から6か月以内の排水設備設置を義務付けしているが、様々な事情に加え罰則規定及び公表規定がないこともあり、実際には下水道への未接続家屋が存在している。

### 2 甲府市の現状

甲府市では、平成29年度末の未接続家屋数は3,075件であったところ、下水道接続に向けた訪問件数（回数）は、3,687件である（第1次戦略推進計画事業番号9：下水道接続促進事業における目標件数3,500件を上回っている）。

平成30年度末の未接続家屋数は、新規供用開始地域も含めて3,156件と、前年度末から81件増加している。上下水道局給排水課普及係では、平成31年3月に「甲府市公共下水道接続促進行動計画（H31～H33）」を策定したところ、これに示されている、訪問調査により判明している未接続の理由は、地形的に接続工事が困難である、他人の土地を経由しなければ接続できないなどの理由よりも、浄化槽を使用しているため公共下水道への接続をしなくてもよいと考えている、接続工事の資金不足、建物の老朽化（今さら費用をかける気にならない）といった物理的な理由以外のものが多い。平成30年度の甲府市では、前述のとおり下水道普及率96.35%、水洗化率98.15%といずれも高水準ではあるが、下水道法の趣旨に即して水質保全の一翼を担うのはすべての供用開始地域内市民であることから、接続の促進は課題の一つとして引き続き掲げられるべきものである。前記行動計画においても、(1)啓発活動等の積極的な実施、(2)融資あっせん及び利子補給制度による接続工事費用の負担軽減、(3)浄化槽法及び環境問題等に基づく指導（環境部との連携）といった取組内容が示されている。

## IX 経営戦略について

### 1 国の動き

- (1) 国土交通省では、平成26年7月15日、人口減少やインフラの老朽化、大規模災害リスクの増大といった社会情勢の変化をふまえ、あらたな下水道の使命を「持続的発展が可能な社会の構築に貢献」とし、長期ビジョン及びそれを実現するための中期計画を提示する「新下水道ビジョン」を策定した。
- (2) また、ほぼ同時期である平成26年8月29日、総務省は各地方公共団体に対し、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請、さらに平成28年1月26日付で、令和2年度（当時としては平成32年度）までに策定率を100%とするよう通知した。同通知には、「5. その他」として、「…下水道事業の高資本費対策に要する経費に係る地方交付税措置を講じるに当たっては、平成29年度から『経営戦略』の策定を要件とする予定であることに留意されたい」との記述がある。
- (3) さらに国土交通省は、平成29年8月10日、前記の新下水道ビジョンの実現加速のため、主として8つの重点項目をまとめた「新下水道ビジョン加速戦略」を策定した。ここにいう重点項目は、以下のとおりである。
  - ア 官民連携の推進
  - イ 下水道の活用による付加価値の向上
  - ウ 汚水処理システムの最適化
  - エ マネジメントサイクルの確立
  - オ 水インフラ輸出の促進
  - カ 防災・減災の推進
  - キ ニーズに適合した下水道産業の育成
  - ク 国民への発信

### 2 甲府市の動き

- (1) こういった国の動きを踏まえ、甲府市でも、各種下水道施設の点検・調査及びその結果を基礎にした甲府市公共下水道ストックマネジメント計画を平成29年3月に策定し（同年8月国土交通省に提出）、甲府市上下水道事業経営戦略（2018年度～2027年度）を平成30年3月に策定した。同経営戦略は、第六次甲府市総合計画（平成28年度から平成37年度）を上位計画とするもので、同計画における基本目標4「自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）」の施策の一環である。
- (2) また、同戦略を踏まえ、平成30年3月には、具体的な事業の取り組み内容や目標等を明示した「第一次戦略推進計画」（2018年度～2020年度）を策定するとともに、この推進計画は、計画期間を3か年として毎年度ローリング方式により見直すこととしている。

### 3 広域化・共同化計画について

- (1) ところで、本テーマ選定の理由にも記載し、また前記の新下水道ビジョン策定の背景にもあるとおり、今後日本全体の本格的な人口減少の到来が確実視される中、下水道事業との関係では、①汚水処理量の減少による使用料収入の減少という面と、②担当職員、特に専門性の高い分野での経験値の高い職員の減少という二つの面で、事業環境の悪化が予想される。

また、物的な側面では、施設等の老朽化にともなう多額の改修等費用が見込まれることから、これを平準化するためにストックマネジメント計画の策定が急ピッチで進められているものの、それを支え切るための財政の維持は容易なことではない。

- (2) こういったことから、平成30年1月17日、総務省、農林水産省、国土交通省及び環境省の4省連名で各都道府県宛てに、「汚水処理の事業運営に係る『広域化・共同化計画』の策定について」との通知が発せられ、「速やかに管内の市町村等とともに検討体制を構築し」、2022年度（令和4年度）までに、全ての都道府県において広域化・共同化計画を策定するよう要請がされた。

これを受けて、山梨県では、平成30年8月20日、第1回の山梨県生活排水対策連絡会議を開催し、今後、情報収集及び事例研究を経て、令和2年度には計画策定作業に入る見込みである。前記4省の通知によれば、検討時の留意事項に「行政界を超えた、持続的な運営が可能な全体最適を目指すこと」とあり、甲府市だけ今後も現状の枠組みで事業を維持していくということは考えにくいところである。

- (3) いずれにしても、このような時代の転換期にあっては、まずは下水道事業全般についてのヒト・カネ・モノの現状をきちんと見える化し、市民に対しその具体的内容について正確かつ分かりやすい説明を尽くすことによって、その理解を得ることが必須となる。

### 第3 監査の指摘事項及び意見の概要

本報告書において、「指摘」とは、今後甲府市において何らかの措置が必要と認められる事項であって、主として事務が合規性に反している場合や著しく適正を欠いている場合を指摘している。

また、「意見」とは、指摘事項には該当しないものの、前記第1のIX「監査の視点」に鑑み、財務事務の執行及び事業の管理の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであって、甲府市がこの意見を受けて何らかの対応を行うことを期待するものである。

これらの概要は以下のとおりで、指摘事項は15件、意見は19件である。

内 容	区 分	頁
<b>I 徴収・債権管理・支出助成金</b>		
未回収受益者負担金については、過年度分の収納率が低い状況にある。受益者負担金の督促事務の流れについてきちんと運用を確立し、各未納者の状況把握に努めた上で収納率を高める努力・工夫をすべきである。	意 見	34
給水停止執行後に多額な滞留債権が生じている場合には、公平性の観点から督促を継続する仕組みを構築し、その状況をモニタリングすべきである。また、「水道料金・下水道使用料調定収納業務マニュアル」の記載に従い、強制執行（差押えなど）を実施することの必要性の検討も必要である。	意 見	40
下水道使用料の調定・請求漏れという固有のリスクは重要なリスクであることから、定期的（例えば半期毎）に、「調定・請求件数」と「下水道使用件数（下水開栓数）」を比較分析し、調定・請求漏れのないことを確認する等の発見的コントロールの構築を検討すべきである。	意 見	43
下水道使用料の未賦課問題は外部からの問い合わせにより発覚したことから、全ての苦情を網羅的に把握することができる仕組み（システムからの一覧の出力、連番管理等）を構築するとともに、重要な案件を定義し、該当する案件全てが甲府市上下水道局に報告され、必要に応じ対応策を講じ、甲府市上下水道局サービスセンター及び甲府市上下水道局内に周知する体制を構築することが必要と考える。	意 見	43
<b>II 財産管理・物品管理</b>		
コンポスト事業の事業廃止により、コンポスト事業施設及び設	指 摘	47

備（帳簿価額176,410千円）の多くは未稼働設備である。また、電気設備（監視盤他 帳簿価額7,131千円）は陳腐化、老朽化設備である。減損処理等を行う必要がある。		
固定資産明細表は下水道会計を平成3年3月31日に特別会計から公営企業会計に変更した際に、各固定資産に取得原価と法定耐用年数を付した。本来は変更時の帳簿価額をもって取得原価とし、残存耐用年数をもって耐用年数を付すべきであった。	指 摘	50
固定資産明細書の排水施設（管渠）は、年度ごとに複数の管渠工事等がまとめられ、1つの固定資産として登録されている。資産明細の中には管渠工事とは異なる内容も含まれているため、これらについては合理的な分類区分を設定し、それに応じて固定資産を分類すべきである。	意 見	50
調査業務のみであり、設計及び本工事につながらなくても固定資産計上されている。本工事とのつながりを明確にするべきである。	指 摘	54
固定資産明細書の記載内容について、所在は浄化センターと記載されて浄化センター内の場所を特定することができない。資産分類を明確にして詳細な場所を記入することが必要である。 また、固定資産実査手続きが一部未実施である。全ての固定資産の現物確認を行うことが望ましい。	指 摘	54
<b>Ⅲ 契約・委託業務</b>		
随意契約を選定する際のガイドラインを策定し、常にそれに沿って適正な運用となっているかを検証することが望ましい。また、業務委託における随意契約についても工事案件と同様に、市民に対する透明性を図る観点から結果の公表が望ましい。	意 見	58
指名選考委員会の開催議事録が作成されておらず、委員会での詳細な検討内容を確認することができなかった。事後的にその審査内容を確認できるように指名選考委員会を開催した都度、議事録を作成し、一定期間保存することが必要である。	意 見	60
一般競争入札の結果として一者入札の割合が高くなっており、落札率も高止まりとなっている。一者入札の弊害を減らすため、入札条件における地理的要件の緩和、工事発注時期の分散などにより複数入札割合を高める取り組みが必要である。	意 見	62
情報システムや設備類の保守業務において、設備等を設置した事業者と随意契約を締結している事例が散見された。導入コストに保守費用を考慮したトータルコストとしてコスト低減を図るた	意 見	64



め、設備等の調達の際にはライフサイクルに基づく長期継続期間を前提とした総合評価方式での一般競争入札、あるいはプロポーザルにより業者を選定する方法を検討されたい。		
外部委託が長期間に及ぶと内部に十分な経験やノウハウを持つ職員が不足し、委託業務を適切に管理監督できないおそれがある。共同運営マニュアルの作成や実地研修などにより、ベテランから若手に技術及び知識を継承させていく継続的な取り組みが必要である。	意見	66
<b>IV 会計処理</b>		
貸付金について、貸借対照表科目で計上すべきところ、損益計算書科目で計上を行っていた。正しい勘定科目で計上を行う必要がある。また、会計規程別表2の収益勘定、費用勘定に記載されている貸付金は、公営企業会計基準に準拠したものではないため、削除する必要がある。	指摘	70
貸倒引当金の算定方法について、会計規程に定める方法に準拠しておらず、実態を反映した債権の評価がなされていない可能性がある。下水道事業として実態を適切にあらわす貸倒引当金の算定方法を会計規程に定め、会計規程に準拠して、貸倒引当金を算定する必要がある。	指摘	72
期末に保有する未使用の材料や薬品等について少なくとも23,746千円が資産計上されておらず、そのうち、一部の材料については、受払の記録、現物の確認等の管理も行われていなかった。未使用の材料や薬品等について全ての資産を貯蔵品として資産計上し、受払の記録等の管理も適切に行う必要がある。	指摘	74
汚水の浄化機能維持のため定期的に交換が必要となる部材エアレーションタンク散気管について、購入計画・使用計画がないまま、平成26年度から継続して購入を行い、未使用のまま保管されていた。現在の保有数や過去の交換実績を考慮して購入計画・使用計画を立て、それに基づいて購入を行うべきである。	意見	79
平成29年2月に過誤納付した源泉所得税に関する預り金141千円が精算されないままとなっていた。預り金について、定期的に、元帳や明細を確認し、会計上の残高があるべき残高となっているか検証を行う必要がある。	指摘	81
長期前受金について、会計上の残高と算定根拠となる固定資産管理システムから出力された資料に5,944千円不一致があった。差異については、監査実施期間内には内容が判明しなかった。引き続	指摘	82

き、差異について調査を継続し、会計上の残高と算定根拠となる資料を整合させる必要がある。		
キャッシュ・フロー計算書の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分が、間接法により表示されていた。公営企業会計基準では、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は間接法による表示は認められない。公営企業会計基準に従い、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、直接法により表示する必要がある。	指 摘	83
未収金・未払金の増減額について、表示するキャッシュ・フロー計算書の活動区分に誤りがあった。資金の増減をもたらした経営活動がいずれの活動区分に該当するか適切に判断し、正しい活動区分に計上する必要がある。	指 摘	85
消費税の計算誤りにより、平成30年度の消費税額が少なくとも2,900万円過納付となっていた。これにより、会計上の雑支出及び未払金も同額過大となっている。また、平成26年度から平成29年度の消費税計算においても、同様の誤りがあり、その影響額は、合計1億円を超えると見込まれる。 平成26年度から平成30年度の消費税について、すみやかに正しい消費税額を算定し、更正の請求を行い、消費税の還付を受ける必要がある。	指 摘	87
決算書類や消費税申告書に誤りが複数検出された。決算書類・消費税申告書作成に際し、チェックリストの効果的な運用や、決算用ファイルの作成などにより、決算業務の次年度以降への効率的かつ効果的な引継方法を検討すべきである。また、研修会への参加機会の増加や専門家の関与なども検討し、正しい決算書類・消費税申告書が作成できる体制を構築する必要がある。	意 見	93
<b>V 人件費管理</b>		
平成30年度の退職給付引当金が計算資料の誤りにより1,178千円過大計上されていた。入力情報及び計算結果の正確性を十分に担保するために、上席者等によるチェック体制の整備及び運用が必要である。	指 摘	95
平成30年度の賞与引当金が計算資料の誤りにより679千円過大計上されていた。入力情報及び計算結果の正確性を十分に担保するために、上席者等によるチェック体制の整備及び運用が必要である。	指 摘	98
人件費の損益勘定及び資本勘定への配賦基準が明文化されていない。また実際の配賦結果が実態と乖離している可能性がある。職	意 見	100

<p>員の業務時間を集計し、時間数に基づき配賦するなど、より精緻な配賦方法の検討及び配賦基準の明文化が望まれる。</p>		
<p><b>VI 経営戦略・中期経営計画</b></p>		
<p>ストックマネジメント計画（平成29年8月）及び下水道総合地震対策計画（平成26年3月）は、計画策定の方向性を示して外部業者に業務委託して策定されたアセットマネジメント報告書及び下水道総合地震対策計画報告書を下にして策定して国に提出するものである。これらは希望的な数値を含む長期改築事業予測に基づく想定改築事業量である。ストックマネジメント計画（平成29年8月）及び下水道総合地震対策計画（平成26年3月）共に、具体的な作業箇所を積み上げて作成された精度の高い中期計画として策定されることが望まれる。</p>	<p>意見</p>	<p>102</p>
<p>甲府市上下水道事業経営戦略（2018年度～2027年度）において今後10年間の「長期財政収支見通し」、また、第1次・第2次戦略推進計画においても「財政収支見通し」を策定しているが、同様の書式を用いた実績との比較分析資料がない。当年度の業績を評価するため、今後の経営戦略策定に役立てるため、また、当年度の決算数値に誤りがないことを疎明するための発見的コントロールを構築するため、各年度の実績との対比を行い、原因を調査した分析資料を作成すべきである。</p>	<p>意見</p>	<p>103</p>
<p>甲府市上下水道事業経営戦略（2018年度～2027年度）において今後10年間の「〇他会計繰入金」、また、第1次・第2次戦略推進計画においても「〇他会計繰入金」を策定し、「資本的収支分」については全額「基準内繰入金」としている。しかし、「資本的収支分」の内618百万円は実質的に「基準外繰入金」と考えられる。「基準内繰入金」と「基準外繰入金」は甲府市の一般会計からの繰出の趣旨が異なることから区分し開示すべきである。</p>	<p>意見</p>	<p>104</p>
<p>①戦略推進計画及び進捗管理シートの有効な活用  第1次戦略推進計画と進捗管理シートを比較すると、事業費の繰越が多くなっている。事業費の繰越は計画通り事業が執行されていないことを示していることから改善することが望まれる。戦略推進計画と進捗管理シートを有効に活用して繰越額を減少させて欲しい。</p> <p>②戦略推進計画の具体的な作業箇所に基づいた計画の必要性  戦略推進計画は、初年度については予算と同様であり具体的な作業箇所に基づいた計画となっているが、2年度目及び3年度目は具</p>	<p>意見</p>	<p>111</p>

<p>体的な作業箇所はなく実現可能な目標値を示している。2年度目及び3年度目についても具体的な作業箇所に基づいた計画とすることが望まれる。初年度、2年度目及び3年度目の具体的な作業箇所に基づいた計画を公表することによって、戦略推進計画の精緻化をもたらすなどの利点があると考ええる。</p>		
<p>甲府市下水道事業に係る一般会計繰入金明細の内、資本的収入の企業債元金償還金（概ね6億円）は「地方公営企業繰出金について」に基づいていない基準外繰入金である。下水道事業は独立採算制の下に行われるものであるから、基準外繰入金のように一般会計からの補填により賄われることは望ましくなく、使用料収入によって賄うべきであると言える。</p>	意見	114
<p>今後の甲府市上下水道局の下水道使用料の見直しにおいては、現在採用している将来算定期間における収支に基づく使用料設定方法に加え、資本的収入における多額の実質的な基準外繰入金に依拠している収益構造及びキャッシュ・フロー状況を考慮し、使用料改定の必要性を検討することも必要と考えられる。</p>	意見	122
<p><b>Ⅶ 内部統制</b></p>		
<p>甲府市上下水道局が従うべき甲府市情報セキュリティ対策基準について、一部、準拠していない項目が検出された。情報資産を脅かすようなセキュリティ事故防止のために、実態にあった運用可能な項目を情報セキュリティ対策基準として定め、情報セキュリティ対策基準に準拠して、情報資産等に関する運用を行うべきである。</p>	指摘	128

## 第4 監査の指摘事項及び意見

### I 徴収・債権管理・支出助成金

#### 1 受益者負担金

(意見)

未回収受益者負担金については、過年度分の収納率が低い状況にある。受益者負担金の督促事務の流れについてきちんと運用を確立し、各未納者の状況把握に努めた上で収納率を高める努力・工夫をすべきである。

#### (1) 概要

##### ア 基本的な考え方

中長期計画、短期的な事業計画により新規の公共下水道整備の対象面積を策定し公共下水道設備を整備するが、下水道管や処理場などの施設建設には多額の資金が必要となる。このため、国からの補助金や借入金（市債）及び受益者負担金等を財源として下水道事業を進めている。公共下水道が整備され、生活環境が向上すると、その快適性は土地の価格の増加という特別利益に反映される。この利益を受けることができる人は、公共下水道が利用できる限られた区域の土地所有者又は権利者である。そこで、公共下水道に接続できる区域内の利益を受ける人に、下水道事業を早く円滑に推進していくために、その建設事業費の一部として負担していただくのが「受益者負担金制度」である。

※ 「第2 対象事業の概要」「Ⅶ 受益者負担金についての基本的な考え方」参照。

##### イ 受益者負担金の納付

新規賦課地域の住民相手に事前に説明会を開催後、当年度受益者負担金賦課区域が告示される。その後、甲府市上下水道局が受益者からの「受益者申告書」を收受し、「受益者負担金決定通知書」が受益者に送付されることとなる。

負担金を収める受益者及び地積は申告制度になっている。上記甲府市上下水道局から送付された申告書により申告することになる。

受益者負担金の額は所有している土地の面積に単位負担金額を乗じた額になる、例えば市街化調整区域負担区では1平方メートル当たり401.72円となっているが、特定の土地、生活保護世帯等には減免の制度が適用される。

受益者負担金の納付は一括納付と分割納付があり、後者の場合は負担金額を10回に分割し年2回納付にて5年間で完納となる。また、災害等があった場合は徴収猶予が受けられることがある。

##### ウ 受益者負担金の収納状況

「第2 対象事業の概要」に記載があるとおおり、受益者負担金の収納状況は下記となっている。

(単位：千円)

年度	調定額	収納額	収納率 (%)	備考
平成10年度	427,760	382,658	89.46	-
平成15年度	211,412	144,307	68.26	-
平成20年度	172,064	143,104	83.17	-
平成25年度	98,564	75,635	76.74	-
平成26年度	71,103	50,496	71.02	-
平成27年度	74,429	58,744	78.93	-
平成28年度	59,523	45,843	77.02	-
平成29年度	56,728	45,802	80.74	-
平成30年度	43,293	35,374	81.71	-

(「平成30年度上下水道事業年報」より抜粋)

## (2) 問題点及び改善案

「ウ 受益者負担金の収納状況」の表における各収納率が近時においても80%内外にとどまっているのは、過年度分の収納率が著しく低いことによる。ヒアリングによれば、たとえば平成29年度の80.74%の内訳は、以下のとおりである。

記

現年度分 調定額 47,336,290 円 収納額 45,396,340 円 収納率 95.90%

過年度分 調定額 9,392,220 円 収納額 406,560 円 収納率 4.33%

未回収受益者負担金については、過年度分の収納率が低い状況にあるため、受益者負担金の督促事務の流れについてきちんと運用を確立し、各未納者の状況把握に努めた上で収納率を高める努力・工夫をすべきである。

## 2 支出助成金

### (1) 排水設備工事の概要

公共下水道施設が完成し供用が開始されると、「下水道法第10条」に基づき、区域内住民の排水設備を公共下水道につなぐ工事を速やかに行ってもらえることになる。また、くみ取り便所については、水洗トイレに改造することが、「下水道法第11条の3」で義務づけられている。なお、浄化槽を利用している場合でも公共下水道に直結する水洗トイレに改造しなくてはならない。排水設備工事(宅地や建物から生じる汚水、雨水を公共下水道に流す設備)、トイレの水洗化改造は、「資格のある排水設備工事業者」による排水設備工事が必要であるが、その工事費も自己負担となる。

## 下水道法

### (排水設備の設置等)

第 10 条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠（きょ）その他の排水設備（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別な事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りではない。

### (水洗便所への改造義務等)

第 11 条の 3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

## (2) 排水設備に係る支出助成金の概要

排水設備工事（宅地や建物から生じる汚水、雨水を公共下水道に流す設備）、トイレの水洗化改造に係る費用も自己負担となるが、負担を軽減する制度として「水洗便所改造資金貸付制度」、「排水設備等設置工事資金融資あっせん制度」が整備されている。

### ア 「水洗便所改造資金貸付制度」

「甲府市水洗便所改造資金貸付条例」に基づき、下水道への接続（公共ます）から宅地内のし尿浄化槽又はくみ取り便所に接続する排水設備を施主が実施する際の甲府市上下水道局の無利息貸付制度である。要件は市税が完納されている、受益者負担金が完納されている、市民税の所得割が課せられていないこと、無担保のため確実な連帯保証人を立てられることである。貸付は無利子であるが貸出額に上限があり、し尿浄化槽の場合は上限 30 万円、くみ取り便所の場合は上限 40 万円となっている。返済方法は、48 回月賦払いである。

引落がされないと電話及び通知により督促をするが、甲府市上下水道局給排水課への質問及び「平成 30 年度水洗便所改造資金貸付償還明細表」を閲覧したところ、現状滞納者はいない状況にある。なお、貸出先が亡くなった場合は一括償還又は連帯保証人に請求することになる。

## (3) 「排水設備等設置工事資金融資あっせん制度」。

「甲府市排水設備等設置工事資金融資あっせん及び利子補給要綱」に基づき、下水道

へ接続する際の個人に対する甲府市上下水道局の融資あっせん及び利子補給制度である。要件は市税が完納されている、水道料金・受益者負担金が完納されている、年間総収入額が一定額以下、無担保のため確実な連帯保証人を立てられること他である。融資金額は対象範囲（一般住宅・集合住宅・一戸建貸家）に応じ上限額及び下限額が定められている。甲府市上下水道局は、個人の「甲府市排水設備等設置工事資金利子補給金交付申請書」に基づき、支払利息相当額を1年毎に補給する。なお、甲府市上下水道局は金融機関への保証はしていない。

### 3 未接続家屋

甲府市下水道への未接続家屋に対する現状については「第2 対象事業の概要」「Ⅷ 未接続家屋解消に向けて」に記載のとおりである。

### 4 下水道使用料の徴収

#### (1) 概要

公共下水道への接続手続き完了後、公共下水道の使用が可能となる。すなわち、排水設備工事完成、宅内検査後、甲府市上下水道局給排水課が「公共下水道使用開始届出書」、「使用開始届け一覧表」を作成し、甲府市上下水道局サービスセンターに回付する。その後、「上下水道料金システム」に登録される。

※ 下水道使用料の徴収の根拠は、「第2 対象事業の概要」「Ⅵ 使用料についての基本的な考え方」に記載のとおりである。

以後、「検針」から「督促・給水停止」までの主たる業務の流れは概ね下記日程による。



### 口座振替の場合

### 納付制の場合

検針（4月）	
	納付書発送（4月25日）
初回振替（5月10日）	納付書納期（5月10日）
再振替（5月26日）	
督促状発送（5月30日）	
督促状納期（6月10日）	
給水停止事前通知書配布（7月1日～5日）	
給水停止事前通知書納期（7月12日頃）	
給水停止（7月20日頃）	

（「給水～給水停止までの流れ」より抜粋）

なお、甲府市上下水道局の1階に位置する「甲府市上下水道局サービスセンター」では閉開栓受付、検針、調定、収納、滞納、給水停止等包括的な業務を担当しているが、平成26年4月から平成31年3月31日までは随意契約により第一環境株式会社（東京都港区）に業務を委託している。

#### （2）検針

甲府市上下水道局では、地域ごとの基準日（約2か月に1度）により、「水道メーター」（※）の検針をし、「使用水量のお知らせ」により水道使用者に使用水量を知らせるが、この水道水の使用水量が同時に汚水排水量と認定されることになる。

（※）甲府市上下水道局設置の「水道メーター」は計量法に基づき、検定後8年毎に取り替えることが義務づけられている。

#### （3）調定・請求

水道料金と同時に下水道使用料も調定される。

下水道使用料の料金体系は「第2 対象事業の概要」「VI 使用料についての基本的な考え方」に記載のとおりであるが、具体的には下記の方法により計算される。なお、水道水以外の水（湧水）の下水道使用料は別途定められている。

<2か月に水道を40立方メートル使用した場合>

汚水排水量も 40 立方メートルと認定される。

- ・基本使用料 @460 円×2 か月=920 円・・・①
- ・水量使用料 3,500 円・・・②

1 立方メートルから 20 立方メートルまで : 20 立方メートル×@70 円=1,400 円

21 立方メートルから 40 立方メートルまで : 20 立方メートル×@105 円=2,100 円

(1 か月あたりの汚水量に換算した区分の金額 (1 立方メートルにつき) を乗じる。)

- ・下水道使用料 (①+②) ×1.10 (令和元年 10 月以降の消費税率) =4,862 円

調定額に基づき、利用者の選択する方法により水道料金及び下水道使用料を請求することになる。現金払いの場合は「納入通知書」を使用者に郵送するが、口座振替又はクレジットカード払いの場合は提携金融機関等に請求データが送信される。

#### (4) 収納

現金払いの場合は水道使用場所又は使用者の指定場所に「納入通知書」を郵送するので、金融機関・コンビニエンスストア・甲府市上下水道局サービスセンター・甲府市総合行政窓口センター (市内 10 か所) に、納入期限までに納入されることになる。

口座振替を選択した場合は検針月の翌月 10 日に口座振替となる。残高不足で口座振替ができなかった場合は同月 26 日に再振替となる。なお、口座振替で水道料金を検針月の翌月 10 日 (初回口座振替指定日) に支払われた場合、検針による水道料金について 2 ヶ月につき 100 円×100 分の 110 の割引がある。

クレジットカード払いは「専用申込書」が提出された後、継続してクレジットカードでの支払いが可能となる。但し、1 回の水道料金と下水道使用料の請求額の合計が 3 万円を超えた場合は「納付書」による現金払いとなる。また口座振替の場合の割引制度は適用されない。

「甲府市上下水道事業経営戦略 第 2 次戦略推進計画」では「事業番号 32 : 顧客満足度向上事業」において「お客様が下水道を利用するための各種手続きや支払方法等について、幅広いニーズに応えられるよう利便性の向上を図る取り組みを行います。」とし、事業計画として、口座振替の促進、クレジットカード決済の促進、口座振替毎月請求制度の導入検討、インターネット申込の促進の検討が事業計画としている。

最近の下水道使用料の区分別収納状況は下記となっている。

(単位 : 千円/%)

	現金納付		口座振替		クレジットカード		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額
平成 28 年度	594,572	20.71	2,213,485	77.09	63,275	2.20	2,871,334

平成 29 年度	583,081	20.29	2,213,789	77.02	77,448	2.69	2,874,319
平成 30 年度	569,642	20.25	2,151,287	76.48	91,954	3.27	2,812,885

(「平成 30 年度上下水道事業年報」より抜粋)

上記によると、現金納付比率が減少しており、当該事業の目的は達成されていると判断できる。

#### (5) 督促・給水停止

納付期限までの収納がない場合は「督促状」を送付する。督促手数料を徴収することとしているが、延滞金は徴収していない。督促状納期までに収納がないと電話催告、納付相談の対応をするが、それでも収納不能の場合は「給水停止執行事前通知書」を配布し、その後執行の決定を受け給水停止を執行することとなる。回収のための強制執行（差押えなど）は現状実施していない。なお、後日全額収納されれば原則給水停止執行は解除される。

## 5 債権管理

(意見)

給水停止執行後に多額な滞留債権が生じている場合には、公平性の観点から督促を継続する仕組みを構築し、その状況をモニタリングすべきである。また、「水道料金・下水道使用料調定収納業務マニュアル」の記載に従い、強制執行（差押えなど）を実施することの必要性の検討も必要である。

#### (1) 概要

##### ア 下水道使用料の法的性質

水道料金は私債権であるのに対し、下水道使用料は公債権であり、両者を比較すると法的性格は下記のとおりである。

区分	下水道使用料	水道料金
法的性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体が行う行政作用に基づいて徴収する収入金</li> <li>・ 下水道法に規定された使用料</li> <li>・ 公の施設の使用料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私法上の収入金</li> <li>・ 給水契約に基づく料金</li> <li>・ 公の施設の使用料</li> </ul>
徴収根拠	自治法第 236 条、自治法第 228 条、下水道法第 20 条、条例	地公企法第 21 条、自治法第 228 条、水道法第 14 条、条例

消滅時効	期間	5年	2年
	根拠法令	自治法第236条	民法第173条第1項
強制徴収		できる	できない

(「水道料金・下水道使用料調定収納業務マニュアル」より抜粋)

#### イ 事業計画

「甲府市上下水道事業経営戦略 第2次戦略推進計画」では「事業番号17：下水道使用料の収納率向上、滞納整理の強化」が取り上げられている。「事業の概要」は「滞納整理業務の強化として、一調定未納者（納付方法を口座振替にする際に、引き落としの対象となる期間前に使用した分が納入漏れとなるなど、一回分の未納があるお客様）に対して催告書の送付及び電話催告を行い、未収金の早期回収に取り組んでいきます。下水道使用収納率：現年度89.16%（※）、過年度98.57%（※）の達成を目指します。」とのことである。

※ 平成25年度を含む過去5年間の現年度および過年度における実績収納率の平均値をそれぞれの目標値としている。

#### ウ 下水道使用料の収納状況

平成25年度以降平成30年度までの下水道使用料の収納率は下記となっており、「イ事業計画」における目標値を達成している状況にある。

各年度の収納額には調定時から資料作成までの年数を超えた収納額が記載されているため、平成30年度の収納率は低くなっている。

(単位：千円)

年度	調定額	収納額	未納額	収納率 (%)
平成25年度	3,498,188	3,490,619	7,568	99.78
平成26年度	3,528,236	3,520,925	7,310	99.79
平成27年度	3,557,732	3,551,717	6,015	99.83
平成28年度	3,557,289	3,551,598	5,691	99.84
平成29年度	3,553,461	3,548,138	5,322	99.85
過年度集計	17,694,908	17,662,998	31,910	99.82
平成30年度	3,476,978	3,101,931	375,047	89.21

(「H30水道料金等収納率一覧表」より抜粋)

※ 各年度の調定額、収納額とも、当該年度に生じた下水道使用料のみであり、過年度に生じた分は含まれない。「1 受益者負担金」に記載した受益者負担金の収納

状況の集計方法は異なっている。

#### エ 不納欠損

不納欠損とは調定済みの歳入が徴収しえない場合の決算上の措置であり、下水道使用料については消滅時効5年経過後に「甲府市上下水道局会計規程」に基づき債権を決算書から除外することである。

#### 甲府市上下水道局会計規程

第 27 条 法令若しくは条例又は議会の議決によって、債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合は、当該債権に係る調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した書類によって管理者に報告するとともに、振替決定書を発行しなければならない。

不納欠損する年度に、「甲府市上下水道局サービスセンター業務マニュアル」に基づき、不納欠損件数、欠損理由及び欠損額に関する資料を作成し原因分析をしている。最近3年間の下水道使用料不納欠損の理由別の件数及び金額は下記のとおりとなっている。

(単位：件/千円)

理由	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
倒産・事業不振	15	1,862	10	14	11	797
死亡	128	274	138	303	156	446
生活困窮	168	883	97	535	43	530
所在不明等	1,835	6,408	1,833	9,388	1,785	5,805
合計	2,146	9,428	2,078	10,244	1,995	7,580

(「平成30年度水道料金・下水道使用料不納欠損理由別一覧」より抜粋)

下水道使用料(井戸水等)に係る不納欠損を含む。

#### (2) 問題点及び改善点

下水道使用料の滞納があった場合、督促状を発送するが、それでも入金がない場合、給水停止執行となる。この結果、新たな滞留債権の発生の防止がなされている。その後5年経過後、消滅時効により「甲府市上下水道局会計規程」に従い不納欠損処理されている。

現在、甲府市上下水道局サービスセンターでは、給水停止執行後には滞納者に対する具体的な督促業務は行っていないとのことである。但し、2か月に一度の定期検針業務において、給水停止執行者による何らかの形で水道使用が確認された場合について

は、適宜徴収業務を行っている。

下水道使用料の滞納は個人によるものが多く、また 1 件当たりの滞納額は給水停止処分により多額とはなっていない。しかし、回収に係る費用を下回る小口の滞留債権を考慮しつつ、多額な滞留債権が発生した場合には、公平性の観点から督促を継続する仕組みを構築し、その状況をモニタリングすべきである。また、「水道料金・下水道使用料調定収納業務マニュアル」の記載に従い、強制執行（差押えなど）を実施することの必要性の検討も必要である。

## 6 平成 12 年度から平成 14 年度に渡る下水道使用料の未賦課問題

（意見）

下水道使用料の調定・請求漏れという固有のリスクは重要なリスクであることから、定期的（例えば半期毎）に、「調定・請求件数」と「下水道使用件数（下水開栓数）」を比較分析し、調定・請求漏れのないことを確認する等の発見的コントロールの構築を検討すべきである。

（意見）

下水道使用料の未賦課問題は外部からの問い合わせにより発覚したことから、全ての苦情を網羅的に把握することができる仕組み（システムからの一覧の出力、連番管理等）を構築するとともに、重要な案件を定義し、該当する案件全てが甲府市上下水道局に報告され、必要に応じ対応策を講じ、甲府市上下水道局サービスセンター及び甲府市上下水道局内に周知する体制を構築することが必要と考える。

### （1）概要

#### ア 顛末

甲府市では平成 12 年度から平成 14 年度にかけ下水道使用料の未賦課の問題があった。その顛末が「甲府市上下水道局のホームページ」に掲載されている。

下水道使用料の未賦課問題の顛末について

平成 12 年度から平成 14 年度にかけまして、本来賦課されるべき下水道使用料が賦課されなかった事案につきまして、その顛末を報告させていただきます。

下水道使用料の請求を怠り未賦課分とされた 10,013 件、総額 476,021,727 円への対応につきましては、甲府市職員が一丸となって全庁体制による戸別訪問を、全 9 回延べ 23,372 戸に実施し、謝罪と納付のお願いを行って参りました。この間には、督促状や催告状の発送や生活実態を把握する中で、納付のお約束をお願いして参りました。さらに、納付約束を頂きながら納付実績の無かった方には、財産調査を実施し預金の差押を執行するなど、納付の公平性確保にも努めてきたところであります。

こうした取り組みと市民の皆様方のご理解によって、平成 30 年 3 月末時点の未賦課分の収納状況は、納付実績 8,904 件 (99.83%)、金額 441,255,235 円 (99.88%) を納付して頂いたところであり、分納誓約を頂いた皆様には引き続き納付のお願いをいたしております。

また、請求の相手方が居所不明や死亡、企業の倒産などにより徴収できる見込みのない 1,100 件につきましては、平成 30 年 3 月末時点において地方税法の滞納処分の例により 34,228,535 円を不納欠損処分いたしました。

下水道使用料の未賦課問題につきましては、市民の皆様にご迷惑をお掛けいたしました上に、格別なご理解、ご協力を頂いたことにより一定の区切りを迎えられましたことに改めて厚く御礼申し上げます。

今後は、このような事案が二度と発生しないよう、再発防止に向けた取り組みを強化し、万全の態勢で業務を執行し失われた信頼の回復に努めて参ります。

(参照：甲府市上下水道局 上下水道料金のご案内

<https://www.water.kofu.yamanashi.jp/general/charge/20170218151034.html>)

#### イ 発覚

下水道の利用者から「下水道を使用しているにもかかわらず、使用料が徴収されていない世帯がある。」との問い合わせが、当時の甲府市下水道部に数件あったことにより下水道使用料の未賦課問題が発覚した。

#### ウ 発生原因

下水道工事完了後、工事業者が作成する「使用開始届け」を当時の甲府市下水道部の担当者が書類の受付確認及びシステムへの入力を怠ったこと、また、組織内に担当者の業務を確認するという職務分掌の仕組みがなかったこと、すなわち下水道使用料の調定・請求漏れリスクに対するコントロールが構築されていなかったため下水道使用料の未賦課の問題が生じたと考えられる。

#### エ 再発防止対応策

下水道使用料の未賦課問題について発生原因を分析し、下記の仕組みを構築し、日々運用することにより下水道使用料の調定・請求漏れリスクを防止している。

- ・ 使用者が排水設備工事を実施する際、資格を持った排水設備工事業者が甲府市上下水道局給排水課に工事の計画確認申請をする。給排水課ではその内容確認し、当該工事をシステムに登録するとともに管理番号を付与する。排水設備工事完了後、工事業者が「工事完成検査申請書」を給排水課に提出することとなるが、予定工期を過ぎても提出がない場合、給排水課は工事業者に未提出の原因を確認することとする。

- ・ 宅内検査後、給排水課では「使用開始届出」及び「使用開始届一覧表」を作成するが、「使用開始届一覧表」作成上、工事案件ごとの検査済証番号を付与し連番管理することにより完了工事の網羅性を確保することとしている。
- ・ 給排水課より連番管理された「使用開始届一覧表」を甲府市上下水道局サービスセンターに回付する。その後、サービスセンター入力担当者が「上下水道料金システム」の下水道新設画面に登録するが、サービスセンターの別の担当者が画面を目視確認後「使用開始届一覧表」に押印（甲府市上下水道局サービスセンター内の職務分掌）することとしている。その後、甲府市上下水道局でも再度確認（甲府市上下水道局サービスセンター・上下水道局間の職務分掌）することにより「上下水道料金システム」への下水道新設の登録漏れを防止している。
- ・ 平成19年4月に水道局と下水道部が統合したことにより、各々のデータがリンクされることとなった。

## （2）問題点及び改善点

### ア 発見的コントロールの構築

下水道事業の徴収業務には下水道使用料の調定・請求漏れという固有のリスクが必然的にもなう。

平成12年度から平成14年度に渡る下水道使用料の未賦課問題後、再発防止対応策として、未完了工事の原因調査、「使用開始届一覧表」上での連番管理、職務分掌（甲府市上下水道局サービスセンター内部での内部牽制及び甲府市上下水道局サービスセンターと上下水道局間の牽制）等のコントロールは構築し、運用している。

しかし、上記リスクを軽減するコントロールは全て防止的コントロール（誤謬、不正リスクを事前に防止する統制）であり発見的コントロール（誤謬、不正リスクを事後的に発見する統制）が構築されていない。下水道使用料の調定・請求漏れという固有のリスクは重要なリスクであることから、定期的（例えば半期毎）に、「調定・請求件数」と「下水道使用件数（下水開栓数）（※）」を比較分析し、調定・請求漏れの無いことを確認する等の発見的コントロールの構築を検討すべきである。

この度、令和元年8月6日現在で「調定・請求件数」と「下水道使用件数（下水開栓数）」を比較分析してみたところ、指摘すべき事項はない。

※ 「下水道使用件数（下水開栓数）」は「上水道給水件数」から、「下水道区域外件数」及び「下水道使用区域内の未接続件数」を控除することにより求められる。

### イ 外部からの情報に対する対応

下水道使用料の未賦課問題は外部からの問い合わせにより発覚したが、一般的に外部からの通報等は重要といえる。

現在、外部から主として電話、ネット、窓口で苦情があった場合は、甲府市上下水道



局サービスセンターの受付者が「上下水道料金システム」の「使用者メモ画面」に苦情内容、対応を登録している。その内容は甲府市上下水道局サービスセンターの朝礼で共有するとともに、重要な案件は月 1 回の「月例報告会」で甲府市上下水道局に報告されるとのことである。

しかし、有効な内部統制を構築するために、全ての苦情を網羅的に把握することができる仕組み（システムからの一覧の出力、連番管理等）を構築するとともに、重要な案件を定義し、該当する案件全てが甲府市上下水道局に報告され、必要に応じ対応策を講じ、甲府市上下水道局サービスセンター及び甲府市上下水道局内に周知する体制を構築することが必要と考える。

## II 財産管理・物品管理

### 1 未稼働設備の減損処理の必要性

(指摘)

コンポスト事業の事業廃止により、コンポスト事業施設及び設備（帳簿価額 176,410 千円）の多くは未稼働設備である。また、電気設備（監視盤他 帳簿価額 7,131 千円）は陳腐化、老朽化設備である。減損処理等を行う必要がある。

#### (1) 概要

甲府市上下水道局会計規程では、固定資産の管理及び処分について以下のように定めている。

#### 第7章 固定資産会計

##### 第3節 管理及び処分

(固定資産台帳の整備)

第85条 企業出納員は、固定資産の得失及び現況等を明らかにした固定資産台帳を整備し、少なくとも年1回、固定資産の実態と照合し、その一致を確認しなければならない。

(固定資産の用途廃止)

第87条 固定資産が損傷を受けていること、その他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、管理者の決定を経て用途の廃止をすることができる。この場合直ちに次条に規定する売却等を行うもののほか、第58条の規定に準じて資産に振り替えなければならない。

(昭51管理規程28・昭58管理規程7・改)

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(昭58管理規程7・改)

(売却等)

第88条 前条の規定によって、用途が廃止された固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により管理者の決定を受けなければならない。

(昭51管理規程28・昭58管理規程7・改)

(1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類、所在

地等

- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由
  - (3) 予定価額
  - (4) その他必要と認められる事項
- 2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合、又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。
- 3 固定資産が滅失し、又は第1項の規定により売却、撤去若しくは廃棄された場合は、その都度その割合に応じて帳簿価額を減額しなければならない。

## (2) 問題点及び改善案

平成23年度に事業計画変更認可を受けてコンポスト事業を廃止している。コンポスト事業施設及び設備は、コンポスト事業を廃止していることから、用途廃止を行い、直ちに売却、撤去若しくは廃棄されることになる（甲府市上下水道局会計規程第87条）。そして、固定資産が撤去若しくは廃棄された場合は帳簿価額を減額（減損処理）しなければならない（同第88条）。但し、コンポスト施設のうち、事業計画変更認可に際して、前処理棟は資機材保管庫として、一次発酵槽は焼却炉の補助燃料置場として活用することとして用途変更がなされている。前処理棟及び一次発酵槽は十分に活用されているとは言えないものの、変更された用途に活用されていることから、帳簿価額を減額（減損処理）する必要は認められない。

また、電気設備（監視盤他 帳簿価額7,131千円）は陳腐化、老朽化設備であることから、上記と同様の処理（帳簿価額を減額（減損処理））を行う必要がある。

帳簿価額を減額（減損処理）する際には、撤去費用も含めて、特別損失（減損損失）として経理されることになる。

コンポスト関連未稼働固定資産（固定資産台帳より抽出）

施設用建物		61款1項3目2節				当年度減価償却			
No.	名 称	所 在	数 量 (面 積)	取 得 年 月 日	帳 簿 原 価	率	金 額	減 価 償 却 累 計 額	帳 簿 価 額
52	オガクズ棟	甲府市浄化センター	762.13	昭和58.03.31	91,952,920	0.037	3,062,035	85,736,991	6,215,929
53	前処理棟	甲府市浄化センター	905.24	昭和58.03.31	141,167,638	0.027	3,430,374	96,050,478	45,117,160
54	一次発酵槽	甲府市浄化センター	157.50	昭和58.03.31	33,616,465	0.027	816,878	22,872,595	10,743,870
55	二次発酵槽	甲府市浄化センター	2,560.61	昭和58.03.31	483,571,787	0.037	16,102,942	450,882,385	32,689,402
56	受電室	甲府市浄化センター	77.49	昭和58.03.31	14,661,947	0.037	488,245	13,670,860	991,087
57	ストックヤード	甲府市浄化センター	451.65	昭和62.03.31	51,156,048	0.033	1,519,337	42,541,443	8,614,805
58	ストックヤードテント	甲府市浄化センター	0.00	平成01.03.31	17,204,222	0.076	0	16,344,011	860,211
59	前処理棟事務室	甲府市浄化センター	0.00	平成01.03.31	5,787,393	0.024	125,008	3,500,224	2,287,169
60	コンポスト発芽実験室	甲府市浄化センター	53.00	昭和62.03.31	7,430,793	0.033	220,695	6,179,460	1,251,333
61	二次発酵槽・消化観知	甲府市浄化センター	0.00	昭和58.03.31	271,300	0.100	0	0	271,300
62	二次発酵槽プロパン操	甲府市浄化センター	0.00	昭和61.03.31	1,714,350	0.200	0	1,542,915	171,435
63	オガクズ棟防音設備	甲府市浄化センター	0.00	昭和61.03.31	1,002,046	0.066	0	901,842	100,204
									109,313,705
処理場施設		61款1項5目3節							
77	コンポスト製品貯留槽	甲府市浄化センター	0.00	昭和58.03.31	35,545,720	0.032	1,023,719	28,664,128	6,881,592
									6,881,592
処理機械設備		61款1項7目3節							
68	一次発酵槽機械設備	甲府市浄化センター	1.00	昭和58.03.31	166,081,960	0.083	0	157,777,862	8,304,098
69	二次発酵槽機械設備	甲府市浄化センター	0.00	昭和58.03.31	96,250,960	0.083	0	91,438,412	4,812,548
70	前処理棟機械設備	甲府市浄化センター	0.00	昭和59.03.31	168,349,079	0.076	0	159,931,626	8,417,453
71	オガクズ圧送設備	甲府市浄化センター	0.00	昭和59.03.31	31,784,946	0.076	0	30,195,699	1,589,247
72	二次発酵槽機械設備	甲府市浄化センター	0.00	昭和59.03.31	103,846,825	0.076	0	98,654,484	5,192,341
73	一次発酵槽脱臭設備	甲府市浄化センター	0.00	昭和60.03.31	45,830,020	0.250	0	41,247,018	4,583,002
74	二次発酵槽脱臭設備	甲府市浄化センター	0.00	昭和60.03.31	59,688,820	0.250	0	53,719,938	5,968,882
75	オガクズ節分設備	甲府市浄化センター	0.00	昭和61.03.31	6,111,600	0.200	0	5,500,440	611,160
76	製品切返用ベルトコン	甲府市浄化センター	0.00	昭和62.03.31	14,377,686	0.076	0	13,658,802	718,884
77	コンベアー換気設備	甲府市浄化センター	0.00	昭和62.03.31	619,520	0.166	0	557,568	61,952
78	脱臭ミストセパレータ	甲府市浄化センター	0.00	昭和62.03.31	728,960	0.166	0	656,064	72,896
79	第一発酵槽脱臭設備	甲府市浄化センター	0.00	平成01.03.31	928,080	0.125	0	835,272	92,808
80	第二次操作室脱臭設備	甲府市浄化センター	0.00	平成01.03.31	1,087,057	0.125	0	978,352	108,705
81	包装設備(コンポスト)	甲府市浄化センター	0.00	昭和59.03.31	40,714,359	0.500	0	36,642,924	4,071,435
82	計量設備	甲府市浄化センター	0.00	昭和59.03.31	21,065,994	0.125	0	18,959,395	2,106,599
83	袋袋装置(コンポスト)	甲府市浄化センター	0.00	昭和60.03.31	4,414,703	1.000	0	3,973,233	441,470
84	No.1掻き出しコンベア	甲府市浄化センター	0.00	平成12.03.31	24,522,900	0.058	255,045	23,298,755	1,226,145
85	No.1混合原料輸送コン	甲府市浄化センター	0.00	平成12.03.31	24,977,100	0.058	259,755	23,728,245	1,248,855
86	原料引出コンベア	甲府市浄化センター	0.00	平成13.03.31	33,868,083	0.058	1,767,914	31,822,452	2,045,631
87	汚泥コンポスト移送コ	甲府市浄化センター	0.00	平成16.03.31	23,482,015	0.058	1,225,761	18,386,416	5,095,599
89	包装設備改修(パケッ	甲府市浄化センター	0.00	平成17.03.31	7,314,356	0.050	329,146	4,608,044	2,706,312
									59,476,022
その他構築物		61款1項5目4節							
117	包装場土間排水	甲府市浄化センター	0.00	平成01.03.31	1,061,989	0.076	0	1,008,890	53,099
118	前処理棟給排水衛生設	甲府市浄化センター	0.00	平成01.03.31	2,179,366	0.076	0	2,070,417	108,969
									162,068
電気設備		61款1項7目1節							
62	包装場照明設備	甲府市浄化センター	2.00	昭和63.03.31	266,898	0.058	0	253,554	13,344
63	前処理棟事務室電気設	甲府市浄化センター	0.00	平成01.03.31	1,211,135	0.055	0	1,150,579	60,556
64	二次発酵槽中央監視操	甲府市浄化センター	0.00	平成13.03.31	10,057,794	0.066	0	9,554,905	502,889
									576,789
									176,410,176

## 2 固定資産明細書（固定資産台帳）記載内容の不備

### 2-1 固定資産明細書の帳簿価額に誤りがある

（指摘）

固定資産明細書は下水道会計を平成3年3月31日に特別会計から公営企業会計に変更した際に、各固定資産に取得原価と法定耐用年数を付した。本来は変更時の帳簿価額をもって取得原価とし、残存耐用年数をもって耐用年数を付すべきであった。

#### （1）概要

固定資産明細書の帳簿価額に誤りが散見された。

帳簿価額に誤りの例

No.	名 称	所 在	数 量 (面 積)	取得年月日	帳 簿 原 価	当年度減価償却		減価償却累計額	帳 簿 価 額
						率	金 額		
52	オガクズ棟 施設用建物	甲府市浄化センター	762.13	昭和58. 03. 31	91,952,920	0.037	3,062,035	85,736,991	6,215,929
77	コンポスト施設 処理場施設	甲府市浄化センター	0.00	昭和58. 03. 31	35,545,720	0.032	1,023,719	28,664,128	6,881,592

（減価償却は完了していることから、帳簿価額は帳簿原価の5%となる。）

#### （2）問題点及び改善案

固定資産明細書は、下水道会計を特別会計から公営企業会計に変更した際に、各固定資産に取得原価と法定耐用年数を付した。本来は変更時の修正取得原価と残存耐用年数を付すべきであった。修正する場合には残存耐用年数による帳簿価額を算定し、現在の帳簿価額との差額を特別損失（過年度損益修正損）に経理する必要がある。

### 2-2 固定資産明細書の管渠は合理的な分類区分を設定して登録すべきである。

（意見）

固定資産明細書の排水施設（管渠）は、年度ごとに複数の管渠工事等がまとめられ、1つの固定資産として登録されている。資産明細の中には管渠工事とは異なる内容も含まれているため、これらについては合理的な分類区分を設定し、それに応じて固定資産を分類すべきである。

#### （1）概要

固定資産明細書の排水施設（管渠）について年度ごとに複数の管渠工事をまとめて1つの資産として登録している。固定資産明細書の登録単位は、以下のように、年度別に、公共下水道の雨水、汚水別に一体的に登録している。これは地方公営企業法の適用に関するマニュアルに準拠して固定資産明細表への登録も一体的に取り扱ったことによる。

地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成27年1月 総務省自治財政局公営企業課公営企業経営室 準公営企業室）では、固定資産明細表への登録単位は、耐用年数、取得年度が同じであり管理を一体的に行っている固定資産については、固定資産明細表への登録も一体的に取り扱うことが妥当と考えられるとして、具体的な例として下水道の管渠が挙げられるとしている。

固定資産明細表（排水施設）（抜粋）

No.	名 称	所 在	数 量 (面 積)	取得年月日	帳簿原価	当年度減価償却		減価償却累計額	帳簿価額
						率	金 額		
215	構築物(雨水・公共)	公共処理区域一円	305.05	平成31. 03. 3	48,747,562	0.02	0	0	48,747,562
216	構築物(汚水・公共)	公共処理区域一円	596.66	平成31. 03. 3	790,644,786	0.02	0	0	790,644,786

固定資産明細表の排水施設（管渠）は数多くの管渠工事等を一括している。固定資産明細表の構築物（雨水・公共）48,747,562円の資産明細及び構築物（汚水・公共）790,644,786円の資産明細は以下のとおりである。

固定資産明細表の構築物（雨水・公共）及び構築物（汚水・公共）の資産明細

（出典：1-2（公共） H30事務費按分、精算集計表）

[構築物（雨水・公共）48,747,562円の資産明細]

工 事 名		合 計（税 抜） 〈当年度執行額〉
8		48,747,562
○	雨水渠工事(H30-6)	10,298,570
○	雨水渠工事に伴う試掘工事(H30-1)	360,931
○	雨水渠工事(H29-1)	8,528,914
○	雨水渠工事(H29-2)	12,177,600
○	雨水渠工事(H29-3)	6,757,070
○	雨水渠工事(H30-3)に伴う水道管移設補償費	86,306
○	雨水渠工事(H30-3)支障電気通信設備移転に伴う移転工事費	38,171
○	雨天時浸入水対策原因特定調査業務委託	10,500,000
	計	48,747,562

[構築物（汚水・公共）790,644,786円の資産明細]

	工事名	合計（税抜） ＜当年度執行額＞
49		790,644,786
○	下水道管布設工事(H30C-3)	2,660,041
○	下水道管布設工事(H30C-4)	3,171,820
○	下水道管布設工事(H30C-5)	2,741,983
○	下水道管布設工事(H30C-6)	4,318,050
○	下水道管布設工事(H30C-7)	3,073,384
○	マンホールトイレ設置工事(H30-1)	13,015,398
○	マンホールトイレ設置工事(H30-2)	11,831,981
○	マンホールトイレ設置工事(H30-3)	9,631,394
○	下水道改良工事(H30-2)	736,190
○	下水道改良工事(スH30-1)	26,477,038
○	下水道改良工事(スH30-3)	82,922,304
○	下水道改良工事(浸入水対策H30-1)	11,429,488
○	下水道改良工事(浸入水対策H30-2)	80,866,089
○	下水道改良工事(浸入水対策H30-3)	59,698,021
○	下水道改良工事(浸入水対策H30-5)	4,789,448
○	下水道改良工事(地震対策H30-1)	18,560,614
○	下水道管工事(H30D-1)	3,394,099
○	下水道管工事(H30D-2)	12,091,195
○	下水道特殊資材価格調査業務委託(H30-1)	180,000
○	下水道特殊資材価格調査業務委託(H30-2)	180,000
○	下水道特殊資材価格調査業務委託(H30-3)	180,000
○	下水道改良工事(H29-3)	6,153,002
○	下水道改良工事(H29-4)	7,791,739
○	下水道改良工事(H29-6)	9,327,337
○	下水道改良工事(浸入水対策H29-2)	79,086,589
○	下水道改良工事(地震対策H29-2)	14,962,239
○	下水道改良工事(長寿命化H29-2)	46,042,791
○	下水道改良工事(長寿命化H29-3)	91,681,995
○	下水道改良工事(長寿命化H29-4)	11,961,041
○	下水道管工事(H29D-5)	3,645,405
○	下水道管工事(H29D-6)	1,640,596
○	下水道管布設工事(H29C-1)	43,184,872
○	下水道管布設工事(H30C-3)に伴う水道管移設補償費	591,088
○	下水道改良工事(スH30-1)に伴うガス管撤去工事に対する補償費	139,992
○	下水道改良工事(長寿命化H29-2)に伴う配電設備移設に対する補償費	286,955
○	下水道管布設工事(H29C-1)に伴う水道管移設補償費	11,834,042
○	汚水樹新設工事	19,487,996
○	濁川南・北第一幹線(合流)基本設計業務委託(その3)	6,500,000
○	下水道施設(管路施設)調査業務委託(スH30-1)	14,446,000
○	甲府市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う基本設計業務委託(H30-1)	10,000,000
○	甲府市下水道総合地震対策計画策定業務委託	8,000,000
○		0
○	マンホールトイレ設置工事(H29-3)	11,083,869
○	材料費	95,701
○	下水道特殊資材価格調査業務委託(H29-1)	180,000
○	下水道特殊資材価格調査業務委託(H29-2)	180,000
○	マンホールトイレ実施設計業務委託(H29-1)	6,000,000
○	下水道施設(管路施設)調査業務委託(スH29-1)	15,774,000
○	下水道施設(管路施設)調査業務委託(スH29-2)	11,419,000
○	マンホールトイレ実施設計業務委託(H28-1)	7,200,000
	計	790,644,786

## (2) 問題点及び改善案

固定資産明細書の排水施設（管渠）について、年度ごとに複数の管渠工事等がまとめられ1つの資産として登録している。しかし、1つの資産として固定資産明細表への登録を一体的に取り扱っている工事内容には、以下にあるように、雨天時浸入水対策原因特定調査業務委託（10,500千円）、マンホールトイレ設置工事（H30-1）（13,015千円）、甲府市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う基本設計業務委託（H30-1）（10,000千円）、甲府市下水道総合地震対策計画策定業務委託（8,000千円）、下水道施設（管路施設）調査業務委託（スH29-1）（15,774千円）などの管渠工事とは異なる内容も含まれている。管渠工事とは異なる内容については合理的な分類区分を設定し、それに応じて固定資産を分類することが妥当である。

地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成27年1月 総務省自治財政局公営企業課公営企業経営室 準公営企業室）では、固定資産の登録単位について、耐用年数、取得年度が同じであり管理を一体的に行っている固定資産については固定資産明細表への登録も一体的に取り扱うとするが、固定資産明細表を活用する用途や固定資産明細表のメンテナンスを考慮して、この分類に加えて、合理的な分類区分（例：工事、取替、設計、管理、区域、管種等）を設定し、それに応じて固定資産を分類することが妥当であるとしている。



## 2-3 調査業務のみが固定資産計上されており、本工事との繋がりが不明である

(指摘)

調査業務のみであり、設計及び本工事につながらなくても固定資産計上されている。本工事とのつながりを明確にするべきである。

### (1) 概要

固定資産明細書の資産明細の中には調査業務のみであり本工事につながらなくても固定資産計上されている。

#### 調査業務委託の明細 (例)

	工事名	合計 (税抜) 〈当年度執行額〉
○	下水道施設(管路施設)調査業務委託(スH30-1)	14,446,000
○	甲府市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う基本設計業務委託(H30-1)	10,000,000
○	甲府市下水道総合地震対策計画策定業務委託	8,000,000

### (2) 問題点及び改善案

調査業務のみであれば、固定資産に計上するのではなく費用処理することになる。しかし、補助金の交付条件として、建設改良費補助金を一部財源としている調査業務工事は固定資産計上しなければならないとしている。調査業務のみではなく、本工事との繋がりを明確にして固定資産に計上するべきであると考え。

## 2-4 固定資産明細書の記載内容の明確化と固定資産実査の確実な履行

(指摘)

固定資産明細書の記載内容について、所在は浄化センターと記載されて浄化センター内の場所を特定することができない。資産分類を明確にして詳細な場所を記入することが必要である。

また、固定資産実査手続きが一部未実施である。全ての固定資産の現物確認を行うことが望ましい。

### (1) 概要

甲府市上下水道局会計規程では、固定資産の管理及び処分の中で固定資産台帳の整備について以下のように定めている。

第7章 固定資産会計  
第3節 管理及び処分  
(固定資産台帳の整備)

第85条 企業出納員は、固定資産の得失及び現況等を明らかにした固定資産台帳を整備し、少なくとも年1回、固定資産の実態と照合し、その一致を確認しなければならない。

(2) 問題点及び改善案

浄化センター内において固定資産の実査を一部実施した。固定資産の実査では、固定資産明細書の記載内容として、所在は浄化センターと記載されているのみであり浄化センター内の場所を特定することが困難であった。資産分類を明確にして詳細な場所の記入が必要である。

また、固定資産実査手続きが一部未実施である。全部の固定資産の現物確認を行うことが望ましい。毎年経理担当からの存在しない資産・除却資産の調査に資産担当が回答しているが、全部の固定資産の現物確認を行っていない。

### Ⅲ 契約・委託業務

#### 地方公共団体における契約形態について

地方公共団体における調達には、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければならない。そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされている。

一方、この原則を貫くと調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得る。このため、「指名競争入札」や「随意契約」による調達が例外的な取り扱いとして認められている。さらに地域活性化の観点からは、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要がある。

以上について制度面からまとめると、地方公共団体の調達について定める地方自治法では、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則として掲げつつ、一定の場合には、指名競争入札、随意契約による方法により契約を締結することが認められている。

また、地方自治法施行令では、入札に参加する者の資格要件について、事業所所在地を要件（いわゆる地域要件）として定めることを認めるとともに、総合評価方式による入札では、一定の地域貢献の実績等を評価項目に設定し、評価の対象とすることが許容されており、これらをもって地元企業の受注機会の確保を図ることが可能となっている。さらに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律において、地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならないとされている。

（出典：総務省「入札・契約制度について」）

地方公共団体における主な契約方法である一般競争入札、指名競争入札、随意契約の特徴をまとめると以下のとおりである。

契約方法	内容	
一般競争入札	意義	公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法
	長所	機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。
	短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたす。</li> <li>・ 不良・不適格業者の混入する可能性が大きい。</li> </ul>
指名競争入札	意義	地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法
	長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができる。</li> <li>・ 一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。</li> </ul>
	短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名される者が固定化する傾向がある。</li> <li>・ 談合が容易である。</li> </ul>
随意契約	意義	地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法
	長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる。</li> <li>・ 契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。</li> </ul>
	短所	地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約が、ややもすれば不適正な価格によって行われがちである。

## 1 随意契約におけるガイドラインの策定と結果の公表

(意見)

随意契約を選定する際のガイドラインを策定し、常にそれに沿って適正な運用となっているかを検証することが望ましい。また、業務委託における随意契約についても工事案件と同様に、市民に対する透明性を図る観点から結果の公表が望ましい。

### (1) 概要

甲府市上下水道局の下水道事業における平成28年度から平成30年度までの契約状況（工事契約及び業務委託契約）をまとめると以下のとおりである。

#### <工事に係る契約状況>

(金額単位:百万円)

	平成28年度			平成29年度			平成30年度			3年平均		
	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率
一般競争入札	32	1,705	97%	26	876	98%	26	738	98%	28	1,106	98%
指名競争入札	25	121	98%	21	106	99%	24	115	99%	23	114	98%
随意契約	118	69	99%	120	47	99%	92	50	99%	110	55	99%
合計	175	1,895		167	1,029		142	903		161	1,276	

(出典：甲府市上下水道局「工事台帳」を基に包括外部監査人が作成)

#### <業務委託に係る契約状況>

(金額単位:百万円)

	平成28年度			平成29年度			平成30年度			3年平均		
	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率
一般競争入札	-	-	-	1	64	99%	2	241	91%	1	102	94%
指名競争入札	25	171	91%	32	201	93%	31	271	90%	29	214	91%
随意契約	32	150	98%	25	1,173	99%	32	207	99%	30	510	99%
合計	57	321		58	1,438		65	719		60	826	

(出典：甲府市上下水道局「委託料支出状況調書」を基に包括外部監査人が作成)

### (2) 問題点及び改善案

地方自治法では、一般競争入札が原則的な方法であり、指名競争入札や随意契約は、特別な理由がある場合に限り認められる例外的な方法として定めている。上記の

契約状況を見ると、特に業務委託においては一般競争入札よりも指名競争入札や随意契約の方が件数・金額が多く、現状は例外的な契約方法とは言えない状況である。更には随意契約の場合、競争入札に比べて競争原理が働かないため、落札率が高止まりする傾向になっている。そのため、随意契約については例外的な契約方式であることを十分認識し、「今までの前例で判断していないか」「工夫しても競争入札ができないか」など随意契約を選定する際のガイドラインを策定し、常にそれに沿って適正な運用となっているかを検証することが望ましい。

また、契約に関する透明性を高めることが適正性・公平性を担保することにつながるため、例外的な方式である随意契約が多数を占める現状においては、外部への透明性を確保する努力が不可欠である。この点で、工事に係る随意契約については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」に従い、契約金額・業者選定理由を含めた結果を公表しており、一定の透明性は確保されている。

#### 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（抜粋）

##### 第4条

2 各省各庁の長は、公共工事（国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が二百五十万円を超えないものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第一号から第八号までに掲げる事項にあつては、契約の締結前に公表することを妨げない。

##### 九 次に掲げる契約の内容

- イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ロ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
- ハ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ニ 契約金額

十 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

しかしながら、業務委託については契約金額が高額となる随意契約の場合であっても業者名や業者選定理由などの結果が公表されていない。

市民に対する透明性を図る観点から業務委託における随意契約案件についても結果の公表が望ましい。例えば他の自治体でも例があるが、一定金額以上の随意契約については、工事に限らず業務委託を含めた契約結果をホームページ上で公表するという取組みが考えられる。

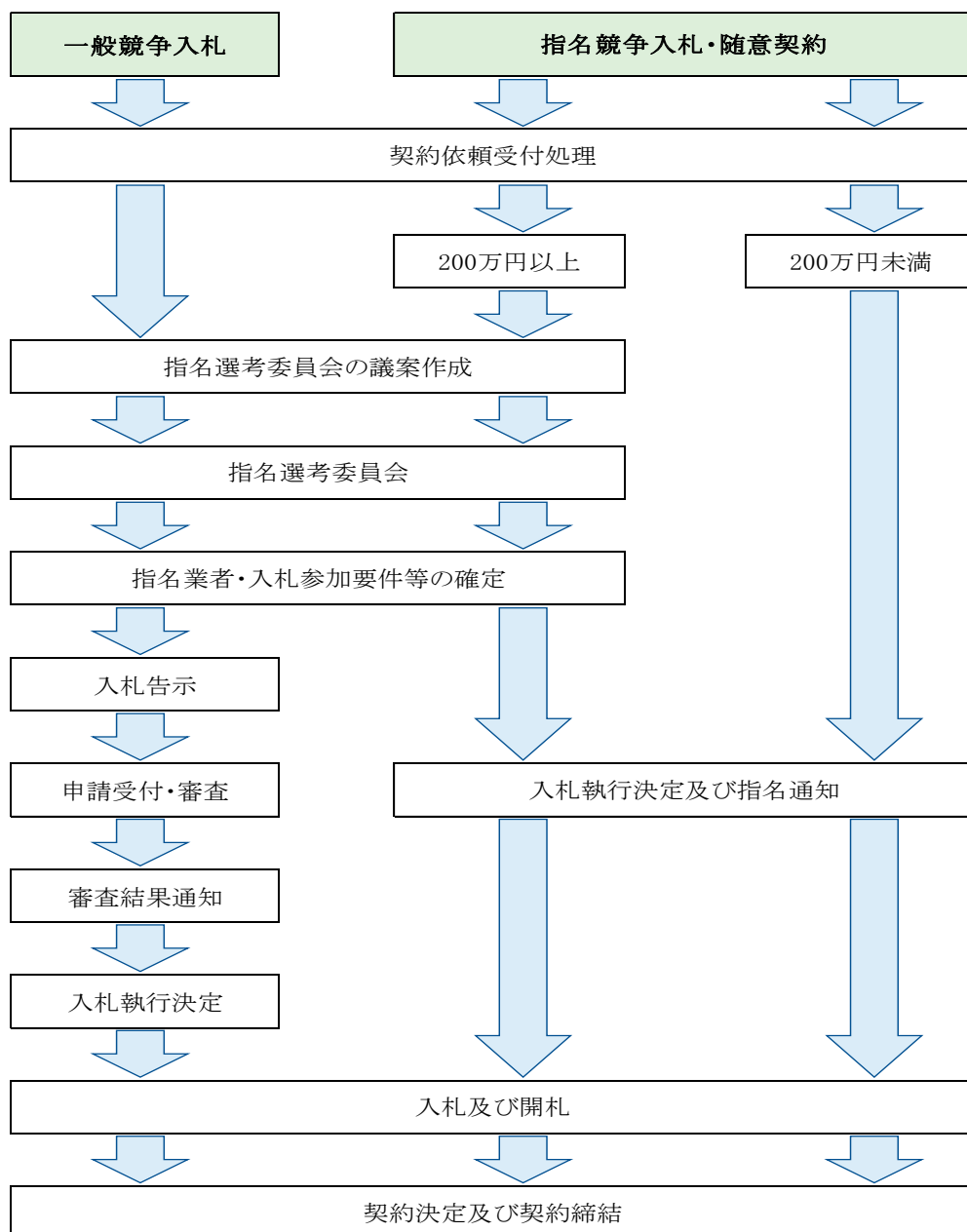
## 2 指名選考委員会議事録の記録及び保存

(意見)

指名選考委員会の開催議事録が作成されておらず、委員会での詳細な検討内容を確認することができなかった。事後的にその審査内容を確認できるように指名選考委員会を開催した都度、議事録を作成し、一定期間保存することが必要である。

### (1) 概要

甲府市上下水道局の契約事務の流れは以下のとおりである。



(出典：甲府市上下水道局「基本的な契約事務の流れ」)

契約金額が一定額を超える工事又は業務委託に係る契約を行う場合には、原則として、指名選考委員会が入札参加者及び入札条件を審査し、その結果を管理者に報告することが必要とされている。

指名選考委員会に係る規程は甲府市の同規程を準用しており、下記のように指名選考委員会の設置及び職務内容を定めている。

#### 甲府市工事請負等入札者指名選考委員会規程（抜粋）

##### （目的）

第1条 この規程は、甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第23条に規定する指名競争入札による工事請負及び業務委託入札に際し被指名者の選考(以下「工事請負等入札者指名選考」という。)につき、必要な事項を定めることを目的とする。

##### （委員会の設置）

第2条 甲府市における工事請負等入札者指名選考の適正かつ公平を図るため、甲府市工事請負等入札者指名選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

##### （委員会の任務）

第3条 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 予定価格200万円以上の工事請負及び業務委託(測量、調査、設計及び監理)入札者指名選考に関すること。
- (2) 競争入札に参加しようとする者の資格に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

#### (2) 問題点及び改善案

下水道事業における指名競争入札の契約事務を監査したところ、「指名業者調書兼入札執行決定書」及び「甲府市工事請負等入札指名選考委員会」を閲覧することで指名競争委員会が開催されていることは確認できたものの、開催議事録は作成されておらず、委員会での詳細な検討内容を確認することができなかった。

指名競争入札が行われる場合に、入札参加者の適切性について慎重な判断を行うべく当該委員会を設置している趣旨からも、事後的にその審査内容を確認できるように指名選考委員会を開催した都度、議事録を作成し、一定期間保存することが必要である。



### 3 一者入札を解消するための取り組み

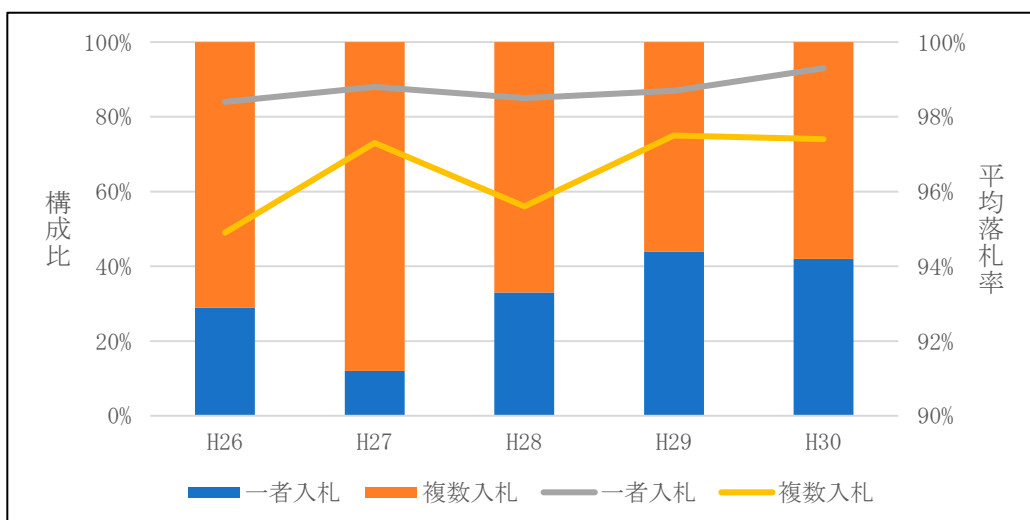
(意見)

一般競争入札の結果として一者入札の割合が高くなっており、落札率も高止まりとなっている。一者入札の弊害を減らすため、入札条件における地理的要件の緩和、工事発注時期の分散などにより複数入札割合を高める取り組みが必要である。

#### (1) 概要

下水道事業の工事案件について、予定価格が1千万円以上の一般競争入札の入札状況を確認したところ、以下の結果となった。グラフが示すとおり、一者入札の割合が高まっており、直近では入札の半数近くに達する状況である。また、入札の応札者が現れず入札が成立しなかった割合を示す入札不調率も増加しており、全体として入札への参加者が減少している傾向にある。

一般競争入札における入札者数の割合と平均落札率の推移



(出典：甲府市上下水道局「1者入札及び複数入札における落札率」を基に包括外部監査人が作成)

#### 工事契約全体における入札不調率の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
不調率	7.4%	3.6%	4.5%	11.1%	14.3%

(出典：甲府市上下水道局「不調件数の推移」を基に包括外部監査人が作成)

#### (2) 問題点及び改善案

一般競争入札は、公告によって入札希望者を募集することから募集段階で競争性が

確保されるため、入札参加者が一者であろうと入札は有効と取り扱われる。入札の応札者数はその時々々の経済状況や事業者の経営環境等にも左右されるため、結果として一者入札となったものすべてが問題とは言えない。しかし、類似案件の入札に一者入札が続く場合、特に何度も同じ事業者が一者入札で受注を繰り返す場合には、調達価格の高止まりが強く懸念される。

実際に、甲府市の下水道事業において二者以上の複数入札に比べて一者入札は落札率が高くなっており（直近5年間の平均落札率 一者入札：98.7%/複数入札：96.5%）、一般競争入札における経済性が阻害されている。

また、工事契約全体における入札不調件数も増加しており、入札事務の効率性も阻害されている状況である。

甲府市上下水道局においても一者入札に対する問題意識を持ち、改善に取り組んでいるものの上記のとおり一者入札は増加傾向にある。

今後は、一者入札の解消に向けてより積極的な取り組みが望まれる。具体的には、市場の状況や事業者が応札しなかった理由等を調べ、原因の把握と分析に努めることが必要である。さらに、原因の把握と分析に当たっては、事業者へのヒアリングや外部有識者等の第三者からの知見の活用も検討すべきである。

また、競争参加者を増加させるために、上記の原因分析結果を踏まえて、競争制限要件（地理的要件など）の緩和、工事発注時期の分散、発注単位の見直し、公告時期の前倒しや発注予定の事前公表といった参入事業者の準備期間の確保などに取り組むことも必要である。さらに、ホームページの活用等により、新規参入者にも配慮した情報提供なども考えらえる。

#### 4 トータルコストに基づく事業者の選定

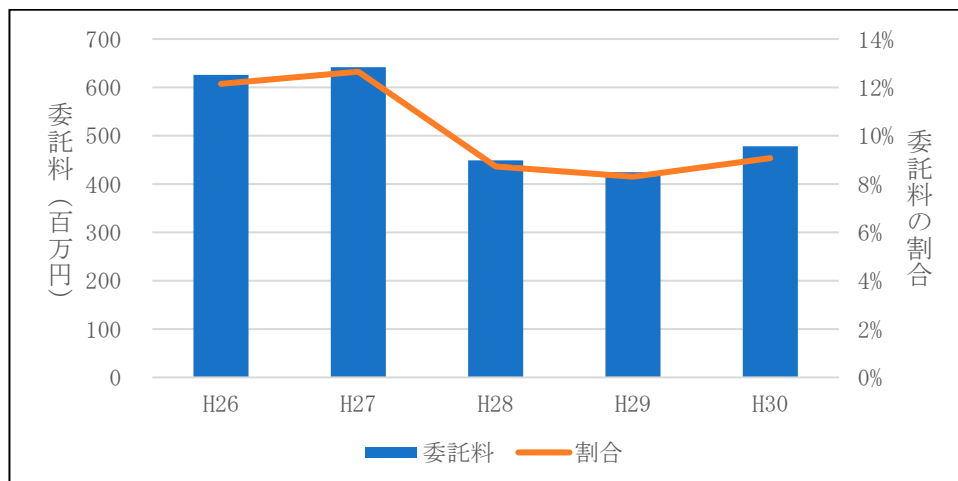
(意見)

情報システムや設備類の保守業務において、設備等を設置した事業者と随意契約を締結している事例が散見された。導入コストに保守費用を考慮したトータルコストとしてコスト低減を図るため、設備等の調達の際にはライフサイクルに基づく長期継続期間を前提とした総合評価方式での一般競争入札、あるいはプロポーザルにより業者を選定する方法を検討されたい。

##### (1) 概要

下水道事業における過去5年間の委託料の状況は、下記のグラフが示すように、総額は5億円前後、営業費用に占める割合は10%前後で推移している。

委託料及び営業費用に占める委託料の割合の推移



(出典：甲府市上下水道局「下水道事業損益計算書」等を基に  
包括外部監査人が作成)

下水道事業における委託業務の契約事務を確認したところ、情報システムの保守業務や浄化施設での設備・機器類の保守点検業務について、情報システムや設備等を設置した事業者もしくはその関係会社と随意契約を締結している事例が散見された。随意契約とした理由は、特殊なシステム・設備類であるため設置事業者しか保守点検ができないとするものが大半を占めている状況であった。

##### (2) 問題点及び改善案

情報システムや設備等の導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検や維持管理等も含めたライフサイクル全体におけるトータルコストにより長期的視点で事業者を選定する必要がある。特殊な情報システムや設備類については、保守業務を製造メー

カー等の特定の事業者しか取り扱えない場合があるため、その場合は導入事業者に随意契約により保守業務に委託せざるを得ない。その結果、導入段階では一般競争入札により設置事業者を決定していたとしても、導入後の保守業務を設置事業者と随意契約で委託している状況では、ライフサイクル全体としては競争性が働かず、設置事業者が当初の導入費用を抑える一方、その廉価となった相応分を保守業務にて回収しようとする誘因が事業者に生じるリスクがある。その結果、甲府市上下水道局の負担が本来あるべきものよりも大きくなっている可能性がある。

導入コストに保守費用を考慮したトータルコストとしてコスト低減を図るため、設備等の調達の際にはライフサイクルに基づく長期継続期間を前提とした総合評価方式での一般競争入札、あるいはプロポーザルにより事業者を選定する方法を検討された。

## 5 外部委託した業務に係る技術及び知識の継承

(意見)

外部委託が長期間に及ぶと内部に十分な経験やノウハウを持つ職員が不足し、委託業務を適切に管理監督できないおそれがある。共同運営マニュアルの作成や実地研修などにより、ベテランから若手に技術及び知識を継承させていく継続的な取り組みが必要である。

### (1) 概要

甲府市上下水道局の浄化センターでは、昭和55年の運転開始以来、徐々に民間事業者への業務委託を拡大し、平成17年度からは包括的民間委託を行っている。民間委託を進めた結果、現在では上下水道局の職員の中で実際に同センターの運転に携わった経験のある人が2名まで減少している状況である。また、同センターは供用開始から約40年が経過し、設備等の老朽化が進んできており、現在は計画的な修繕・更新を実施するために設備等の整備状況を精査している段階であるが、設備に精通した職員に限られた中で修繕・更新計画を策定せざるを得ない状況である。

### (2) 問題点及び改善案

外部委託した業務を適切に管理監督していくためには、職員が委託した業務内容を熟知していることが必要であるが、職員の退職や人事異動によって経験やノウハウを持つ職員が減少しているため、委託先に対して適切な指導や助言等を行えない可能性がある。

このような状況を改善するために、例えば上下水道局と委託先が共同で非常時対応を含めた運営マニュアルを作成することにより、お互いの責任と権限を明確化させることができる。更には業務内容の明確化につながり、ノウハウの継承が容易となる。また、上下水道局の職員が運転業務の実地研修を継続的に受講し、実務に精通した人材を計画的に育成していくなど、ベテランから若手に技術及び知識を継承させていく継続的な取り組みが必要である。

## IV 会計処理

### 会計基準の適用について

甲府市上下水道局の下水道事業では、地方公営企業法を全部適用しており、会計処理は、地方公営企業会計基準によっている。

#### 【会計基準等の沿革】

- 平成 3 年度 地方公営企業法の財務規定等適用  
地方公営企業会計基準の適用開始  
現金主義による現金収支計算から、複式簿記を用いた発生主義による損益計算へ
- 平成 18 年度 甲府市と中道町が合併  
会計規模が 5%程度拡大
- 平成 19 年度 地方公営企業法の全部適用  
会計基準に変更はない
- 平成 26 年度 地方公営企業法改正による新地方公営企業会計基準の適用開始

### 新会計基準の適用による影響について

地方独立化を選択する地方公営企業が増えてきたことや、同種・類似の事業を展開する民間企業と地方公営企業の財務比較可能性を担保するため、地方公営企業会計基準が改正され、平成 26 年度より新会計基準の適用が必要となった。

この改正が会計処理に与える影響は大きく、甲府市上下水道局の下水道事業においても、以下のような会計処理の変更があった。

- ・ 借入資本金を純資産の部から負債の部へ移行
- ・ 補助金等により取得した固定資産の償却制度について、任意適用であったみなし償却制度を廃止
- ・ 引当金の追加計上

特に、補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更が損益に与える影響は大きく、新会計基準適用により、適用時に 137 億円の利益剰余金が発生し、それ以後年間約 8 億円程度の利益が増加したと推定される。

旧会計基準適用時に全ての資産に対しみなし償却を採用していた場合には、新会計基準適用によっても、利益に与える影響はない。甲府市上下水道局では、一部の資産にのみ、みなし償却を採用していたことから、みなし償却を採用していなかった固定資産の取得に充てた補助金等の額につき新会計基準適用により利益剰余金が発生し、旧会計基準適用時と比べ利益が増加した。

### 貸借対照表残高の5期推移

平成27年度に甲府市浄化センター汚泥焼却施設増設工事が完成し、平成26年度から平成27年度にかけて、建設仮勘定が減少し、機械及び装置の残高が増加している。その他の大きな投資はなく、固定資産残高は、減価償却が進み減少している。

現金預金残高は増加しているが、支払利息の減少、未収補助金の減少、直近2年においては年度末休日による未払金の増加によるものである。

甲府市浄化センター汚泥焼却施設増設工事が完成した平成27年度以降は、大口の投資はないことから、企業債・他会計借入金の償還が進み、企業債・他会計借入金残高が減少している。

また、平成26年度に新会計基準に移行したため、みなし償却を採用していなかった固定資産の取得に充てた補助金等の額につき、多額の利益剰余金が発生し、当該利益剰余金を資本金へ組入れた結果、平成27年度に資本金が大きく増加している。

### 貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
土地	1,779,188	1,779,188	1,782,471	1,792,968	1,796,245
建物	1,891,492	1,772,654	1,662,148	1,911,190	1,783,844
構築物	100,659,330	98,651,806	96,919,336	95,395,297	93,900,554
機械及び装置	4,373,325	6,452,126	6,156,220	5,865,687	5,453,258
車両運搬具	1,270	1,241	1,241	1,241	1,241
工具器具及び備品	19,115	24,869	34,565	35,933	34,255
建設仮勘定	1,532,859	160,043	142,631	178,810	179,374
有形固定資産	110,256,579	108,841,928	106,698,613	105,181,127	103,148,770
固定資産	110,256,579	108,841,928	106,698,613	105,181,127	103,148,770
現金預金	1,335,509	808,254	1,069,231	2,053,379	2,085,808
未収金	1,398,126	718,422	733,202	512,849	499,530
貸倒引当金	△18,114	△11,988	△11,299	△9,259	△7,488
前払金	120,730	294,180	388,630	244,910	167,170
流動資産	2,836,252	1,808,868	2,179,764	2,801,880	2,745,021
資産合計	113,092,831	110,650,795	108,878,377	107,983,006	105,893,791
企業債	52,668,210	50,166,721	47,560,653	45,113,354	42,278,997
他会計借入金	925,000	330,000	513,000	336,000	189,000
退職給付引当金	51,284	68,927	76,314	85,884	94,771
修繕引当金	65,040	48,157	48,157	48,157	48,157
固定負債	53,709,533	50,613,805	48,198,123	45,583,395	42,610,925
企業債	4,491,984	4,437,488	4,346,168	4,334,498	4,204,157
他会計借入金	221,667	595,000	197,000	177,000	147,000
未払金	1,812,992	723,022	746,120	1,067,526	984,906
賞与引当金	25,431	24,159	22,713	22,840	24,728
法定福利費引当金	4,493	4,501	4,302	4,403	4,709
その他流動負債	2,853	3,786	7,076	12,933	6,655
流動負債	6,559,420	5,787,956	5,323,380	5,619,200	5,372,156
長期前受金	76,912,285	78,853,372	80,535,568	82,351,067	84,141,471
長期前受金収益化累計額	△40,068,353	△41,861,933	△43,756,797	△45,564,624	△47,532,151
繰延収益	36,843,933	36,991,439	36,778,771	36,786,444	36,609,320
負債合計	97,112,886	93,393,200	90,300,274	87,989,038	84,592,400
資本金	448,702	14,221,805	15,159,798	16,437,448	17,755,364
資本剰余金	820,147	820,147	822,739	824,354	827,631
利益剰余金	14,711,095	2,215,644	2,595,566	2,732,166	2,718,395
資本合計	15,979,945	17,257,596	18,578,103	19,993,968	21,301,391
負債資本合計	113,092,831	110,650,795	108,878,377	107,983,006	105,893,791

## 損益計算書残高の5期推移

当年度純利益は、平成26年度から平成29年度にかけて増加していたが、平成30年度は、減少となった。

他会計補助金について、平成27年度に増加しているが、これは、給水人口減少により下水道使用料について平成23年度の3,401,047千円をピークに、平成26年度3,283,114千円まで継続して減少が続いていたこと、平成26年度の消費税増税に伴い水道利用の節水意識が働きますます下水道使用料が減少すると予想し、他会計補助金が増額されたことによるものである。下水道使用料については、平成26年度以降、同水準であったが、平成30年度に減少している。

長期前受金戻入は、平成28年度に増加しているが、公営企業では、資産取得の翌年度より償却が開始されることから、平成27年度に取得した甲府市浄化センター汚泥焼却施設増設工事関係の償却開始に伴い、長期前受金戻入が計上されたことによるものである。

減価償却費についても、長期前受金戻入同様、平成28年度に増加しているが、平成27年度に取得した甲府市浄化センター汚泥焼却施設増設工事関係の償却が開始されたことによるものである。

支払利息は、企業債の償還が進み、前年度比約1億円程度継続して減少している。

## 損益計算書

(単位：千円)

科目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
下水道使用料	3,283,114	3,295,290	3,294,951	3,293,098	3,219,623
他会計負担金	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000
貸付金元金収入	1,457	1,286	1,057	1,125	952
その他営業収益	6,310	4,746	6,025	7,619	4,628
営業収益	4,040,881	4,051,321	4,052,033	4,051,843	3,975,203
受取利息	193	223	59	24	31
他会計補助金	1,377,745	1,540,804	1,456,256	1,460,900	1,455,310
長期前受金戻入	1,990,306	1,948,731	2,042,057	2,019,267	2,036,675
雑収益	12,140	19,167	16,393	4,513	3,793
営業外収益	3,380,383	3,508,925	3,514,765	3,484,704	3,495,809
過年度損益修正益	1,221	2,465	532	155	161
その他特別利益	65,715	48,576	37,213	18,499	34,707
特別利益	66,936	51,092	37,745	18,654	34,868
下水道事業収益	7,488,200	7,611,338	7,604,542	7,555,201	7,505,880
管渠費	216,584	210,366	201,712	201,454	194,108
ポンプ場費	22,893	18,950	27,277	11,184	11,341
終末処理場管理費	811,480	784,110	708,727	725,104	818,627
総係費	377,702	344,974	334,815	316,623	335,895
減価償却費	3,675,971	3,661,418	3,789,406	3,810,109	3,846,589
資産減耗費	52,366	53,587	83,643	43,667	63,951
営業費用	5,156,996	5,073,405	5,145,580	5,108,140	5,270,512
支払利息及び企業債取扱諸費	1,336,019	1,234,961	1,123,877	1,016,169	911,919
雑支出	15,638	19,590	12,914	11,851	12,680
営業外費用	1,351,657	1,254,551	1,136,790	1,028,020	924,599
過年度損益修正損	41,553	5,577	3,534	4,533	6,526
その他特別損失	0	154	723	257	97
特別損失	41,553	5,731	4,256	4,790	6,624
下水道事業費用	6,550,206	6,333,687	6,286,627	6,140,951	6,201,735
当年度純利益	937,993	1,277,651	1,317,916	1,414,250	1,304,145



## 1 水洗便所改造資金貸付金の勘定科目誤り

(指摘)

貸付金について、貸借対照表科目で計上すべきところ、損益計算書科目で計上を行っていた。正しい勘定科目で計上を行う必要がある。

また、会計規程別表2の収益勘定、費用勘定に記載されている貸付金は、公営企業会計基準に準拠したものではないため、削除する必要がある。

### (1) 概要

水洗便所改造資金貸付金とは、「甲府市水洗便所改造資金貸付条例」に基づき、水洗便所の普及促進を図ることを目的として、くみ取り便所を水洗便所に改造する場合又は既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合で、工事費を一時に支払うことが困難と認められる者に対して、一定の要件のもと、工事費について40万円を上限に無利子で貸付けを行うものである。

貸付金の償還は、貸付けの日の属する月の翌月から48ヵ月の均等償還とし、期限前の繰上償還も可能である。制度発足後、貸倒れは発生していない。

貸付金に関する勘定科目は、会計規程の別表第2「下水道事業勘定科目表」に定められている。

甲府市上下水道局会計規程（抜粋）

別表第2（第13条関係）			
下水道事業勘定科目表			
収益勘定			
款	項	目	節
下水道事業収益	営業収益	貸付金元金収入	水洗便所改造資金貸付金元金収入
費用勘定			
款	項	目	節
下水道事業費用	営業費用	総係費	貸付金
資産勘定			

款	項	目	節
固定資産	投資その他の資産	長期貸付金	
流動資産	短期貸付金	一般短期貸付金	一般短期貸付金
		他会計貸付金	他会計貸付金

貸付金に関する現在の会計処理は、以下のとおりである。

【貸出時の仕訳】

(借方) 営業費用-総係費-貸付金      /      (貸方) 現金預金

【回収時の仕訳】

(借方) 現金預金      /      (貸方) 営業収益-貸付金元金収入-水洗便所改造資金貸付金元金収入

(2) 問題点及び改善案

貸付金について、貸付けを行い元本の返済を受けるという取引は、公営企業の資本価値を増加させるものでなく、損益計算書科目で処理すべきものではない。貸借対照表科目の長期貸付金又は一般短期貸付金に計上すべきである。

貸付金に関する正しい会計処理は、以下のとおりである。

【貸出時の仕訳】

(借方) 一般短期貸付金 (\*1)      /      (貸方) 現金預金  
(借方) 長期貸付金 (\*2)

(\*1) 返済予定が1年以内のもの (\*2) 返済予定が1年を超えるもの

【回収時の仕訳】

(借方) 現金預金      /      (貸方) 一般短期貸付金

この誤りにより、平成30年度の決算において、損益計算書の収益が952千円、費用が300千円、利益が652千円過大計上され、資産1,085千円の計上漏れとなっている。すみやかに必要な修正を実施する必要がある。

また、会計規程別表2の収益勘定、費用勘定に記載されている貸付金は、公営企業会計基準に準拠したものではないため、削除する必要がある。

## 2 貸倒引当金の算定方法誤り

(指摘)

貸倒引当金の算定方法について、会計規程に定める方法に準拠しておらず、実態を反映した債権の評価がなされていない可能性がある。

下水道事業として実態を適切にあらわす貸倒引当金の算定方法を会計規程に定め、会計規程に準拠して、貸倒引当金を算定する必要がある。

### (1) 概要

貸倒引当金は、未収金、貸付金等の債権について、将来、回収することが困難と予想される額を見積もり、資産の控除項目として計上するものである。貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率他合理的な基準により算定することとされている。

貸倒引当金の算定方法については、会計規程第 95 条に定められている。

甲府市上下水道局会計規程（抜粋）

(貸倒引当金の計上方法)

第 95 条 貸倒引当金の計上は、過去 3 ヶ年の未収金及び当該未収金に係る不納欠損額の実績をもとに貸倒率を算定し、事業年度末未収金に貸倒率を乗じて算出したものとする。

- ・ 会計規程の定める貸倒引当金の算定式

貸倒引当金＝当年度末未収金×過去 3 年間の貸倒実績率(\*)の平均

(\*) 貸倒実績率＝不納欠損処理額÷各事業年度末未収金

- ・ 現在採用されている貸倒引当金の算定式

貸倒引当金＝3 月末時点において 5 事業年度前に発生した未収金の 100%

現在採用されている貸倒引当金の算定方法は、当年度 3 月末時点において、翌年度に不納欠損となる未収金の全額を貸倒引当金として計上する方法である。下水道事業の債権の時効期間は 5 年であるため、翌年度に不納欠損となるのは、5 事業年度前に発生した未収金である。それ以前に発生した未収金は、既に不納欠損処理が行われており、貸借対照表から消去されている。

なお、不納欠損とは、時効の完成等により、債権を放棄することであり、会計上は貸倒引当金と未収金を相殺し貸借対照表から消去することである。

また、新会計基準適用により貸倒引当金の計上を開始した平成 26 年度以降、現在採用されている貸倒引当金の算定方法によっている。

## (2) 問題点及び改善案

貸倒引当金の算定方法が、会計規程に定める貸倒引当金の算定方法と相違している。その理由について、貸倒引当金算定資料を作成している営業課において、現在の算定方法が会計規程に定める算定方法よりも実態を反映していると判断したためであるとの説明を受けた。

貸倒引当金は見積計算であり、恣意性が介入しやすく、一般的に粉飾に利用されやすいことからリスクの高い項目である。都合よく見積計算を行うことがないよう、その算定方法について会計規程に定めているのであり、仮に、現在の算定方法がより実態を反映しているとしても、会計規程の変更を実施した上で行わなければならない。

貸倒引当金の算定方法について、甲府市上下水道局の下水道事業の債権の実態を適切にあらわす方法を会計規程に定め、会計規程に準拠して、貸倒引当金を算定すべきである。

### 3 貯蔵品の計上漏れ

(指摘)

期末に保有する未使用の材料や薬品等について少なくとも 23,746 千円が資産計上されておらず、そのうち、一部の材料については、受払の記録、現物の確認等の管理も行われていなかった。

未使用の材料や薬品等について全ての資産を貯蔵品として資産計上し、受払の記録等の管理も適切に行う必要がある。

#### (1) 概要

会計規程において、未使用の材料等を貯蔵品として貸借対照表に計上することを定めている。

甲府市上下水道局会計規程（抜粋）

別表第 2（第 13 条関係）				
下水道事業勘定科目表				
資産勘定				
款	項	目	節	(科目区分の説明)
流動資産	貯蔵品			いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の工具、器具及び備品（固定資産の建設、改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）
		材料	材料	金属材料、木材、燃料、薬品等
		消耗品	消耗品	文具、用紙等の事務用品等

また、会計規程において、貯蔵品について、貯蔵品出納簿に受払を継続記録し、実地たな卸を行うことを定めている。

甲府市上下水道局会計規程（抜粋）

(受入れ)

第 58 条 企業出納員は、たな卸資産を受入れる場合、購入又は製作によって取得した

ものは購入又は製作に要した価額、その他のたな卸資産については、適正な見積価額により受入伝票を発行し、決定を受けたのち貯蔵品出納簿に記載しなければならない。

(払出し)

第 59 条 企業出納員は、たな卸資産を払出そうとする場合、品目・数量・払出価額・勘定科目及び予算科目等所要事項を記載した払出伝票を発行し、決定を受けたのち貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

2 前項の払出価額は、先入先出法によるものとする。

(実地たな卸)

第 66 条 企業出納員は、毎事業年度 1 回以上現品検査を行い、その結果に基づいてたな卸明細表を作成し、管理者に報告しなければならない。

甲府市上下水道局の下水道事業において、平成 30 年度以前の数年にわたり貸借対照表の貯蔵品残高はゼロであった。

監査手続きの実施において、終末処理場管理費の元帳から、材料費や薬品費の金額の大きな取引について抽出し、浄化センター視察時に、その購入材料や薬品の使用状況を確認したところ、未使用の材料や薬品が以下のとおり存在した。

ア 余剰汚泥吸込電動弁	1 台	1,160,000 円 (税抜)
生汚泥吸込電動弁	1 台	1,310,000 円 (税抜)

沈殿池の汚泥を引き抜くための電動弁であり、平成 31 年 3 月に購入している。いずれの汚泥吸込電動弁も、具体的な交換時期は決定していないが、前回取替時期から 30 年余りが経過し、取替時期をむかえている。納期が約 3 ヶ月必要となることから、いつでも交換できるように平成 31 年 3 月に購入し、供用部品の状況を注視しているところである。なお、これらについて受払を管理する資料は作成されていなかった。

未使用の購入部品



供用部品



イ エアレーションタンク散気管 350本 8,565,000円(税抜)

エアレーションタンクに空気を供給するためのものであり、交換作業一回あたりの使用本数が370本と多いため、支出を平準化するために、平成26年度より複数年にわたり購入している。

令和3年度に交換作業を行う予定であり、それまで使用予定はない。管理表などがなく、実地たな卸も行われていなかった。

購入年度	購入本数	購入金額(税抜)
平成26年度	50本	1,225,000円
平成27年度	200本	4,900,000円
平成29年度	50本	1,220,000円
平成30年度	50本	1,220,000円
合計	350本	8,565,000円

未使用のまま保管されたエアレーションタンク散気管



ウ 掻寄機フライトシュー 3,381個 12,618,900円(税抜)

最初沈殿池、最終沈殿池の汚泥掻寄機用消耗部品であり、年1回の水槽調査のタイミングで取替を実施しているが、取替作業一回あたりの使用本数が数百本と多いため、支出を平準化するために、複数年にわたり購入している。

これらについて、「掻寄機フライトシュー在庫」という数量に関する受払表が存在し、実地たな卸も行われていた。

品名	在庫数	最終購入単価	金額(税抜)	
住友(片挟 左)	700個	3,900円	2,730,000円	*1
住友(片挟 右)	711個	3,900円	2,772,900円	*1
荏原(両挟)	1,590個	3,400円	5,406,000円	
西島(片挟 左)	190個	4,500円	855,000円	
西島(片挟 右)	190個	4,500円	855,000円	
合計	3,381個		12,618,900円	

\*1 購入時期不明のため、最終購入単価は令和元年8月20日取得の見積書より算定  
処理水ポンプ棟1階に保管された搔寄機フライトシュー



エ 苛性ソーダ 4,215L 92,308円(税抜)

苛性ソーダは、甲府市浄化センターの汚泥焼却施設の洗浄排水用の薬品であり、排煙の脱硫及びPH調整として購入している。ローリーにて専用タンクに納入・保管し、ポンプ圧送により1日約900L程度を使用している。毎営業日毎に、メーターから残量を確認し、残量を「汚泥焼却処理日報」に記録している。

3月末時点残量	単価(税抜)	金額(税抜)
4,215L	21.9円/L	92,308円

焼却炉1階のタンク



メーター



塩素滅菌棟のタンク



## (2) 問題点及び改善案

未使用の材料や薬品等については、紛失や盗難、流用等による資産の毀損リスクがあることから、網羅的に実地たな卸を行うことが重要である。

監査手続きの実施において、浄化センターの未使用の材料や薬品等23,746千円があることが判明し、少なくとも、平成30年度の決算において、損益計算書の費用が23,746千円過大計上され、貸借対照表の資産23,746千円の計上漏れとなっている。



この他にも貯蔵品として扱うべきものがないか調査し、該当があれば、上記とあわせ、すみやかに必要な修正を実施する必要がある。

貯蔵品に該当するものについては、会計規程に従い、貯蔵品出納簿により受払管理を行い、毎事業年度1回以上現品検査を行う必要がある。

#### 4 貯蔵品の購入・使用計画に関する管理

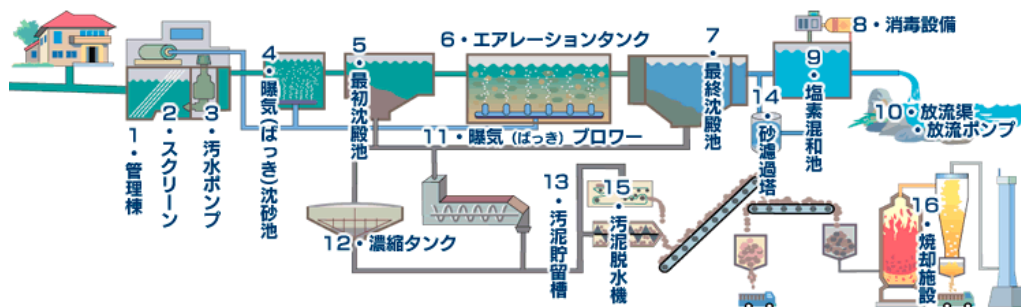
(意見)

汚水の浄化機能維持のため定期的に交換が必要となる部材エアレーションタンク散気管について、購入計画・使用計画がないまま、平成26年度から継続して購入を行い、未使用のまま保管されていた。現在の保有数や過去の交換実績を考慮して購入計画・使用計画を立て、それに基づいて購入を行うべきである。

##### (1) 概要

甲府市浄化センターでは、笛吹川東側の中道地区を除く処理区域の下水を、一次処理(沈殿)した後、微生物を用いた二次処理(微生物処理+沈殿)を行い、きれいな水に処理して笛吹川へ放流している。

浄化センターの汚水処理の流れは、以下のとおりである。



(出典：甲府市上下水道局 HP「浄化センター施設の流れ」)

二次処理を行うエアレーションタンクは、下水に微生物が多量に含まれた汚泥(活性汚泥)を混ぜ、空気を吹き込んでかき混ぜながら微生物の力で汚れを分解している。

前記3(貯蔵品の計上漏れ)イにおいて検出されたエアレーションタンク散気管は、エアレーションタンクに空気を供給するためのものであり、汚水の浄化機能維持に非常に重要な部材である。



(出典：甲府市上下水道局 HP「浄化センター施設の流れ」)

甲府市浄化センターでは、エアレーションタンクが 16 池存在する。1 池あたり 370 本～400 本、金額にすると約 1 千万円のエアレーションタンク散気管が設置されている。

使用箇所や使用状況により劣化の状況は変動するが、耐用年数としては一般に 15 年とされており、16 池のエアレーションタンクはローテーションで散気管の交換を行う必要があり、どの池の交換を行うべきか慎重な検討が必要となる。

このエアレーションタンク散気管について、1 池辺り材料費のみで約 1 千万円ちかく必要となり、金額的に多額であることから、平成 26 年度以降、複数年に分け購入を行ってきたが、その使用計画や購入計画はなかった。

## (2) 問題点及び改善案

貯蔵品は、円滑に事業活動を行うために、一定量を保有し必要に応じて直ちに使用できるように保有するものであるが、紛失や盗難、流用等による資産の毀損リスクがある。また、未使用の資産を長期にわたり保有することは、資本の効率的な運用をさまたげることとなる。そのため、保有量は最小の貯蔵をもって最大の効果をもたらすものであることが望ましい。無駄な貯蔵品を保有しないために、現在の保有数や過去の交換実績を考慮して購入計画・使用計画を立て、それに基づいて購入を行うべきである。

## 5 預り金残高の検証について

(指摘)

平成 29 年 2 月に過誤納付した源泉所得税に関する預り金 141 千円が精算されないままとなっていた。預り金について、定期的に、元帳や明細を確認し、会計上の残高があるべき残高となっているか検証を行う必要がある。

### (1) 概要

預り金については、会計規程により、以下のような区分にて管理することが定められている。

甲府市上下水道局会計規程（抜粋）

(預り金の整理区分)

第 40 条 預り金は、次に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 預り保証金
- (2) 預り諸税金
- (3) 預り有価証券
- (4) その他預り金（仮受消費税等）

預り金残高の調査を行ったところ、預り保証金以外の預り金については、残高明細が存在せず、残高の検証が行われていなかった。預り金残高の調査の過程で、預り諸税金について、平成 29 年 2 月に過誤納付した源泉所得税 141 千円が未精算であることが判明した。

過誤納付分は、甲府市上下水道局として平成 28 年度の年末調整時に発生した還付金のうち、下水道事業において平成 29 年 1 月支払時に還付しきれなかった源泉所得税の繰越還付額 141 千円を下水道事業において控除して納付し精算が完了していたにも関わらず、平成 29 年 2 月支払時に、下水道事業において誤って 141 千円を上乗せして支払いを行ったため、甲府税務署に源泉所得税 141 千円を多く支払ったままとなっていた。

甲府税務署へは、「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書」を 12 月 25 日に提出し、既に精算が完了している。

### (2) 問題点及び改善案

平成 29 年 2 月に発生した過誤納付が、令和元年 8 月の監査時点まで 2 年 6 ヶ月間、甲府市上下水道局の下水道事業内部で認識されることなく、精算されないままとなっていた。決算時には、すべての預り金の残高明細を作成し、会計上の残高があるべき残高となっているか検証を行う必要がある。

## 6 長期前受金残高の根拠資料との不一致

(指摘)

長期前受金について、会計上の残高と算定根拠となる固定資産管理システムから出力された資料に5,944千円不一致があった。差異については、監査実施期間内には内容が判明しなかった。引き続き、差異について調査を継続し、会計上の残高と算定根拠となる資料を整合させる必要がある。

### (1) 概要

長期前受金は、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金や負担金等を収入した場合に計上される勘定科目であり、一般会計繰入金以外の補助金等について、固定資産システムに財源を入力することで、残高の管理を行っている。

(単位：円)

財源の種類	貸借対照表	固定資産システム	差額	
国庫補助金	25,479,045,830	25,444,868,969	34,176,861	*1
一般会計繰入金	6,163,596,723	-	-	*2
工事負担金	164,101,023	2,406,808,067	6,116,232	*3
受益者負担金	2,248,823,276			
受贈財産評価額	2,550,733,202	2,550,733,202	0	
その他資本剰余金	3,020,197	3,020,197	0	
長期前受金 計	36,609,320,251	-	-	

\*1) 差額のうち、建設仮勘定分33,575千円のため、不明残高は601千円

\*2) 一般会計繰入金は、償却資産の取得又は改良に充てるために発行した企業債の元金の償還に充てるため、一般会計から繰入れたものであり、固定資産システムではなくExcelにて管理している。

\*3) 会計上は、「工事負担金」と「受益者負担金」に分かれているが、固定資産システムでは、「負担金」として管理されており、別途、Excelにて按分計算を行い、算定している。

差額のうち、建設仮勘定分773千円のため、不明残高は5,342千円

### (2) 問題点及び改善案

一般会計繰入金を除き、その他を財源にする長期前受金については、固定資産システムから出力される財源別固定資産明細により、長期前受金戻入額を算定している。不明残高があると、将来において収益化されない長期前受金残高が残ることとなる。また、会計上の残高とその算定根拠資料が一致していないと、財務諸表の正確性が担保されない。長期前受金の不明残高について調査し、その算定根拠となる資料と一致させる必要がある。

## 7 キャッシュ・フロー計算書の表示誤り

(指摘)

キャッシュ・フロー計算書の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分が、間接法により表示されていた。公営企業会計基準では、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は間接法による表示は認められない。公営企業会計基準に従い、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、直接法により表示する必要がある。

### (1) 概要

公営企業会計基準の改正により、決算について作成すべき書類として、キャッシュ・フロー計算書の作成が義務づけられ、甲府市上下水道局においても、平成26年度よりキャッシュ・フロー計算書を作成している。

### キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	平成30年度
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	1,304,145
減価償却費	3,846,589
固定資産除却費	63,951
貸倒引当金の増減額	△1,771
受取利息	△31
支払利息及び企業債取扱諸費	911,919
未収金の増減額	28,945
未払金の増減額	36,536
引当金の増減額	11,081
預り金の増減額	△6,278
長期前受金戻入額	△2,036,675
小計	4,158,413
受取利息	31
支払利息及び企業債取扱諸費	△911,919
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,246,524
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,605,327
補助金による収入	1,550,196
工事負担金による収入	37,169
未収金の増減額	* △15,626
未払金の増減額	* △119,155
前払金の増減額	* 77,740
その他投資活動による収入	2,605
投資活動によるキャッシュ・フロー	△72,397
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	1,369,800
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△4,334,498
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△177,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,141,698
資金増減額	32,429
資金期首残高	2,053,379
資金期末残高	2,085,808

キャッシュ・フロー計算書は、資金の流れを3つの活動区分別に表示した報告書であり、その様式は、地方公営企業法施行規則別記第15号に示されている。

キャッシュ・フロー計算書は、以下の3つに区分して表示しなければならない。資金の増減があった場合に、その増減をもたらした経営活動をもとにいずれの区分に計上するか判断することとなる。

- ・ 業務活動によるキャッシュ・フロー
- ・ 投資活動によるキャッシュ・フロー
- ・ 財務活動によるキャッシュ・フロー

なお、「業務活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法には、直接法と間接法の選択適用が認められている。

- ・ 直接法：主要な取引ごとに収入総額と支出総額を表示する方法
- ・ 間接法：損益計算書の当期純損益に必要な調整項目を加減して表示する方法

甲府市上下水道局の下水道事業会計では間接法を採用している。

しかし、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」については、その取引項目毎に総額表示することとされており、間接法のように資産・負債の増減で調整するような表示は認められていない。

## (2) 問題点及び改善案

「投資活動によるキャッシュ・フロー」について、間接法のように資産・負債の増減で調整する項目で表示されており、地方公営企業法施行規則別記第15号の様式に従っていない。具体的には、上記のキャッシュ・フロー計算書の\*の項目は公営企業会計基準では認められていない。公営企業会計基準に従い、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、直接法により表示する必要がある。

## 8 キャッシュ・フロー計算書の金額誤り

(指摘)

未収金・未払金の増減額について、表示するキャッシュ・フロー計算書の活動区分に誤りがあった。資金の増減をもたらした経営活動がいずれの活動区分に該当するか適切に判断し、正しい活動区分に計上する必要がある。

### (1) 概要

キャッシュ・フロー計算書は、資金の流れを3つの活動区分別に表示した報告書であり、3つの活動区分の内容は以下のとおりである。

区分	内容
業務活動による キャッシュ・フロー	地方公営企業の通常の業務活動の実施に係る資金の状態を表すため、サービスの提供等による収入、原材料、商品 又はサービスの購入による支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。
投資活動による キャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表すため、地方公営企業の通常の業務活動の実施の基礎となる固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。
財務活動による キャッシュ・フロー	増減資による資金の収入・支出及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

未収金・未払金の増減額について、表示するキャッシュ・フロー計算書の活動区分に誤りがあった。具体的には、以下のとおりである。

ア 他会計から退職手当負担金に関する未収金の増減  $\Delta 15,987$  千円

(現在) 「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「未収金の増減」

(あるべき) 「業務活動によるキャッシュ・フロー」の「未収金の増減」

イ 企業債の償還に関する未払金の増減 7,769 千円

(現在) 「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「未払金の増減」

(あるべき) 「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出」



ウ 企業債の利息に関する未払金の増減  $\Delta 7,769$  千円

(現在) 「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「未払金の増減」

(あるべき)「業務活動によるキャッシュ・フロー」の小計の下の「支払利息及び  
企業債取扱諸費」

(2) 問題点及び改善案

上記の誤りにより、「業務活動によるキャッシュ・フロー」が 23,756 千円過大、「投資活動によるキャッシュ・フロー」が 15,987 千円過小、「財務活動によるキャッシュ・フロー」が 7,769 千円過小となっている。

キャッシュ・フロー計算書は、活動区分毎の資金の収支状況が重要であり、その表示が誤っていると、財務諸表利用者の意思決定を誤らせる可能性がある。

資金の増減をもたらした経営活動がいずれの活動区分に該当するか適切に判断し、正しい活動区分に計上する必要がある。

## 9 消費税の計算誤り

(指摘)

消費税の計算誤りにより、平成30年度の消費税額が少なくとも2,900万円過納付となっていた。これにより、会計上の雑支出及び未払金も同額過大となっている。また、平成26年度から平成29年度の消費税計算においても、同様の誤りがあり、その影響額は、合計1億円を超えると見込まれる。

平成26年度から平成30年度の消費税について、すみやかに正しい消費税額を算定し、更正の請求を行い、消費税の還付を受ける必要がある。

### (1) 概要

甲府市上下水道局の下水道事業の消費税計算に関する推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
課税売上げ 8% (税込)	3,031,711	3,602,330	3,573,687	3,572,401	3,480,916
課税標準額 8%	2,807,140	3,335,490	3,308,969	3,307,778	3,223,070
課税売上げ 5% (税込)	545,502	774	0	0	0
課税標準額 5%	519,526	736	0	0	0
非課税売上げ	1,166	5,526	5,270	6,570	5,056
課税売上割合	100.0%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%
課税仕入れ 8%	3,278,160	2,768,124	2,585,469	3,148,273	2,553,237
課税仕入れ 8% (税額)	191,226	161,474	150,819	183,649	148,939
課税仕入れ 5%	1,169,842	513,528	2,013	1,689	0
課税仕入れ 5% (税額)	44,565	19,563	77	64	0
貸倒金額	0	8,195	10,956	10,323	8,261
貸倒に係る税額 5%	0	312	417	393	315
特定収入(課税仕入れ8%に用途を特定)	1,820,328	1,670,659	1,694,273	1,889,493	1,595,469
特定収入(課税仕入れ5%に用途を特定)	621,748	281,050	0	0	0
特定収入割合	46.5%	36.9%	33.8%	36.3%	33.1%
消費税額	197,631	210,165	208,465	208,390	203,053
控除税額	105,883	73,067	52,398	73,741	56,097
差引税額(国税分)	91,748	137,099	156,067	134,649	146,956
納税額(地方税分)	24,759	37,176	42,123	36,343	39,661
確定消費税額	116,507	174,274	198,191	170,992	186,618
中間納付消費税額	96,626	106,795	159,584	181,665	156,734
納付消費税額	19,881	67,480	38,607	△10,673	29,884

(出典：「消費税確定申告書」等を基に包括外部監査人が作成)

地方公営企業は、消費税法上、納税義務者に該当する。しかし、事業活動は公共性が強く、法令上各種制約を受けたり、国や地方公共団体から財政的な援助を受けたり、営利企業とは異なる部分が多い。その特殊性を考慮し、消費税法は、地方公営企業を含む国、地方公共団体、公共・公益法人に対して、以下の特例を設けている。

- ・ 会計単位の特例
- ・ 資産の譲渡等の時期の特例
- ・ 仕入控除税額の計算の特例
  - ・ 国・地方公共団体の一般会計に関する仕入控除税額の計算の特例
  - ・ 特定収入に係る仕入控除税額の計算の特例
- ・ 申告・納付期限の特例

このうち、「特定収入に係る仕入控除税額の計算の特例」は、甲府市上下水道局の消費税計算にも適用され、この適用により消費税計算が通常の場合と比較し、以下のよう  
に計算要素が増加する。

#### 【通常の場合】

$$\text{消費税額} = \text{売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等の消費税額}$$

#### 【特定収入がある場合(甲府市上下水道局の消費税計算)】

$$\begin{aligned} \text{消費税額} &= \text{売上げに係る消費税額} \\ &- (\text{課税仕入れ等の消費税額} - \text{特定収入に係る課税仕入れ等税額}) \end{aligned}$$

通常の場合、「課税仕入れ等の消費税額」を「売上げに係る消費税額」から控除できるのは、「課税仕入れ等の消費税額」が売上げのためのコストであるからである。

補助金等である特定収入によって賄われた課税仕入れは、売上げのためのコストという性質はないため、「売上げに係る消費税額」から控除することはできないとされ、この調整を行っているのが、特定収入がある場合の計算である。その具体的な計算方法は、消費税法施行令 75 条第 4 項による方法や、消費税法基本通達 16-2-2 による方法がある。さらに、補助金等の内容により、計算方法が場合分けされ、項目により複数の計算を繰り返す必要があるなど、その計算過程は非常に複雑なものとなっている。

消費税計算の妥当性について検討したところ、以下の 3 点の誤りが検出された。

- ・ 特定収入に係る課税仕入れ等税額の計算時の適用税率誤り
- ・ 特定収入に該当する企業債の償還に充てられた一般会計負担金等の用途の特定方法誤り
- ・ 貸倒金額について、消費税計算システムへの入力金額誤り

なお、これらの誤りは、平成 30 年度だけでなく、平成 26 年度から平成 29 年度においても同様である。

ア 特定収入に係る課税仕入れ等税額の計算時の適用税率誤り

企業債の償還のために交付された一般会計負担金等については特定収入に該当し、課税仕入れ等の消費税額から控除すべき特定収入に係る課税仕入れ等税額を算定する必要がある。この計算を行う際には、企業債発行時点にさかのぼり、発行時点の税率に基づき、特定収入に係る課税仕入れ等税額を計算する。償還する企業債の発行年度により、以下のような計算方法となる。

企業債の発行年度	特定収入に係る課税仕入れ等税額の計算方法
昭和 63 年度以前	消費税導入前であり、特定収入に係る課税仕入れ等税額はゼロ（特定収入とならない。）
平成元年度～ 平成 8 年度	消費税率は 3% であるが、国税庁公表資料により、特定収入×4/105 にて計算する。
平成 9 年度～ 平成 25 年度	消費税率は 5% であり、特定収入×4/105 にて計算する。
平成 26 年～ 平成 30 年度	消費税率は 8% であり、特定収入×6.3/108 にて計算する。

この取り扱いは、消費税率が 5% から 8% に変更となった際に、国税庁が公表した「平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A」問 59 により、明示されている。

平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A（抜粋）

（施行日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合）

問 59 施行日前に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等が施行日以後に交付された場合、当該補助金等が交付された課税期間における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算はどのようになりま  
すか。

【答】

国、地方公共団体等に特定収入がある場合には、仕入控除税額の計算に当たって、その特定収入に係る課税仕入れ等の税額を調整することとされています。

改正令附則第 14 条《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例に関する経過

措置》では、施行日以後に受け入れる特定収入に係る仕入控除税額の調整計算については、原則として新税率を前提として調整（課税仕入れ等に係る特定収入に  $6.3/108$  を乗じて計算）し、施行日前に受け入れた特定収入及び施行日以後に受け入れる特定収入のうち法令若しくは交付要綱等又は国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書において、同条第2項に規定する旧税率適用課税仕入れ等に係る支出等のためにのみ充てられることが明らかにされているものについては、なお従前の例（課税仕入れ等に係る特定収入に  $4/105$  を乗じて計算）によることとなる旨を規定しています。

ところで、法令において借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付されることとなっていない借入金等（以下「借入金等」という。）を財源として課税仕入れを行い、後日、当該借入金等の返済等のための補助金等が交付された場合で、当該補助金等の交付要綱等に当該借入金等の返済等のための補助金等である旨が記載されているときは、当該補助金等は当該課税仕入れにのみ使用される収入として使途を特定することとなります（基通 16-2-2(1)(注)）。

したがって、例えば、施行日前に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等（交付要綱等で使途が特定されているものに限り）が施行日以後に交付された場合には、当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算は、従前の例（課税仕入れ等に係る特定収入に  $4/105$  を乗じて計算）によることとなります。

なお、平成元年4月1日から平成9年3月31日までの間（消費税率3%の期間）に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等を施行日（平成26年4月1日）以後に交付を受けた場合の当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算についても、従前の例（課税仕入れ等に係る特定収入に  $4/105$  を乗じて計算）によることとなります。

甲府市上下水道局では、平成元年から平成25年度に発行した企業債の償還のために交付された一般会計負担金等について、 $4/105$  を使用すべきであったが、 $6.3/108$  にて特定収入に係る課税仕入れ等税額を計算していた。

これにより、納付すべき消費税額は、過大となっていた。

イ 特定収入に該当する企業債の償還に充てた一般会計負担金等の用途の特定方法誤り  
企業債の償還のために交付された一般会計負担金等について、その用途の特定方法は、2つある。

- ・ 企業債ごとに紐付く事業の支出と課税仕入れ等の割合により按分する方法  
(消費税基本通達 16-2-2(1) (注)の方法)
- ・ 企業債の発行年度の全体の支出と課税仕入れ等の割合により按分する方法  
(消費税基本通達 16-2-2(2)ハの方法)

この取り扱いは、消費税基本通達により、以下のとおり定められている。

消費税法基本通達 (抜粋)

(国又は地方公共団体の特別会計が受け入れる補助金等の用途の特定方法)

16-2-2(1) (注) 令第75条第1項第1号に規定する借入金等(以下16-2-2において「借入金等」という。)を財源として行った事業について、当該借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付される場合において、当該補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、当該補助金等は当該事業に係る経費のみに使用される収入として用途を特定する。

16-2-2(2)ハ 「法令又は交付要綱等」又は「予算書、予算関係書類、決算書、決算関係書類」において、借入金等の返済費又は償還費のための補助金等とされているもの(1)の注に該当するものを除く。) 当該補助金等の額に、当該借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出((1)又はイ若しくはロにより用途が特定された補助金等の用途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費を除く。)のうちの課税仕入れ等の支出の額とその他の支出の額の割合を乗じて、課税仕入れ等の支出に対応する額とその他の支出に対応する額とにあん分する方法によりその用途を特定し、これらの計算過程を令第75条第1項第6号ロに規定する文書において明らかにする。

甲府市上下水道局では、企業債の償還のために交付された一般会計負担金等の用途の特定について、企業債の起債数が多く、個別の企業債ごとに行った事業の紐付けは実務上、困難であることから、企業債ごとではなく、企業債の発行年度ごとに按分を行う方法を採用している。この場合には、下水道事業全体の課税仕入れ割合を使用すべきところ、企業債を財源にしたと考えられる工事請負費・委託費・事務費等一部の支出に基づく課税仕入れ割合を使用していた。これについては、企業債を財源に行ったと考えられる事業を対象にしており、下水道事業全体の課税仕入れ割合による場合よりも、特定収入の計算の趣旨に照らし、より実態に合わせるように考慮したものであるが、消費税法上は、認められた計算方法ではない。

これにより、納付すべき消費税額は、過大となっていた。

ウ 貸倒金額について、消費税計算システムへの入力金額誤り

消費税計算については、Excelにて基礎数値を集計し、会計システムの補助機能である消費税計算システムを使用し、最終的な消費税の納付金額を算定している。

消費税システムへの基礎数値入力時に、貸倒金額について、7,885千円を入力すべきところ、8,260千円を入力していた。

これにより、納付すべき消費税額は過小となっていた。

なお、納付した消費税額に誤りがあり、納めた税金が多過ぎた場合には、更正の請求という手続きを行い、納めすぎた金額の還付を受けることができる。更正の請求ができる期間は、法定申告期限から5年以内である。

甲府市上下水道局の消費税の申告期限は6月末である。平成26年度から平成30年度の消費税額は、更正の請求期限内である。

(2) 問題点及び改善案

特定収入に係る課税仕入れ等税額の計算時の適用税率誤り、特定収入に該当する企業債の償還に充てられた一般会計負担金等の用途の特定方法誤り、貸倒金額について消費税計算システムへの入力金額誤りにより、平成30年度の消費税額が少なくとも2,900万円過納付となっていた。これにより、会計上の雑支出及び未払金も同額過大となっている。また、平成26年度から平成29年度の消費税計算においても、同様の誤りがあり、その影響は合計1億円を超えると見込まれる。

平成26年度から平成30年度の消費税については、すみやかに正しい消費税額を算定し、更正の請求を行い、消費税の還付を受ける必要がある。

## 10 決算業務体制について

(意見)

決算書類や消費税申告書に誤りが複数検出された。

決算書類・消費税申告書作成に際し、チェックリストの効果的な運用や、決算用ファイルの作成などにより、決算業務の次年度以降への効率的かつ効果的な引継方法を検討すべきである。また、研修会への参加機会の増加や専門家の関与なども検討し、正しい決算書類・消費税申告書が作成できる体制を構築する必要がある。

### (1) 概要

決算書類や消費税申告書に誤りが複数検出された。

甲府市上下水道局の下水道事業では、決算業務は原則経理係3名で行っており、平均すると3年ほどで異動となる。経理係は、会計や消費税等について、異動初年度に消費税の研修を受ける他は、タイミングがあう研修会があれば参加している状況である。平成30年度における会計・消費税業務に関する研修会の参加実績は、以下のとおりである。

年月	日数	講座内容	参加人数
平成30年7月	2日間	消費税実務講座	1名
平成30年8月	2日間	キャッシュフロー計算書入門	2名
平成31年2月	2日間	地方公営企業における会計・経理実務	2名

また、会計や消費税に関し日常的に相談できる立場の専門家の関与はなく、内部で決算業務を完結している。

決算時には、内部で作成した「決算整理業務チェックリスト&役割分担」を使用しているが、そのチェックリストに従って確認した資料が残されていない。残高の妥当性を検討するために作成する勘定内訳明細書は作成していない科目もあった。

### (2) 問題点及び改善案

「決算整理業務チェックリスト&役割分担」の業務を行うために必要となる資料が決算用ファイルとして綴られていると、翌年度以降参照することが可能であり、決算業務に役立つと考えられる。

また、決算時には、貸借対照表科目は全ての科目について、損益計算書科目は必要に応じて、勘定内訳明細書を作成し、その勘定内訳明細書を精査することで会計上の残高があるべき残高となっているか確認すべきである。

さらに、公営企業会計は、収益的収支と資本的収支、決算報告書は税込表示、財務諸表は税抜表示、補填財源、長期前受金の会計処理など公営企業特有の複雑な論点が多い。経理担当者には会計・消費税に関して高度な専門的知識が必要となる。研修会への参加機会の増加や専門家の関与なども検討し、正しい決算書類・消費税申告書が作成できる



体制を構築する必要がある。

## V 人件費管理

### 1 退職給付引当金の正確性

(指摘)

平成 30 年度の退職給付引当金が計算資料の誤りにより 1,178 千円過大計上されていた。入力情報及び計算結果の正確性を十分に担保するために、上席者等によるチェック体制の整備及び運用が必要である。

#### (1) 概要

退職給付引当金は、職員に支給する退職手当に関して、期末日時点で計上すべき債務である退職給付債務から、すでに積み立てられている資産を控除して算定される。

退職給付債務の算定方法には原則法と簡便法がある。甲府市上下水道局においては簡便法により退職給付債務を算定している。

- ・ 原則法：退職時に支給が見込まれる退職手当の総額のうち、年度末までに発生している金額を一定の割引率や予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する方法
- ・ 簡便法：年度末において全職員（年度末退職者を除く）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法

甲府市上下水道局の職員が自己の都合により退職した際の退職手当の金額は規程で定められており、甲府市職員退職手当支給条例を準用する形となっている。

なお、甲府市上下水道局の職員が甲府市本庁の部署に異動した場合には、退職扱いとはならず、退職手当の基礎となる在職期間は通算される。また、甲府市と甲府市上下水道局との取り決めにより、職員が退職時に所属している団体において退職手当の全額を支払い、当該職員が各団体に所属していた期間に応じて負担金を相手の団体に支払うこととしている。これにより、甲府市上下水道局においては、期末日時点で甲府市上下水道局に所属する職員、及び現在は甲府市本庁に異動したが過去に甲府市上下水道局に在籍していた職員について、甲府市上下水道局に在籍した期間に基づき退職給付引当金を算定している。

#### 甲府市上下水道企業職員給与規程（抜粋）

(退職手当の支給)

第 30 条の 2 職員に対する退職手当の支給については、条例に定めるもののほか、甲府市職員退職手当支給条例の規定を準用する。

## 甲府市職員退職手当支給条例（抜粋）

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由により、その給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第10条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間 11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間 16年以上19年以下の者 100分の90

（勤続期間の計算）

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員、国家公務員又は国立大学法人に勤務する職員（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎と

なるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体若しくは国の退職手当に関する規定、特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準又は国立大学法人の退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第17条第2項の規定により退職手当を支給されないう職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

## (2) 問題点及び改善案

平成30年度の退職給付引当金は、同引当金の算定資料において、個人別の月額給料及び下水道事業における在職期間に基づき算定している。当該算定資料の計算過程を確認したところ、一部の計算式に誤りがあったため、平成30年度の退職給付引当金が1,178千円過大計上されていた。したがって、同年度の下水道事業の貸借対照表の正確性が担保されていない。

当該算定資料への情報の入力及び検証は担当者に任されており、第三者による入力内容の確認が不十分な状況であった。今後は、入力情報及び計算結果の正確性を十分に担保するために、上席者等によるチェック体制を整備及び運用する必要がある。

## 2 賞与引当金の正確性

(指摘)

平成 30 年度の賞与引当金が計算資料の誤りにより 679 千円過大計上されていた。入力情報及び計算結果の正確性を十分に担保するために、上席者等によるチェック体制の整備及び運用が必要である。

### (1) 概要

賞与である期末手当及び勤勉手当の支給に関しては、甲府市上下水道企業職員給与規程に定められている。具体的には、期末手当及び勤勉手当は、各職員の基準日までの在職期間に応じて、定められた日に支給される。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

賞与引当金については、年度末に在籍する職員に対して、6月30日に支給が見込まれる期末手当及び勤勉手当のうち、当年度の負担に属する支給対象期間相当分（12月2日から6月1日までの6ヶ月のうち、3月31日までの4ヶ月分）を計上する必要がある。

甲府市上下水道企業職員給与規程（抜粋）

(期末手当の支給額)

第 15 条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して管理者が別に定める職員(第15条の5において「特定幹部職員」という。))にあつては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)に、条例第11条に規定する基準日(以下、この条から第15条の8までにおいてこれらの日を「基準日」という。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

### (2) 問題点及び改善案

平成 30 年度の賞与引当金の算定資料を確認したところ、誤った算定基礎を使用して同引当金が計算されていた。具体的には賞与のうち期末手当の算定において、本来 6 月支給の乗率を使用すべきところを誤って 12 月支給の乗率を使用していた。その結果、平成 30 年度の賞与引当金が 679 千円過大計上されていた。したがって、同年度の下水道事業の貸借対照表の正確性が担保されていない。

当該算定資料への情報の入力及び検証は担当者に任されており、第三者による入力内容の確認が不十分な状況であった。今後は、入力情報及び計算結果の正確性を十分に担保するために、上席者等によるチェック体制を整備及び運用する必要がある。

### 3 人件費配賦の妥当性

(意見)

人件費の損益勘定及び資本勘定への配賦基準が明文化されていない。また実際の配賦結果が実態と乖離している可能性がある。職員の業務時間を集計し、時間数に基づき配賦するなど、より精緻な配賦方法の検討及び配賦基準の明文化が望まれる。

#### (1) 概要

公営企業会計では、収益的収支（3条予算）と資本的収支（4条予算）を区分する必要がある。

収益的収支 (3条予算)	収益的支出とは、支出の結果がその期の費用として処理されるものであり、その期の収入に対応するものになる。すなわち、収益的収支は損益計算書に反映されることになる。
資本的収支 (4条予算)	資本的支出とは、支出の効果が次期以降に及び、将来の収入に対応するものになる。例えば、サービスの継続的提供の基礎となる施設整備への投資（建設改良）であり、貸借対照表を直接増減させることになる。

下水道事業に係る人件費は、公営企業会計に従い損益勘定と資本勘定とに配賦される。損益勘定は損益計算書に当年度の費用として計上される。資本勘定は、固定資産の取得価額に含められ、耐用年数にわたり減価償却を通じて費用化される。

甲府市上下水道局の現行の人件費の配賦方法は、各職員を損益勘定又は資本勘定に紐付けて、損益勘定職員の人件費は営業費用の各費目に計上し、資本勘定職員の人件費は建設改良に要した額と合わせて固定資産として計上される。

人件費に係る予算額は、予算策定時点の職員が全員来年度も上下水道局に在籍すると仮定して、職員の昇給等を加味して計上している。

#### (2) 問題点及び改善案

甲府市上下水道局に人件費の配賦方法について確認したところ、どの職員を資本勘定職員にするか損益勘定職員にするかといった基準が明文化されていなかった。そのため、人件費の配賦計算に恣意性が介入する余地がある。配賦職員の設定を客観的なルールを設けずに担当者任せにすると、客観的かつ合理的な配賦計算が行われず、結果として損益計算書の人件費及び貸借対照表の固定資産計上額が適正に算定されない可能性がある。また、各事業年度の決算情報の適正な期間比較が損なわれる可能性がある。

甲府市上下水道局の現行の配賦計算では、各職員の人件費を資本勘定又は損益勘定

のいずれかに配賦しており、各職員は事前に紐付けられた業務のみを実施している前提となっている。しかしながら、資本勘定とした職員においても、年間の業務において固定資産の建設改良に従事しない期間も考えられるため、資本勘定と固定資産の建設作業時間との関連性について、実際の配賦結果が実態と乖離している可能性がある。

固定資産は長期間にわたって使用されることから、使用開始から耐用年数経過時までの各年度の減価償却費として費用化され、同期間の下水道使用料と対応することになる。本来、損益勘定に計上すべきものを資本勘定に計上してしまうと、発生年度の下水道使用料によって回収すべき人件費を翌年度以降の下水道使用料で回収することとなり適切ではない。

人件費の配賦を実態に近づける方法として原価計算基準に基づく方法が考えられる。具体的には、職員の作業時間を損益勘定及び資本勘定ごとに集計し、作業時間数に基づき人件費を損益勘定及び資本勘定に配賦する方法がある。より精緻な財務諸表を作成するために、更には信頼性ある年度予算や中期計画に基づき経営の意思決定を行うためにも、人件費の配賦をより実態に近づける方法を検討することが望ましい。



## VI 経営戦略・中期経営計画

### 1 スtockマネジメント計画、下水道総合地震対策計画

(意見)

ストックマネジメント計画（平成29年8月）及び下水道総合地震対策計画（平成26年3月）は、計画策定の方向性を示して外部業者に業務委託して策定されたアセットマネジメント報告書及び下水道総合地震対策計画報告書を下にして策定して国に提出するものである。これらは希望的な数値を含む長期改築事業予測に基づく想定改築事業量である。ストックマネジメント計画（平成29年8月）及び下水道総合地震対策計画（平成26年3月）共に、具体的な作業箇所を積み上げて作成された精度の高い中期計画として策定されることが望まれる。

#### (1) 概要

下水道ストックマネジメント計画は、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、ストックマネジメントとは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。下水道ストックマネジメント計画は「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」（平成27年11月）及びストックマネジメント実施方針の策定例から策定されている。

一方、下水道総合地震対策計画は、避難地、防災拠点、要援護者関連施設と終末処理場とを接続する管路施設や貯留・排水施設の耐震化事業、緊急輸送路や避難路や軌道の下に埋設されている管路施設の耐震化事業、マンホールトイレシステムの整備事業、備蓄倉庫や耐震性貯水槽の整備事業、物流上重要なルートである重要物流道路及び代替・補完路の下に埋設されている管渠や水管橋、重要な雨水排水施設の耐震化事業等について、概要、整備目標、事業内容、年度計画等を定めたものである。下水道総合地震対策計画は「下水道地震対策緊急整備計画策定の手引き(案)」を参考に策定されている。

甲府市では、ストックマネジメント計画（平成29年8月）はアセットマネジメント計画を基にして策定され、下水道総合地震対策計画（平成26年3月）も策定している。

アセットマネジメント計画を外部業者（株式会社NJS）に委託して作成している。また、下水道総合地震対策計画を外部業者（株式会社NJS）に委託して作成している。

外部業者（株式会社NJS）に委託した成果物としての報告書は以下のとおりであ

る。

- 1) 甲府市上下水道施設アセットマネジメント システム構築業務委託 長期改築事業計画報告書（下水道管路施設編）（平成28年3月）
- 2) 甲府市上下水道施設アセットマネジメント システム構築業務委託第2期 点検・調査計画報告書（下水道管路施設・マンホールポンプ施設編）（平成29年3月）
- 3) 甲府市下水道総合地震対策計画策定業務委託 報告書（平成26年3月）

## （2）問題点及び改善案

ストックマネジメント計画（平成29年8月）及び下水道総合地震対策計画（平成26年3月）共に、具体的な作業箇所を積み上げて作成された精度の高い中期計画として策定されることが望まれる。

ストックマネジメント計画（平成29年8月）は、計画策定の方向性を示して、外部業者に業務委託したアセットマネジメント報告書の長期改築事業計画及び点検・調査計画を下にして、調査と調査結果に応じた改築を予定する管路延長(m)を策定して国に提出するものである。

下水道総合地震対策計画（平成26年3月）は、計画策定の方向性を示して、外部業者に下水道総合地震対策計画策定業務委託した報告書の耐震診断対象路線を下にして、耐震診断と耐震診断結果に応じた耐震化工事を予定する耐震化対象延長又は施設を策定して国に提出するものである。

ストックマネジメント計画又は下水道総合地震対策計画は、希望的な数値を含む長期改築事業予測に基づいて想定された事業量を示しているものの、改築又は耐震化工事を予定する具体的な作業箇所を積み上げた管路延長(m)を示していない。ストックマネジメント計画及び下水道総合地震対策計画は、国への提出水準を超えて、具体的な作業箇所を積み上げた管路延長(m)として、すなわち調査又は耐震診断対象と区別して改築又は耐震化工事を予定する管路延長(m)を示すことによって、中期計画としての位置づけを持たせることが望まれる。

## 2 中期経営計画

（意見）

甲府市上下水道事業経営戦略（2018年度～2027年度）において今後10年間の「長期財政収支見通し」、また、第1次・第2次戦略推進計画においても「財政収支見通し」を策定しているが、同様の書式を用いた実績との比較分析資料がない。

当年度の業績を評価するため、今後の経営戦略策定に役立てるため、また、当年度の決算数値に誤りが無いことを疎明するための発見的コントロールを構築するため、各年度の実績との対比を行い、原因を調査した分析資料を作成すべきである。

(意見)

甲府市上下水道事業経営戦略(2018年度～2027年度)において今後10年間の「○他会計繰入金」、また、第1次・第2次戦略推進計画においても「○他会計繰入金」を策定し、「資本的収支分」については全額「基準内繰入金」としている。

しかし、「資本的収支分」の内618百万円は実質的に「基準外繰入金」であると考えられる。「基準内繰入金」と「基準外繰入金」は甲府市の一般会計からの繰出の趣旨が異なることから区分し開示すべきである。

(1) 「長期財政収支見通し」の概要

「第2 対象事業の概要」「IX 経営戦略について」に記載のとおり、2018年3月に今後10年間の上下水道事業の進むべき方向性を新たに「甲府市上下水道事業経営戦略(2018年度～2027年度)」として取りまとめた。

その中で同経営戦略を踏まえた今後10年間の「長期財政収支見通し」を策定することにより、将来の利益の傾向を数値化している。

また、「長期財政収支見通し」を踏まえ、平成30年3月には、「第1次戦略推進計画(2018年度～2020年度)」、平成31年3月には「第2次戦略推進計画(2019年度～2021年度)」の中で、計画期間を3か年とし、毎年度ローリング方式により見直した「財政収支見通し」を取りまとめている。なお、何れの見通しも初年度については予算としているが、予算は例年10月から翌3月にかけて「上下水道局予算編成方針」及び「水道事業・下水道事業 予算編成要領」に基づき策定されている。

(2) 「長期財政収支見通し」の内容

「甲府市上下水道事業経営戦略(2018年度～2027年度)」の「長期財政収支見通し」では、下水道使用料については、人口減少、少子高齢化、産業構造の変化及び水使用機器の節水化の進行などの影響により水需要の減少が継続することにより、減収傾向が続くものと予想している。

費用については、安全で快適な生活環境を提供するため、「甲府市上下水道ストックマネジメント計画」に基づいた改築や「下水道総合地震対策計画」に基づいた耐震化の推進などに多額の投資的経費がかかると予想している。

上記の結果、アセットマネジメントの考え方にに基づき効率的な事業運営を行い、経費の削減を図るとともに、下水道未接続の解消など収入の確保に努めることとして試算した結果、計画期間中の純利益が見込まれるが、利益は減少する傾向となると予想している。

また、収支上の利益計上は見込まれるが、資産を維持していくための適正な下水道使用料について、継続的に検討を行っていくとしている。

「甲府市上下水道事業経営戦略(2018年度～2027年度)」における今後10年間の「長期財政収支見通し」は以下のとおりである。

## 収益的収支

(税抜/単位：百万円)

区分	年度	2018	2019	2020	2021	2022
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
収益的収入	1 営業収益	4,036	4,014	4,001	3,989	3,978
	(1) 使用料	3,279	3,258	3,245	3,233	3,222
	(2) 受託工事収益	0	0	0	0	0
	(3) 他会計負担金	750	750	750	750	750
	(4) その他	7	6	6	6	6
	2 営業外収益	3,493	3,523	3,531	3,533	3,535
	(1) 補助金	1,456	1,456	1,456	1,456	1,456
	他会計補助金	1,456	1,456	1,456	1,456	1,456
	その他補助金	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	2,034	2,065	2,073	2,075	2,077
	(3) その他	3	2	2	2	2
	収入計(A)	7,529	7,537	7,532	7,522	7,513

収益的支出	1 営業費用	5,411	5,604	5,495	5,643	5,743
	(1) 職員給与費	284	305	245	286	272
	基本給	107	112	115	118	121
	退職給付費	66	81	14	50	28
	その他	111	112	116	118	123
	(2) 経費	1,210	1,367	1,317	1,330	1,405
	動力費	230	236	240	242	244
	修繕費	105	184	197	119	111
	材料費	22	25	26	18	18
	その他	853	922	854	951	1,032
	(3) 減価償却費	3,917	3,932	3,933	4,027	4,066
	2 営業外費用	957	880	813	751	684
	(1) 支払利息	943	870	803	741	674
(2) その他	14	10	10	10	10	
支出計(B)	6,368	6,484	6,308	6,394	6,427	

経常損益 (A)-(B) (C)	1,161	1,053	1,224	1,128	1,086
------------------	-------	-------	-------	-------	-------

特別利益 (D)	34	10	10	10	10
特別損失 (E)	6	5	5	5	5
特別損益 (D)-(E) (F)	28	5	5	5	5
当年度純利益 (C)+(F)	1,189	1,058	1,229	1,133	1,091

(税抜/単位：百万円)

区分		年度				
		2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年	2027 令和9年
収 益 的 収 入	1 営業収益	3,968	3,959	3,950	3,941	3,934
	(1) 使用料	3,212	3,203	3,194	3,185	3,178
	(2) 受託工事収益	0	0	0	0	0
	(3) 他会計負担金	750	750	750	750	750
	(4) その他	6	6	6	6	6
	2 営業外収益	3,580	3,655	3,704	3,706	3,733
	(1) 補助金	1,456	1,456	1,456	1,456	1,456
	他会計補助金	1,456	1,456	1,456	1,456	1,456
	その他補助金	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	2,122	2,197	2,246	2,248	2,275
	(3) その他	2	2	2	2	2
	収入計(A)	7,548	7,614	7,654	7,647	7,667

収 益 的 支 出	1 営業費用	5,827	6,015	6,129	6,174	6,230
	(1) 職員給与費	280	300	290	314	289
	基本給	124	128	131	135	138
	退職給付費	31	44	27	43	12
	その他	125	128	132	136	139
	(2) 経費	1,383	1,398	1,402	1,378	1,382
	動力費	247	249	251	252	253
	修繕費	111	111	111	101	101
	材料費	18	19	19	19	19
	その他	1,007	1,019	1,021	1,006	1,009
	(3) 減価償却費	4,164	4,317	4,437	4,482	4,559
	2 営業外費用	634	598	567	534	498
	(1) 支払利息	624	588	557	524	488
	(2) その他	10	10	10	10	10
支出計(B)	6,461	6,613	6,696	6,708	6,728	

経常損益 (A)-(B) (C)	1,087	1,001	958	939	939
------------------	-------	-------	-----	-----	-----

特別利益 (D)	10	10	10	10	10
特別損失 (E)	5	5	5	5	5
特別損益 (D)-(E) (F)	5	5	5	5	5
当年度純利益 (C)+(F)	1,092	1,006	963	944	944

## 資本的収支

(税込/単位：百万円)

区分		年度	2018	2019	2020	2021	2022
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
資本的 収入	1 企業債		1,712	1,794	2,612	2,099	2,264
	うち資本費平準化債		0	0	0	0	0
	2 他会計出資金		0	0	0	0	0
	3 他会計補助金		1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
	4 他会計負担金		0	0	0	0	0
	5 他会計借入金		0	0	0	0	0
	6 国（都道府県）補助金		270	572	945	870	1,254
	7 固定資産売却代金		0	0	0	0	0
	8 工事負担金		33	74	74	74	74
	9 その他		3	3	2	1	1
	計 (A)		3,372	3,797	4,987	4,398	4,947
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B) (C)		3,372	3,797	4,987	4,398	4,947	

資本的 支出	1 建設改良費		1,853	2,505	3,314	2,941	3,894
	うち職員給与費		183	203	208	214	219
	2 企業債償還金		4,334	4,204	4,618	4,455	4,242
	3 他会計長期借入返還金		177	147	90	75	23
	4 他会計への支出金		0	0	0	0	0
	5 その他		0	0	0	0	0
計 (D)		6,364	6,856	8,022	7,471	8,159	

資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		2,992	3,059	3,035	3,073	3,212
-------------------------------------	--	-------	-------	-------	-------	-------

補填 財源	1 損益勘定留保資金		1,720	1,820	1,927	1,794	2,029
	2 利益剰余金処分額		1,262	1,189	1,058	1,229	1,133
	3 繰越工事資金		0	0	0	0	0
	4 その他		10	50	50	50	50
計 (F)		2,992	3,059	3,035	3,073	3,212	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高		336	189	99	23	0	
企 業 債 残 高		47,182	44,772	42,766	40,410	38,432	

(税込/単位：百万円)

区分		年度	2023	2024	2025	2026	2027
			令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
資本的 収入	1 企業債		2,344	2,470	1,750	1,094	710
	うち資本費平準化債		0	0	0	0	0
	2 他会計出資金		0	0	0	0	0
	3 他会計補助金		1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
	4 他会計負担金		0	0	0	0	0
	5 他会計借入金		0	0	0	0	0
	6 国（都道府県）補助金		1,464	1,427	1,114	881	670
	7 固定資産売却代金		0	0	0	0	0
	8 工事負担金		74	74	75	91	91
	9 その他		0	0	0	0	0
	計 (A)		5,236	5,325	4,293	3,420	2,825
(A)のうち翌年度へ繰り越され る支出の財源充当額 (B)		0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B) (C)		5,236	5,325	4,293	3,420	2,825	

資本的 支出	1 建設改良費		4,418	4,332	3,588	2,979	2,457
	うち職員給与と費		225	231	238	244	251
	2 企業債償還金		3,986	4,093	3,865	3,538	2,820
	3 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0
	4 他会計への支出金		0	0	0	0	0
	5 その他		0	0	0	0	0
計 (D)		8,404	8,425	7,453	6,517	5,277	

資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		3,168	3,100	3,160	3,097	2,452
-------------------------------------	--	-------	-------	-------	-------	-------

補填 財源	1 損益勘定留保資金		2,027	1,958	2,104	2,084	1,458
	2 利益剰余金処分額		1,091	1,092	1,006	963	944
	3 繰越工事資金		0	0	0	0	0
	4 その他		50	50	50	50	50
	計 (F)		3,168	3,100	3,160	3,097	2,452
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	
他会計借入金残高		0	0	0	0	0	
企業債残高		36,790	35,167	33,052	30,608	28,498	

## ○ 他会計繰入金

(単位：百万円)

区分	年度	2018	2019	2020	2021	2022
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
収益的収支分		2,206	2,206	2,206	2,206	2,206
	うち基準内繰入金	2,206	2,206	2,206	2,206	2,206
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0
資本的収支分		1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
	うち基準内繰入金	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0
合 計		3,560	3,560	3,560	3,560	3,560

(単位：百万円)

区分	年度	2023	2024	2025	2026	2027
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
収益的収支分		2,206	2,206	2,206	2,206	2,206
	うち基準内繰入金	2,206	2,206	2,206	2,206	2,206
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0
資本的収支分		1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
	うち基準内繰入金	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0
合 計		3,560	3,560	3,560	3,560	3,560

(「甲府市上下水道事業 経営戦略」より抜粋)

### ※ 収益的収支の主な科目の見積もり方法

- 「1 営業収益-(1) 使用料」は基本料金、水量使用料ごとに、過去数年間の傾向分析に基づき推計している。
- 「1 営業収益-(3) 他会計負担金」は雨水処理に要する甲府市からの負担金であり、現在の収入額が継続するものとしている。
- 「2 営業外収益-(1) 他会計補助金」は汚水処理に係る甲府市からの補助金であり、現在の収入額が継続するものとしている。
- 「2 営業外収益-(2) 長期前受金戻入」は計上済みの長期前受金及び今後計上される長期前受金見積額（資本的収支における他会計補助金・国（都道府県）補助金・工事負担金）をもとに、各年度の戻入額を推計している。
- 「1 営業費用-(1) 職員給与費」は過年度の1人当たりの平均額に、今後の人員、名目賃金上昇率を見積もり推計している。
- 「1 営業費用-(3) 減価償却費」は過年度取得分の償却費及び今後取得見込分の償却費を推計している。
- 「2 営業外費用-(1) 支払利息」は過年度分は償還予定に基づき、また新規分は今後の起債、及び金利を見積もり推計している。



### (3) 問題点及び改善案

#### ア 見通し実績の比較分析

「甲府市上下水道事業経営戦略(2018年度～2027年度)」における今後10年間の「長期財政収支見通し」、「第1次戦略推進計画(2018年度～2020年度)」における「財政収支見通し」及び「第2次戦略推進計画(2019年度～2021年度)」における「財政収支見通し」と、各年度の実績との対比を行い、原因を調査した分析資料を作成していない。

当年度の財政収支・資本的収支の業績を評価するため、今後の経営戦略の策定・見直しのため、翌年度予算の策定に役立てるため、また、当年度の下水道事業損益計算書・下水道事業貸借対照表に誤りがないことを疎明するための発見的コントロール(誤謬、不正リスクを事後的に発見する統制)として、原因分析を実施すべきである。

#### イ 他会計繰入金の内訳

「甲府市上下水道事業経営戦略(2018年度～2027年度)」における今後10年間の「○他会計繰入金」、「第1次戦略推進計画(2018年度～2020年度)」における「○他会計繰入金」及び「第2次戦略推進計画(2019年度～2021年度)」における「○他会計繰入金」の各々の明細において、「資本的収支分」は毎年1,354百万円と策定し、全額を「うち基準内繰入金」としている。

しかし実質的には「うち基準内繰入金」が736百万円、「うち基準外繰入金」が618百万円と思量される。「基準内繰入金」と「基準外繰入金」は甲府市の一般会計からの繰出の趣旨が異なることから区分し開示すべきである。

※ 「基準外繰入金」とは、一般会計から公営企業会計への繰出経費のうち、総務省が通知している「下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知」に合致しない繰入金であり、いわゆる一般会計からの補填である。

### 3 戦略推進計画

(意見)

#### ①戦略推進計画及び進捗管理シートの有効な活用

第1次戦略推進計画と進捗管理シートを比較すると、事業費の繰越が多くなっている。事業費の繰越は計画通り事業が執行されていないことを示していることから改善することが望まれる。戦略推進計画と進捗管理シートを有効に活用して繰越額を減少させて欲しい。

#### ②戦略推進計画の具体的な作業箇所に基づいた計画の必要性

戦略推進計画は、初年度については予算と同様であり具体的な作業箇所に基づいた計画となっているが、2年度目及び3年度目は具体的な作業箇所はなく実現可能な目標値を示している。2年度目及び3年度目についても具体的な作業箇所に基づいた計画とすることが望まれる。初年度、2年度目及び3年度目の具体的な作業箇所に基づいた計画を公表することによって、戦略推進計画の精緻化をもたらすなどの利点があると考えられる。

#### (1) 概要

第六次甲府市総合計画を最上位計画として、下水道事業経営戦略（下水道事業ビジョン）による経営方針及び施策を基にして第1次戦略推進計画（2018年度～2020年度）（2018年3月）が策定されている。戦略推進計画はローリング方式によっており毎年改定されており、第1次戦略推進計画（2018年度～2020年度）（2018年3月）は第2次戦略推進計画（2019年度～2021年度）（2019年3月）に改定されている。

#### (2) 問題点及び改善案

##### ①戦略推進計画及び進捗管理シートの有効な活用

第1次戦略推進計画（2018年度～2020年度）は、2018年度を対象として事業評価を行い、進捗管理シートを作成し、集約表である事業評価総括表をホームページに掲載している（第1次戦略推進計画（下水道事業）事業評価総括表を抜粋して示している）。第1次戦略推進計画の事業評価を行っていることは評価できるものの、2018年度の計画（第1次戦略推進計画）とその実施状況（進捗管理シート）を比較すると、事業費の繰越が多くなっている。施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について（国土交通省土地・建設産業局建設業課長\_平成28年2月17日）に従い、無理に年度末に終えなくても良いものの、事業費の繰越は計画通り事業が執行されていないことを示していることから改善することが望まれる。

次表は、第1次戦略推進計画 進捗管理シートより繰越が3千万円以上のものを抜粋しているところ、施設整備事業に多額の繰越額が生じている。事業費予算額は前期

繰越額と当期当初予算額の合算であり、前年にも多額の繰越額が生じていた。多額の繰越額は恒常的に生じている。甲府市からは農閑期あるいは渇水期において事業を執行することなどの制約によるものもあるとの説明を受けているが、多額の繰越額を恒常的に生じていることは、会計年度独立の原則（地方自治法第 208 条第 2 項）からも好ましくないことから、戦略推進計画と進捗管理シートを有効に活用して、事業を予算通りに執行して繰越額を減少させることが望まれる。

#### 第 1 次戦略推進計画 進捗管理シート（抜粋：繰越が 3 千万円以上のもの）

（単位：千円）

	事業名	担当課	事業費予算額	事業費決算額	(次年度)繰越額
4	下水道地震対策事業(管路)※	下水道課	113384	78093	35,291
5	下水道地震対策事業(処理場・ポンプ場)※	浄化センター	67760	11880	55,880
8	污水管きよ整備事業 ※	下水道課	1,173,580	680,316	493,264
10	雨水管きよ整備事業(浸水対策)	下水道課	138,168	39,438	98,730
22	管路施設の調査及び改築事業 ※	下水道課	464,710	283,359	181,351
26	浸入水防止対策(管路)	下水道課	306,436	244,248	62,188

#### ②戦略推進計画の具体的な作業箇所に基づいた計画の必要性

戦略推進計画は、初年度については予算と同様であり具体的な作業箇所に基づいた計画となっているが、2 年度目及び 3 年度目は具体的な作業箇所はなく実現可能な目標値を示している。2 年度目及び 3 年度目についても具体的な作業箇所に基づいた計画とすることが望まれる。初年度、2 年度目及び 3 年度目の具体的な作業箇所に基づいた計画を公表することによって、以下のような利点があると考ええる。

- 1) 初年度、2 年度目及び 3 年度目の具体的な作業箇所に基づいた計画を公表することは、市民に具体的な作業箇所を予定していることを示すことになることから、市民へのより一層の情報提供につながり、経営理念にある「お客様との信頼関係を大切にし、」に合うものと考ええる。
- 2) 初年度、2 年度目及び 3 年度目の具体的な作業箇所に基づいた計画を策定することによって、戦略推進計画はローリング方式によって毎年改定されていることから、3 年度目以降の具体的な作業箇所に基づいた計画を改定することを通じて、3 年度目の戦略推進計画をより精緻なものとするができる。戦略推進計画を精緻化することによって、債務負担行為を利用することなどにより、現在多額に生じている予算の繰越額を減少させることにもつながると考える。

甲府市上下水道事業経営戦略 第1次戦略推進計画 (下水道事業) 事業評価総括表  
(4つの経営方針のもと、11施策、33事業) 対象：2018年度(平成30年度)

経営方針	施策	事業番号	事業名	担当課	事業評価	施策総合評価
1 災害に強く快適な 下水道(安全・強靱)	(1) 危機管理対策の強化	1	総合的危機管理対策の強化	全課(総務)	B	B
		2	処理場等業務継続システム高度化事業	浄化センター	B	
	(2) 管路・施設の耐震化 の推進	3	下水道地震対策計画策定事業	計画課	F	B
		4	下水道地震対策事業(管路)※	下水道課	B	
		5	下水道地震対策事業(処理場・ポンプ場)※	浄化センター	B	
	(3) 汚水管きよの整備	6	下水道整備計画策定事業	計画課	—	B
		7	汚水処理整備計画策定事業	計画課	—	
		8	汚水管きよ整備事業 ※	下水道課	B	
	(4) 公共用水域の水質 保全の推進	9	下水道接続促進事業 ※	給排水課	B	B
		10	雨水管きよ整備事業(浸水対策)	下水道課	C+	
		11	流入汚水の水質保全対策	浄化センター	B	
		12	放流水の水質保全対策	浄化センター	B	
2 将来に繋げる下水道 (持続)	(1) 経営基盤の強化	13	企業債依存度の縮減と資金調達手法の検討	経営企画課	B	B
		14	適正な下水道使用料の継続的な検討	経営企画課	B	
		15	排水設備台帳システムの整備	給排水課	B	
		16	下水道台帳管理システムデータ整備	計画課	B	
		17	下水道使用料の収納率向上、滞納整理の強化	営業課	B	
		18	民間活力の活用推進(営業部門)	営業課	B	
		19	民間活力の活用推進(排水施設等)	下水道課	B	
		20	民間活力の活用推進(水処理施設等)	浄化センター	B	
	(2) 効果的な改築	21	上下水道事業アセットマネジメントシステム構築と運用	計画課	B	B
		22	管路施設の調査及び改築事業 ※	下水道課	B	
		23	マンホールポンプ施設の調査及び改築事業	下水道課	B	
		24	処理場等施設の調査及び改築事業 ※	浄化センター	B	
	(3) 有収率の向上	25	正確な汚水排水量の把握	営業課	B	B
		26	浸入水防止対策(管路)	下水道課	B	
		27	浸入水防止対策(誤接続)	給排水課	B	
	(4) 技術・経営ノウハウ の継承	28	人材育成、技術・経営ノウハウの継承	総務課	B	B
3 お客様満足度の高い 下水道(信頼)	(1) 親しみやすく、わか りやすい情報の提供	29	戦略的PR活動の展開	経営企画課	B	B
		30	情報共有、協働による相互理解を深めた事業運営(広報等)	経営企画課	B	
	(2) お客様の利便性の 向上	31	顧客満足度向上事業	営業課	B	B
4 環境に配慮した 下水道(環境)	(1) 環境保全への貢献	32	環境・エネルギー活用事業(本庁舎)	総務課	B	B
		33	環境・エネルギー活用事業(浄化センター)	計画課・ 浄化センター	B	

※第六次甲府市総合計画の実施計画事業

事業評価	A：拡大、B：継続推進、C+：積極的見直し、C-：一部改善、D+：統廃合、D-：縮小、E：休止・廃止、F：完了
施策総合評価	A：大きな効果を挙げている、B：効果を挙げている、C：あまり効果を挙げられていない、D：効果が挙げられていない 事業評価と重要業務指標(KPI)の状況を勘案し、総合的に評価

#### 4 受入負担金（一般会計繰入金）

（意見）

甲府市下水道事業に係る一般会計繰入金明細の内、資本的収入の企業債元金償還金（概ね6億円）は「地方公営企業繰出金について」に基づいていない基準外繰入金である。

下水道事業は独立採算制の下に行われるものであるから、基準外繰入金のように一般会計からの補填により賄われることは望ましくなく、使用料収入によって賄うべきであると言える。

##### （1）概要

###### ①下水道事業における一般会計繰入金

地方財政法及び地方公営企業法において、公営企業は主としてその経費を当該事業の収入をもって充てることとされる独立採算制の原則が規定されている。一方、これを前提としながらも、当該公営企業の収入をもって充てることが適当でない経費、及び能率的な経営を行ってもなお収入のみでの経営が困難であると客観的に認められる経費は、一般会計の繰入れによる収入をもってこれに充てることができると規定されている。下水道事業は独立採算制の下に行うものではあるものの、一般会計との間の適正な経費負担区分を前提としていると言える。

一般会計が負担することとされている経費については、総務省通知「地方公営企業繰出金について」に算出の考え方を定めている。

下水道事業における一般会計繰入金は以下の表のとおりであり、「地方公営企業繰出金について」との対応関係も示している。

平成 30 年度 地方公営企業繰出金について（通知）（平成 30 年 4 月 2 日） 第 8 下水道事業	一般会計繰入金明細の項目
1 雨水処理に要する経費 (1) 趣旨 雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。 (2) 繰出しの基準 雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。	収益的支出 1 負担金 (1) 維持管理費 (2) 資本費
2 分流式下水道等に要する経費 (1) 趣旨 分流式下水道（「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和 56	収益的支出 2 補助金 (6) 資本費（分水

<p>年6月5日付け自治準企第153号)に基づくものをいう。)等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。</p> <p>(2) 繰出しの基準</p> <p>分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費(*1)のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。</p> <p>(*1)資本費とは、事業の管理運営に要する経費で、維持管理費に対する用語。減価償却費、企業債等支払利息、資産減耗費等が含まれる。(下水道用語集(日本下水道協会)より引用)</p>	<p>式下水道)</p> <p>①減価償却費②企業債支払利息充分</p>
<p>3 流域下水道の建設に要する経費</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>広域的な水質保全を図る観点から流域下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第4号イに該当するものに限る。)の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。</p> <p>(2) 繰出しの基準</p> <p>都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%(単独事業に係るものにあつては10%)、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%(単独事業に係るものにあつては10%)とする。ただし、平成12年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。</p>	<p>資本的支出</p> <p>(3) 流域下水道建設元金 (臨時措置分)(特環中道)</p> <p>収益的支出</p> <p>(5) 企業債利息等 ②流域下水道建設利息</p>
<p>4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。</p> <p>(2) 繰出しの基準</p> <p>特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務(専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を</p>	<p>収益的支出</p> <p>2 補助金</p> <p>(1) 下水の規制に関する経費</p>

<p>除く。)に要する経費に相当する額とする。</p>	
<p>5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費  (1) 趣旨  水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。  (2) 繰出しの基準  水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。</p>	<p>収益的支出  2 補助金  (2) 水洗便所に係る改造命令等に要する経費</p>
<p>6 不明水の処理に要する経費  (1) 趣旨  不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。  (2) 繰出しの基準  計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。</p>	<p>収益的支出  2 補助金  (3) 不明水の処理に要する経費</p>
<p>7 高度処理に要する経費  (1) 趣旨  下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費である。  (2) 繰出しの基準  下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費(特定排水に係るものを除く。)に相当する額の一部(2分の1を基準とする。)とする。</p>	
<p>8 高資本費対策に要する経費  (1) 趣旨  自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。  (2) 繰出しの基準  ア 繰出しの対象となる事業は、供用開始30年未満の下水道事業(特定公共下水道及び流域下水道を除く。)で、前々年度における当該事業の資本費及び使用料がそれぞれ次の要件を満たすもので、経営戦略を策定し、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。  ① 資本費_略  ② 使用料_略  イ繰出しの基準額は、前々年度における有収水量1m<sup>3</sup>当たりの算定対</p>	

<p>象資本費のうちア①に定める基準を超える額（略）が209円に満たなければ、さらに、次に定める調整率を乗じた額とする。</p> <p>①乗率_略</p> <p>②調整率_略</p>	
<p>9 広域化・共同化の推進に要する経費</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>効率的な下水道整備、経営の健全化・効率化等を図る観点から下水道事業の広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備に要する経費の一部について繰り出すための経費である。</p> <p>(2) 繰り出しの基準</p> <p>下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の55%に相当する額とする。</p>	
<p>10 地方公営企業法の適用に要する経費</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。</p> <p>(2) 繰り出しの基準</p> <p>地方公営企業法の適用に要する経費及びこれに充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。</p>	
<p>11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第5号)により整備される汚水等を集散的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。</p> <p>(2) 繰り出しの基準</p> <p>建設改良に要する経費の30%とする。</p> <p>ただし、平成9年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰り出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。</p>	
<p>12 個別排水処理施設整備事業に要する経費</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>個別排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第7号)により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。</p>	



<p>(2) 繰出しの基準 建設改良に要する経費の30%とする。 ただし、平成9年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。</p>	
<p>1 3 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費 (1) 趣旨 平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債(特別措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。 (2) 繰出しの基準 下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額とする。</p>	<p>資本的支出 (4) 下水道事業債元金(特例措置分) (公共) (特環甲府) 収益的支出 (5) 企業債利息等 ④下水道事業債利息(特別措置分)</p>
<p>1 4 その他 (1) 趣旨 下水道普及特別対策要綱(平成8年4月1日付け自治準企第93号)により実施された事業に係る下水道事業債(普及特別対策分)並びに緊急下水道整備特定事業実施要綱(平成8年4月1日付け建設省都下公発第145号及び自治準第90号共同通知)及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱(平成5年4月1日付け5構改D第41号及び自治準企第90号共同通知)により実施された事業に係る下水道事業債(臨時措置分)並びに平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債(特例措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。 (2) 繰出しの基準 ア 下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額とする。 イ 下水道事業債(臨時措置分)及び下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額とする。</p>	<p>資本的支出 (2) 緊急下水道整備特定事業債元金 (公共) 収益的支出 (5) 企業債利息等 ③緊急下水道整備特定事業債利息</p>
<p>平成30年度 地方公営企業繰出金について(通知)(平成30年4月2日) 第10 その他</p>	<p>一般会計繰入金明細の項目</p>
<p>4 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費 (1) 趣旨 地方公営企業職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)に規定する児童手当の給付に要する経費の一部について繰り出すための経費</p>	<p>収益的支出 2 補助金 (4) 児童手当負担</p>

<p>費である。</p> <p>(2) 繰出しの基準</p> <p>繰出しの対象となる経費は、次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計額とする。</p> <p>ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)の15分の8</p> <p>イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)</p> <p>ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費</p>	<p>金</p>
<p>5 臨時財政特例債の償還に要する経費</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>臨時財政特例債の元利償還金について繰り出すための経費である。</p> <p>(2) 繰出しの基準</p> <p>公営企業会計において発行した臨時財政特例債の元利償還金に相当する額とする。</p>	<p>資本的支出</p> <p>(1) 臨時財政特例債等元利償還金(公共)(特環中道)</p> <p>収益的支出</p> <p>(5) 企業債利息等</p> <p>① 臨時財政特例債利息</p>

②甲府市下水道事業に係る一般会計繰入金明細

甲府市下水道事業に係る一般会計繰入金明細は以下のとおりである。各年度に概ね同水準の額が繰入れられている。「地方公営企業繰出金について」との対応関係も示している。

一般会計繰入金明細

(単位:千円)

項目	地方公営企業繰出金 について(通知)	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
<b>一般会計繰入金合計</b>		<b>3,560,500</b>	<b>3,559,554</b>	<b>3,582,748</b>	<b>3,579,644</b>
<b>収益的収入</b>		<b>2,206,256</b>	<b>2,205,310</b>	<b>2,210,900</b>	<b>2,206,256</b>
<b>1負担金(雨水処理に関する経費)</b>	第8下水道事業 1	750,000	750,000	750,000	750,000
(1)維持管理費		143,454	115,184	116,487	132,408
①管渠費②ポンプ場費③処理場管理 費④総係費					
(2)資本費		606,546	634,816	633,513	617,592
①減価償却費②企業債支払利息③ 長期借入金利息					
<b>2補助金</b>		<b>1,456,256</b>	<b>1,455,310</b>	<b>1,460,900</b>	<b>1,456,256</b>
(1)下水の規制に関する経費	第8下水道事業 4	2,028	1,650	1,426	1,758
(2)水洗便所に係る改造命令等に要する 経費	第8下水道事業 5	20,610	19,820	14,178	14,216
(3)不明水の処理に関する経費	第8下水道事業 6	124,195	104,612	82,979	85,366
(4)児童手当負担金	第10その他 4	5,648	2,900	2,512	2,564
(7)経営戦略策定業務補助金	第10その他 6	0	0	2,241	0
(5)企業債利息等	第10その他 5	46,138	45,612	53,760	63,058
①臨時財政特例債利息②流域下水 道建設利息(臨時措置分)③緊急下 水道整備特定事業債利息④下水道 事業債利息(特別措置分)	第8下水道事業 14 第8下水道事業 3 第8下水道事業 13				
(6)資本費(*1)(分水式下水道)	第8下水道事業 2	1,257,636	1,280,717	1,303,804	1,289,294
①減価償却費②企業債支払利息充 当分 (*1)資本費の説明参照					
<b>資本的収入</b>		<b>1,354,244</b>	<b>1,354,244</b>	<b>1,371,848</b>	<b>1,373,388</b>
(1)臨時財政特例債等元利償還金 (公共)(特環中道)	第10その他 5	89,115	108,416	126,130	135,775
(2)緊急下水道整備特定事業債元金 (公共)	第8下水道事業 14	43,608	42,699	41,808	40,937
(3)流域下水道建設元金 (臨時措置分)(特環中道)	第8下水道事業 3	1,714	1,613	1,571	1,512
(4)下水道事業債元金(特例措置分) (公共)(特環甲府)	第8下水道事業 13	616,748	583,593	550,538	509,715
(5)企業債元金償還金	基準外繰入金	603,059	617,923	651,801	685,448

## (2) 問題点及び改善案

下水道事業は独立採算制の下に行われているが、一般会計が負担することとされている経費については一般会計繰入金をもって充てることになる。ここで、一般会計繰入金「地方公営企業繰出金について」に基づいているものであれば、実質的に国の負担となっている。しかし、「地方公営企業繰出金について」に基づいていない繰入であれば甲府市一般会計の負担となり、これを基準外繰入と言う。

甲府市下水道事業に係る一般会計繰入金明細を詳細に吟味したところ、資本的収入の企業債元金償還金（概ね6億円）は「地方公営企業繰出金について」に基づいていない基準外繰入金である。基準外繰入金（概ね6億円）は、過去に下水道整備を急速に進めたために採算が採れなくても整備した下水道事業債による元利償還金であり、当該元利償還金の残高は減少しているものであるとの説明を受けている。

下水道事業は独立採算制の下に行われるものであるから、基準外繰入金のように一般会計からの補填により賄われることは望ましくなく、使用料収入によって賄うべきであると言える。基準外繰入金を明確にして議論することを推奨する。

## 5 下水道使用料設定

(意見)

今後の甲府市上下水道局の下水道使用料の見直しにおいては、現在採用している将来算定期間における収支に基づく使用料設定方法に加え、資本的収入における多額の実質的な基準外繰入金に依拠している収益構造及びキャッシュ・フロー状況を考慮し、使用料改定の必要性を検討することも必要と考えられる。

### (1) 概要

#### ア 下水道使用料の算定方法

下水道事業では、原則雨水処理費用及び汚水処理費用の内公費で負担すべきとされる費用については公費負担、それ以外の費用は使用料による独立採算を目標とすべきであるとされている。「甲府市下水道使用料算定要領（平成 20 年 3 月）」によると、下水道使用料は適正な維持管理費と健全な運営を確保するための必要な資本費の合計とされている。

維持管理費は、人件費、薬品費、動力費、修繕費、その他維持管理費の合計から、適正に算定された事業運営に伴う関連収入及び公費で負担すべき経費を控除して求める。

資本費は、公費で負担すべき経費を除いた減価償却費、企業債等支払利息、資産減耗費、その他の資本費及び改良に必要とされる資産維持費の合計から、適正に算定された国庫補助金及び受益者負担金徴収に係るもの並びに公費で負担すべき経費を控除して求めるとされている。

#### イ 下水道使用料等比較

甲府市上下水道局では甲府市と類似団体 11 都市（地方公営企業法を適用し、処理区域内人口が 15 万以上 30 万人以下及び特定環境保全公共下水道を実施する団体）について「平成 27 年度総務省公営企業年鑑」の数値から各種分析をしている。

項目	単位	甲府市 (平成 28 年度)	類似 11 都市 (平成 27 年度)		備考
			平均値	最高～最低	
行政区域内人口	人	190,456	285,413	427,400～176,976	
処理区域人口	人	182,357	229,076	163,359～287,742	※1
普及率	%	95.7	80.3	96.5～68.0	※2
一般家庭用使用料 (1 ヲ月 20 m <sup>3</sup> あたり)	円/月	2,386	2,617	3,477～1,825	※3

使用料単価	円/m <sup>3</sup>	149.89	153.62	197.03~108.56	※4
汚水処理原価	円/m <sup>3</sup>	148.29	150.05	195.02~100.70	※5
経費回収率	%	101.1	102.0	123.4~80.9	※6

(「類似都市経営指標等比較表」より抜粋)

- ※1 下水を処理場で処理する区域内人口
- ※2 行政区域内人口に占める処理区域内人口の割合
- ※3 一般家庭において1か月あたり20m<sup>3</sup>使用した場合の下水道料金(税込み)
- ※4 使用料単価は「下水道使用料」を「年間有収水量」(使用料の徴収対象となる水量)で除した金額である。
- ※5 汚水処理原価は「汚水処理費」を「年間有収水量」で除した金額である。
- ※6 経費回収率は「下水道使用料」を「汚水処理費」で除した率である。

## (2) 下水道使用料の改定

### ア 直前の改定実績

「下水道使用料の基本的考え方(公益社団法人日本下水道協会)」では「下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金の性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うことになる。これらのことから、使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当である。」とされている。

平成21年4月1日以降、「甲府市上下水道事業経営計画2008」の事業内容、財政収支見通し等を総合的に勘案し、また、過年度に起債した高金利の企業債の繰上償還の条件として、使用料総額については、改定率15.35%の引き上げがされ、一般汚水については下記の改定が行われた。

### 改定前(水道水による汚水(家庭用その他))

(1ヵ月につき、税抜き、円)

基本料金	1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~
255	80	105	180	205	225

### 改定後(一般汚水)

(1ヵ月につき、税抜き、円)

基本料金	1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup>	61m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	501m <sup>3</sup> ~
460	70	105	120	190	230	245

イ 直前の改定見直し

直前の改定見直し時では、平成 29 年に、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年の料金算定期間について、改定の必要性が検討された。甲府市水道料金等審議会による「適正な水道料金及び下水道使用料について（答申）」（平成 29 年 10 月 19 日）によれば、「算定期間内の事業内容、財政収支見通し等を総合的に勘案し、使用料総額については、改定の必要はない。」との結論に至っている。

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年の料金算定期間の財政収支（予測）は下記のとおりであり、算定期間収支が△9 百万円と僅少なため、今後の経営努力でマイナスの収支差額を解消できる判断し、改定の必要はないとされた。

・ 事業を行うために必要な金額

（単位：百万円）

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
資本費	5, 0 1 6	4, 9 3 4	4, 8 6 7
減価償却費	3, 8 5 5	3, 8 5 1	3, 8 5 2
資産減耗費	8 7	8 7	8 7
支払利息	9 4 7	8 6 8	8 0 0
資産維持費	1 2 6	1 2 6	1 2 6
維持管理費	1, 2 0 6	1, 3 8 7	1, 3 3 0
動力費	2 1 2	2 1 6	2 1 9
委託費	4 7 0	5 9 8	5 2 1
修繕費	1 4 4	1 8 4	1 9 7
負担金	2 8 8	2 8 9	2 9 0
その他維持管理費	9 0	9 8	1 0 1
職員に係る費用	2 7 3	3 0 5	2 4 5
計	6, 4 9 7	6, 6 2 7	6, 4 4 3
算定期間に事業を行うために必要な金額			1 9, 5 6 7 A

・ 事業を行うために必要な金額から控除される金額

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
一般会計で負担すべき費用	2, 2 0 6	2, 2 0 6	2, 2 0 6
雨水に係る費用	7 5 0	7 5 0	7 5 0
その他基準による費用	1, 4 5 6	1, 4 5 6	1, 4 5 6
関連収入で負担すべき費	1 8	1 8	1 8

用			
長期前受金戻入益	1, 0 3 6	1, 0 3 5	1, 0 3 6
計	3, 2 6 1	3, 2 6 0	3, 2 6 0
控除される金額			9, 7 8 2 B

- ・ 使用料として必要な金額

使用料として必要な金額	9, 7 8 4 C=A-B
-------------	----------------

- ・ 現在の使用料金体系での収入見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
使用件数の予測 (千件)	5 3 1	5 3 5	5 4 0
使用水量の予測 (千m <sup>3</sup> )	2 1, 8 4 8	2 1, 7 7 3	2 1, 7 0 3
下水道使用料の予測	3, 2 7 1	3, 2 5 8	3, 2 4 5
下水道使用料 (予測) の合計額			9, 7 7 5 D

- ・ 上記に基づく 3 か年の料金算定期間における収支

算定期間収支	△9 D-C
--------	--------

(「下水道使用料及び建設等計画」より抜粋)

### (3) 問題点及び改善案

下水道事業会計は、雨水処理費用及び汚水処理費用の内公費で負担すべきとされる費用については公費負担、それ以外の費用は使用料による独立採算を目標とすべきであるとされている。

甲府市では「甲府市下水道使用料算定要領 (平成 20 年 3 月)」に基づき、維持管理費に資本費 (減価償却費、支払利息他) を加えて算定し、直前の改定見直し時には概ね使用料金と当該費用が同額となっていることを根拠に下水道使用料の見直しは不要とした。

しかし、甲府市下水道事業の資本的収入には每期多額の実質的な基準外繰入金があり、貸借対照表の長期前受金を経由し、将来にわたって「(2) 下水道使用料の改定 イ直前の改定見直し」における「事業を行うために必要な金額から控除される金額」に含まれる長期前受金戻入に長期前受金の償却額が計上される実態がある。

※ 最近 5 年間の資本的収入に含まれる実質的な基準外繰入金の状況



(単位：百万円)

区分	年度	2014	2015	2016	2017	2018
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
他会計繰入金-資本的収支-基準外繰入金		849	617	685	652	618

また、甲府市下水道事業には毎期多額の企業債償還金があるため、甲府市の多額の実質的な基準外繰入金によりキャッシュ・フローが補填されている実態が継続している。現状、甲府市下水道事業会計の「キャッシュ・フロー計算書」では資金残高はプラスとなっているが、基準外繰入金がなかったと仮定した場合には資金不足に陥ることになる。

- ・ 最近5年間の「キャッシュ・フロー計算書」の実績

(単位：百万円)

区分	年度	2014	2015	2016	2017	2018
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
業務活動によるキャッシュ・フロー①		2,728	3,019	3,034	3,157	3,183
投資活動によるキャッシュ・フロー②		△ 821	△ 823	56	439	△ 72
財務活動によるキャッシュ・フロー③		△ 1,978	△ 2,778	△ 2,912	△ 2,656	△ 3,142
資金増減額①+②+③		△ 71	△ 581	177	940	△ 32
資金期首残高		1,354	1,283	702	880	1,820
資金期末残高		1,283	702	880	1,820	1,789

- ・ 最近5年間に基準外繰入金がなかったと仮定した場合の「キャッシュ・フロー計算書」

(単位：百万円)

区分	年度	2014	2015	2016	2017	2018
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
業務活動によるキャッシュ・フロー①		2,728	3,019	3,034	3,157	3,183
投資活動によるキャッシュ・フロー②		△ 1,670	△ 1,440	△ 629	△ 213	△ 690
財務活動によるキャッシュ・フロー③		△ 1,978	△ 2,778	△ 2,912	△ 2,656	△ 3,142
資金増減額①+②+③		△ 920	△ 1,198	△ 508	289	△ 649
資金期首残高		1,354	434	△ 764	△ 1,272	△ 983
資金期末残高		434	△ 764	△ 1,272	△ 983	△ 1,633

よって、今後の甲府市下水道事業の下水道使用料の見直しにおいては、現在採用している将来算定期間における収支に基づく使用料設定方法に加え、甲府市下水道事業が直面している現状の収益構造の実態、キャッシュ・フローの状況を考慮し、使用料改定の必要性を検討することも必要と考えられる。

## Ⅶ 内部統制

### 1 情報セキュリティに関する自己点検の未実施について

(指摘)

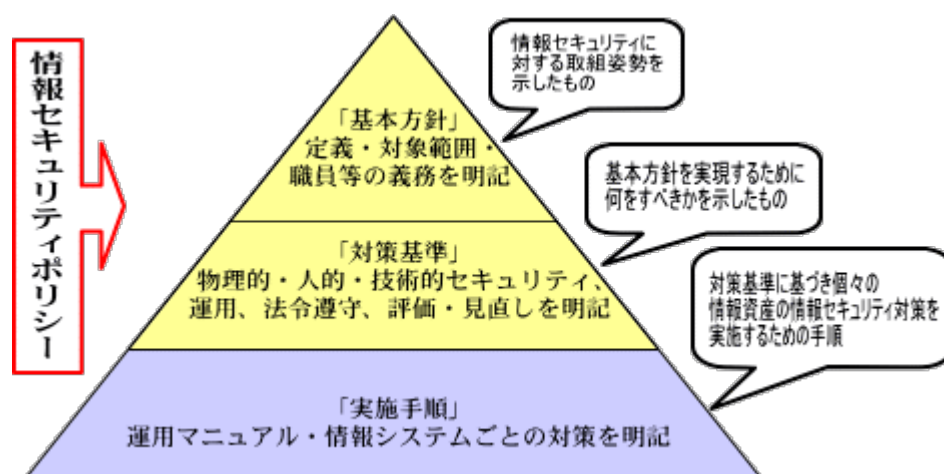
甲府市上下水道局が従うべき甲府市情報セキュリティ対策基準について、一部、準拠していない項目が検出された。

情報資産を脅かすようなセキュリティ事故防止のために、実態にあった運用可能な項目を情報セキュリティ対策基準として定め、情報セキュリティ対策基準に準拠して、情報資産等に関する運用を行うべきである。

#### (1) 概要

甲府市では、インターネットの急速な普及に対し、情報資産（個人情報や行政運営に関わる情報など）の不正アクセスによる改ざんや漏えい、コンピュータウイルス感染などの脅威から情報資産を守るため、「甲府市情報安全対策指針（情報セキュリティポリシー）」を平成15年10月に策定し、必要に応じて随時に改正を行っている。

情報セキュリティポリシーは、甲府市が保有する情報資産に対しての情報セキュリティ対策を総合的かつ具体的に取りまとめたもので、「甲府市情報セキュリティ基本方針」及び「甲府市情報セキュリティ対策基準」から構成されている。



(出典：甲府市 HP「甲府市情報安全対策指針（情報セキュリティポリシー）」)

「甲府市情報セキュリティ基本方針」第4に定める対象範囲には、上下水道局も含まれており、甲府市上下水道局の下水道事業においても従うべき基準となっている。

甲府市情報セキュリティ基本方針（抜粋）

#### 第4 対象範囲

##### (1) 行政機関の範囲

基本方針が適用される行政機関は、市長部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、上下水道局及び市長部局が管理する情報システムを利用する組織とする。

情報セキュリティ対策基準の運用状況を確認したところ、準拠されていない項目が3点検出された。

- ・ 情報セキュリティに関する自己点検の未実施
- ・ 執務室等で利用する端末の物理的なセキュリティ措置を講じていない
- ・ 情報資産持ち出し記録簿に網羅的に記録されていない

ア 情報セキュリティに関する自己点検の未実施

「甲府市情報セキュリティ対策基準」9.2によると、毎年度自己点検を実施することが定められているが、甲府市上下水道局では実施していない。

甲府市情報セキュリティ対策基準（抜粋）

9.2 自己点検

(1) 実施方法

ア 統括情報システム管理者及び情報システム管理者は、所管するネットワーク及び情報システムについて、毎年度及び必要に応じて自己点検を実施しなければならない。

イ 統括情報システム責任者は、統括情報システム管理者と連携して、情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について、毎年度及び必要に応じて職員等にアンケート等を行い、また点検を行わなければならない。

(2) 報告

統括情報システム管理者、情報システム管理者及び情報セキュリティ責任者は、自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策を取りまとめ、情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。

(3) 自己点検結果の活用

ア 職員等は、自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善を図らなければならない。

イ 情報セキュリティ委員会は、この点検結果を情報セキュリティポリシー及び関係規程の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

イ 執務室等で利用する端末の物理的なセキュリティ措置について

「甲府市情報セキュリティ対策基準」4.4によると、盗難防止のため、執務室等で利用するパソコンについては、ワイヤーによる固定を行うなど、物理的措置が必要とされている。甲府市上下水道局では、ノートパソコンは、セキュリティワイヤーにより持ち出しを防止しているが、デスクトップパソコンについては、ワイヤーによる固定などは行われておらず、物理的な措置がとられていないといえない。

甲府市情報セキュリティ対策基準（抜粋）

4.4 職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理

ア 情報システム管理者は、盗難防止のため、執務室等で利用するパソコンのワイヤーによる固定、モバイル端末の使用時以外の施錠保管等の物理的措置を講じなければならない。

ウ 情報資産の持ち出し記録について

「甲府市情報セキュリティ対策基準」5.1によると、端末等の持ち出し及び持ち込みについて記録することが求められており、この端末等には、電磁的記録媒体や情報資産も含まれると考えられる。

現在、パソコン等情報機器、外部記録媒体、情報資産について、「持ち出し及び持ち込み管理簿」により記録することとしている。

職員が利用するノートパソコンについて平成30年12月以降端末の入替えを行った。新しいノートパソコンにはディスクドライブが内蔵されており、自由にCD-ROMへの書き込みが可能である。データの持ち出しについてログ記録の管理等は行っていない。そのため、「持ち出し及び持ち込み管理簿」へ記録しなくても捕捉されることはなく、担当者に依存している。

実際に、平成30年度の「持ち出し及び持ち込み管理簿」は、平成29年度分と比較し、件数が大幅に少なく、網羅的に記録が残されているとは考えられない状況であった。

甲府市情報セキュリティ対策基準（抜粋）

5.1 職員等の遵守事項

ウ パソコン等の端末や電磁的記録媒体等の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限  
(イ) 職員等は、本市のパソコン等の端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。  
オ 持ち出し及び持ち込みの記録

情報セキュリティ管理者は、端末等の持ち出し及び持ち込みについて記録を作成し、保管しなければならない。

(2) 問題点及び改善案

情報セキュリティ対策基準に準拠していなかった理由については、認識漏れによるものと、認識はあるもののその運用についてどのように行うべきであるか検討中であるものがあつた。情報資産を脅かすようなセキュリティ事故防止のために、甲府市上下水道局の実態にあつた運用可能な項目を情報セキュリティ対策基準として定め、情報セキュリティ対策基準に準拠して、情報資産等に関する運用を行うべきである。

---

---

## 令和元年度包括外部監査の結果報告書

～ 下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について～

発行日 令和2年2月21日

発行者 甲府市包括外部監査人 柴山 聡

印刷 株式会社 峡南堂印刷所

無断複写・複製・転載などを禁じます。

---

---